

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年9月30日

【中間会計期間】 2020年度中（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

【会社名】 ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行）
（UBS AG）

【代表者の役職氏名】 執行役員会プレジデント
セルジオ P. エルモッティ
（Sergio P. Ermotti, President of the Executive Board）
チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
カート・ガードナー
（Kirt Gardner, Chief Financial Officer）

【本店の所在の場所】 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45
（Bahnhofstrasse 45, CH-8001 Zürich, Switzerland）
スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォルシュタット1
（Aeschenvorstadt 1, CH-4051 Basel, Switzerland）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月岡 崇

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 - 6889 - 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福原 亮輔
弁護士 星野 慶史
弁護士 横山 晃大
弁護士 並木 三恵

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 - 6889 - 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」又は「当行」とはユービーエス・エイ・ジー（UBS AG）を、「UBS AG（連結ベース）」又は「UBS AG（連結）」とはユービーエス・エイ・ジー及びその連結子会社を、「UBS」、「当グループ」又は「UBSグループ」とはUBSグループの持株会社でありユービーエス・エイ・ジーの親会社であるユービーエス・グループ・エイ・ジー（UBSグループAG）及びその連結子会社を、また、「スイス」又は「スイス連邦」とはスイス連邦共和国を指す。
- (注2) 本書に記載されている日本円の換算は、2020年9月1日現在の株式会社三菱UFJ銀行本店の対顧客電信直物売買相場の仲値（1スイス・フラン＝117.12円又は1米ドル＝105.89円）により行われている。
- (注3) 2018年から、割合、絶対数の変動、変化率及び調整後の数値は、端数処理をしていない数値に基づき計算している（端数処理をして計算されている、表に示される数値から得られる本文中の報告期間の間の絶対数の変動に関する情報を除く。）。従前の期間については、当該数値は、表や本文に示される端数処理後の数値に基づき計算している。2018年より前に算出された数値については、金額、フルタイム換算による人数及び比率を表示する場合、四捨五入している場合がある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

2020年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第1 本国における法制等の概要」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) UBS AG(連結ベース、国際財務報告基準 (IFRS) に基づく開示)

(単位：百万米ドル (億円)、別掲されている場合を除く)

(連結)	以下の日現在又は 以下の日に終了した6ヶ月間			以下の日現在又は 以下の日に終了した1年間	
	2020年 6月30日	2019年 6月30日	2018年 6月30日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
営業収益合計	15,521 (16,435)	14,975 (15,857)	16,033 (16,977)	29,307 (31,033)	30,642 (32,447)
営業費用合計	12,197 (12,915)	11,864 (12,563)	12,557 (13,297)	24,138 (25,560)	25,184 (26,667)
税引前営業利益 / (損失)	3,324 (3,520)	3,110 (3,293)	3,476 (3,681)	5,169 (5,473)	5,458 (5,779)
株主に帰属する当期純利益 / (損失)	2,615 (2,769)	2,375 (2,515)	2,692 (2,851)	3,965 (4,199)	4,107 (4,349)
株主に帰属する包括利益合計	4,254 (4,505)	3,363 (3,561)	2,098 (2,222)	4,754 (5,034)	3,961 (4,194)
資産合計	1,063,435 (1,126,071)	968,645 (1,025,698)	953,638 (1,009,807)	971,916 (1,029,162)	958,055 (1,014,484)
株主に帰属する持分	55,416 (58,680)	52,359 (55,443)	50,391 (53,359)	53,754 (56,920)	52,256 (55,334)
利益剰余金	23,257 (24,627)	22,017 (23,314)	21,886 (23,175)	23,451 (24,832)	23,317 (24,690)
資本金	338 (358)	338 (358)	338 (358)	338 (358)	338 (358)
普通株式等Tier 1自己資本比率 (%) (注1)	13.1	13.7	13.4	13.7	13.2
ゴーイングコンサーン・ベースの 自己資本比率 (%) (注1)	17.9	17.8	16.2	18.3	16.1
リスク加重資産 (注1)	284,798 (301,573)	261,364 (276,758)	253,873 (268,826)	257,831 (273,017)	262,840 (278,321)
総損失吸収力比率 (%) (注1)	32.0	33.0	31.7	33.9	31.3
レバレッジ比率分母 (注1)	974,124 (1,031,500)	911,601 (965,294)	911,453 (965,138)	911,232 (964,904)	904,458 (957,731)
レバレッジ比率分母 (一時的なFINMA適用免除を反映) (注2)	910,070 (963,673)	-	-	-	-
普通株式等Tier 1レバレッジ比率 (%) (注1)	3.84	3.94	3.73	3.87	3.83

普通株式等Tier 1レバレッジ比率（％） （一時的なFINMA適用免除を反映）（注２）	4.11	-	-	-	-
ゴーイングコンサーン・ベースの レバレッジ比率（％）（注１）	5.2	5.1	4.5	5.2	4.7
ゴーイングコンサーン・ベースの レバレッジ比率（％） （一時的なFINMA適用免除を反映）（注２）	5.6	-	-	-	-
総損失吸収力レバレッジ比率（％）（注１）	9.3	9.5	8.8	9.6	9.1
営業活動による正味キャッシュ・ フロー収入／（支出）	41,060 (43,478)	1,213 (1,284)	16,144 (17,095)	18,805 (19,913)	27,744 (29,378)
投資活動による正味キャッシュ・ フロー収入／（支出）	-7,713 (-8,167)	-531 (-562)	-3,265 (-3,457)	-1,374 (-1,455)	-5,918 (-6,267)
財務活動による正味キャッシュ・ フロー収入／（支出）	11,960 (12,664)	-11,964 (-12,669)	4,609 (4,880)	-24,738 (-26,195)	963 (1,020)
現金及び現金同等物期末残高	166,679 (176,496)	115,183 (121,967)	120,220 (127,301)	119,804 (126,860)	125,853 (133,266)
従業員数（人）（フルタイム換算）	47,120	47,072	46,597	47,005	47,643

（注１）2020年１月１日現在のスイスのシステム上関連ある銀行（SRB）の枠組みに基づいている。

（注２）現在のCOVID-19のパンデミック並びにそれに関連して政府及び規制当局が採用した措置を背景に、FINMAは銀行に対し、2021年１月１日までゴーイングコンサーン・ベースの比率を計算する上でレバレッジ比率分母から中央銀行の要求払預金を一時的に除外することを認めた。一時的なFINMA適用免除の詳細については、UBSグループの2020年第２四半期財務報告書（英文）の「Recent developments」及び「Capital management」の項を参照のこと。

(2) UBS AG（単体ベース）（スイスにおける会計原則及び法律に基づく。）

（単位：百万スイス・フラン(億円)）

	以下の日現在又は 以下の日に終了した６ヶ月間			以下の日現在又は 以下の日に終了した１年間	
	2020年 6月30日	2019年 6月30日	2018年 6月30日	2019年 12月31日	2018年 12月31日
当期純利益／（損失）	2,542 (2,977)	3,102 (3,633)	3,589 (4,203)	3,890 (4,556)	3,269 (3,829)
営業収益合計	6,506 (7,620)	7,116 (8,334)	7,745 (9,071)	11,962 (14,010)	11,853 (13,882)
資産合計	467,736 (547,812)	489,027 (572,748)	488,503 (572,135)	463,681 (543,063)	472,184 (553,022)
資本合計	49,061 (57,460)	49,697 (58,205)	50,472 (59,113)	50,055 (58,624)	50,250 (58,853)
資本金	386 (452)	386 (452)	386 (452)	386 (452)	386 (452)

2【事業の内容】

2020年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 3 事業の内容」に記載されている内容につき、以下に記載する事項を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

以下記載される情報は、UBS AG（連結ベース）の情報ではなく、UBSグループAG（連結ベース）の情報であり、専ら参考情報として記載している。UBSグループAG（連結ベース）の財務情報はUBS AGの財務情報（連結ベース）と大きな差異はないことに留意されたい。

事業部門の費用報告の合理化及びコーポレート・センターからグループ・ファンクションへの改称

当グループでは、2020年第1四半期以降、当グループの経営状況をより良く反映するため、事業部門の費用報告を合理化した。当グループは今後、個別の営業費用ラインは提供せずに、事業部門に関する営業費用合計のレベルで費用を開示する。当グループでは、引き続き、当グループレベルでの営業費用の詳細を提供するとともに、各部門についての経営陣の検討及び分析において、部門毎の営業費用の変動の要因を説明していく。

事業部門の費用報告の合理化は、UBSグループAG及びUBS AGの連結財務書類の「注記2 セグメント報告」にも適用されている。

コーポレート・センターはグループ・ファンクションに改称し、グループ財務部門、当グループの非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ、並びに当グループに関するサービス等がこれに含まれる。なお、この変更が事業部門又は当グループの営業収益、営業費用及び税引前利益に与える影響はない。

航空機リース事業の移転

2020年1月1日、コーポレート・エアクラフト・ファイナンス事業は、本事業のサービスを主に受ける顧客とより整合させるため、パーソナル&コーポレート・バンキングからグローバル・ウェルス・マネジメントに移転された。コーポレート・エアクラフト・ファイナンス事業は、主に超富裕層顧客にサービスを提供しており、この移転は、顧客及びサービスの戦略的な整合を反映している。約16億米ドルの貸出金がパーソナル&コーポレート・バンキングからグローバル・ウェルス・マネジメントに移転した。この移転の結果、年間約4,000万米ドルの受取利息純額が、パーソナル&コーポレート・バンキングではなくグローバル・ウェルス・マネジメントで報告されると予想される。

インベストメント・バンクの構造変更

2019年9月に発表したとおり、当グループのインベストメント・バンクの構造変更は2020年1月1日に発効した。コーポレート・クライアント・ソリューションはグローバル・バンキングに、インベスター・クライアント・サービスはグローバル・マーケットにそれぞれ改称された。グローバル・バンキングには、グローバル・カバレッジ・モデルと整合性のとれた、キャピタル・マーケット及びアドバイザーという2つのプロダクト・パーティカルがあり、法人向け貸付とそれに関連するヘッジ活動も含まれている。グローバル・マーケットは、株式業務と外国為替、金利及びクレジット業務（FRC）を統合し、エグゼキューション&プラットフォーム、デリバティブ&ソリューション及びファイナンスの3つのプロダクト・パーティカルに分類している。

当グループの事業部門に関する経営陣の検討及び分析における過去の財務情報の表示は、これらの変更を反映している。インベストメント・バンクの過去の収益合計は、これらの変更の影響を受けなかった。

グローバル・ウェルス・マネジメントの組織変更

当グループでは、2020年1月に発表したように、グローバル・ウェルス・マネジメント部門の組織変更を実施した。2020年1月1日より、EMEAの中に、（ ）ヨーロッパ、（ ）中央及び東ヨーロッパ、ギリシャ及びイスラエル、並びに（ ）中東及びアフリカの3つの事業部門を構築した。当グループはまた、グローバル・ファミリー・オフィス能力をより多くの顧客が利用できるようにしている。

2020年第1四半期からは、事業部門に関する経営陣の検討及び分析において追加的な情報を提供しており、これには営業収益及び費用に関する広範な地域情報並びに貸出金及び運用委託契約の動向に関する情報を含めている。当グループは、超富裕層顧客関係を地域と整合させており、従って、今後は超富裕層顧客関係に関する業績指標を別個に報告しない。

3 【関係会社の状況】

2020年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

4 【従業員の状況】

UBS AG及びその子会社の従業員数（2020年6月30日現在のフルタイム換算）：47,120

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

2020年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載されている内容につき、以下に記載する事項を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2020年6月30日現在において判断したものである。

COVID-19に関連した規制及び法律の動向

2020年5月、スイス金融市場監督当局（FINMA）は、COVID-19のパンデミックを踏まえ、2020年第1四半期に行われた規制免除に関する指針を公表した。かかる指針に基づき、ゴーイングコンサーン・ベースの比率の計算において、中央銀行の要求払預金をレバレッジ比率分母（LRD）から除外することを銀行に認める一時的な適用免除が、全ての銀行について、2020年7月1日から2021年1月1日まで延長された。

2020年3月にスイス連邦参事会がスイスの銀行を通じてスイスの中小企業に流動性を提供するために設立した融資保証制度は、2020年7月31日まで新規信用枠の発行を許可している。スイス連邦参事会は、2020年7月に2032年12月31日までの有効期間を予定した法案を公布しており、2020年3月に非常時の法律に基づき創設された融資保証制度を連邦法に移行させることを目指している。この法律には、一時的な措置を早期に終了させるための規定が含まれる予定である。

米国の規制当局は、2020年5月に、銀行持株会社及び中間持株会社の銀行子会社に関する補完的レバレッジ比率（SLR）要件を一時的に緩和した。UBSアメリカズ・ホールディングLLCは、2020年4月1日から米国の現地報告に関するSLR要件に服している。この救済措置では、2021年3月までの間、SLR分母から連邦準備銀行の米国財務省の証券及び預金を除外することを認めている。

EUは、UBSグループAGに重大な影響を及ぼすことなく、自己資本要求規則を調整した。

資本分配に関する国際的措置

2020年第2四半期には、複数の管轄区域の規制当局が、銀行の資本分配及び株式買戻しプログラムを制限する措置を実施した。これらの措置は、COVID-19のパンデミックの流行後、資本耐性及び融資能力を維持することを目的としている。

2020年6月、欧州システミックリスク委員会は、EUの金融機関による資本分配及び株式買戻しプログラムの実施を防止する勧告を発表した。米国では、銀行規制当局が、2020年の第3四半期中の配当の増額及び自社株買戻しを禁止する等、いくつかの措置をとってきた。英国においても、英国健全性規制機関（PRA）が、2020年末まで配当及び自社株買戻しを中止し、すべての重要なリスクテイク（MRT）を含む幹部社員に現金賞与を支払うことを控えるよう、英国の7つのシステミック上重要な大手銀行に要請した。

UBSは引き続き、配当に関する政策動向を監視している。かかる措置は、現在、スイスにおいて公式に検討されておらず、また、前述の制限は、当グループの資本分配能力を制限するものではない。

その他の規制及び法律の動向

スイス銀行法改正

2020年6月、スイス連邦参事会は、銀行法の一部改正に関する指針を採択した。

提案された措置は、銀行に対してスイスの預金保護スキームに関するその拠出義務の半分を証券又は現金でカストディアンに預け入れることを要求することにより、預金者保護スキームを強化すると考えられる。間接保有証券法の整備により、証券のカストディアンは、自らのポートフォリオと顧客のポートフォリオとを分離することが義務付けられる。更に、この改正により、銀行破綻処理規定に関するスイス銀行法の条項が改正された。かかる規定には、ペイル・インの場合の請求権の順位付け及びペイル・イン社債（ペイル・イン社債による総資本の5%未満の同順位の債務を有する持株会社が発行するものを除く。）の劣後要件が含まれる。

改正された銀行法は2022年初頭まで施行されない見込みである。当グループでは、スイスに本拠を置く当グループの全ての会社に、中程度の追加費用が発生すると予想している。

ブレグジット

英国のEU離脱後、今後のEU英国間の関係についての交渉は、2020年12月31日に終了する予定の移行期間末まで継続する。

英国及びEUの双方は、2020年6月までに、現行の金融サービス法に基づく様々な同等性評価を完了することを目指していたが、当該評価に関する結論についてEU及び英国の当局からは新たな情報は開示されていない。EU及び英国が相互に同等性を付与するのか、そしてそれがいつになるかは不明である。

少なくとも過半数の必要な同等性の決定がなされずに英国が移行期間を終了した場合、市場の著しい混乱がもたらされる可能性がある。UBSヨーロッパSEの英国の中央清算機関（CCP）に対するエクスポージャーを移行期間終了前にEUのCCPに移行させる必要があると考えられる。更に、EUの金融商品市場指令に基づくデリバティブ取引や株式取引債務の運用を含め、多くの市場構造の問題が未解決のままである。

IBORからの移行に関連した動向

英国PRA及び金融行為規制機構（FCA）は、LIBORからの移行に関する期限を変わず2021年末とすることを確認した。英国財務省は、LIBORの円滑な縮小を確保し、LIBORから移行できない複雑な旧来の契約に対処するために、FCAに追加的な権限を与えることを発表した。2021年末の期限は変わらないものの、複数の国のワーキンググループが、市場がもたらす進展及びCOVID-19に起因する課題の増加に対応して、暫定的な移行のマイルストーンを延期している。

UBSは、様々な市場において銀行間取引金利に連動する契約を多数有している。新しいリスクフリーの代替参照金利（ARR）は、現在のところ期間構造を提供しておらず、従って、現在のオーバーナイト以外の指数連動商品の契約条件は変更が必要になると考えられる。ポンド翌日物平均金利（SONIA）を除き、ARRの流動性は低いままである。国際スワップデリバティブ協会が実施した2つの市場横断的な協議に続き、デリバティブ市場にとって重要なマイルストーンとなるのは、改訂されたフォールバック条項の公表である。

当グループは、組織横断的、地域横断的なガバナンス体制及び変更プログラムを構築し、移行の規模と複雑さに対応している。UBSは、2021年末までの適時かつ秩序ある移行に取り組んでいるが、旧来のIBORに基づく一部の契約は、2021年以降も残存する見込みである。

当グループは、2020年5月にスイス市場でスイス翌日物平均金利(SARON)モーゲージを開始した。

年次の包括的資本分析及びレビューの結果

2020年6月、連邦準備制度理事会は、年次のドッド・フランク法ストレス・テスト（DFAST）及び包括的資本分析及びレビュー（CCAR）の結果を公表した。

UBSの中間持株会社であるUBSアメリカズ・ホールディングLLCは、非常に悪いシナリオ下の最低自己資本規制を上回り、連邦準備制度理事会は、その資本計画に異議を唱えなかった。その結果、UBSアメリカズ・ホールディングLLCはもはやCCARの定性的評価の対象とはならない。連邦準備制度理事会はまた、COVID-19のパンデミックによる経済的影響をモデル化するために感応度分析を実施した。これらの補完的分析の結果、連邦準備制度理事会は、企業は2020年9月30日までに監督下にある企業に提供される新たなストレス・シナリオに基づく改訂された資本計画を再提出すべきであると決定した。

環境、社会及びガバナンス

2020年4月、欧州監督機関は、環境、社会及びガバナンス（ESG）開示基準に関する規制上の技術基準（RTS）草案について協議を開始した。RTS草案は、金融機関に対し、投資決定が持続可能性要因に及ぼす主な悪影響についてのステートメントを公表し、維持することを求めている。RTS草案には、事業体及び商品レベルの両方で、非常に詳細な悪影響についての開示要件も含まれている。現時点では、かかる情報は標準化され報告可能な方法では入手できず、RTSが提案通りに制定された場合、その実施に大きな課題をもたらす。この協議は2020年9月1日に終了する。

責任ある企業イニシアチブ（RBI）は、スイスを拠点にする企業に対し、人権及び環境基準に関する世界的なデュー・ディリジェンス要件を導入することを目指している。RBIに関する国民投票は2020年11月に予定されている。スイス連邦議会は、児童労働及び紛争鉱石の分野におけるデュー・ディリジェンス要件を備

えた、人権及び環境基準に関する報告義務を含む、現行のEU開示規則と整合性のとれた、RBIに対する条件付対抗議案を採択した。11月の国民投票でRBIが否決された場合、この対抗議案は自動的に発効する。

見通し

COVID-19のパンデミックを抑制するための措置が一部の国で当初の成果を上げている一方で、多くの事業に重大な混乱が生じ、失業も増加している。回復の時期と道筋は、各国のCOVID-19の蔓延を抑制するための取り組みや景気刺激策の有効性に加え、地政学的緊張及び政治的な不確実性の増大によって、大きく異なる可能性が高い。起こりうる結果の幅は依然として非常に広く、潜在的な景気回復の時期と状況について信頼できる予測を行うことは依然として困難である。

パンデミックに関連した不透明感が続いていることを考慮すると、2020年下半期に当グループの信用損失費用は増加するが、2020年上半期の増加を下回ると予想するのが妥当である。当グループの信用エクスポージャーの過半数は、当グループのグローバル・ウェルス・マネジメントの顧客又はスイス国内のいずれかに属し、質の高いものとなっている。スイスの効果的な危機管理策は、景気に対するこの衝撃に耐えるのに役立つであろう。当四半期の期首における市況水準の上昇は、経常受取報酬に有利に働く。貸出金の増加を含め、受取利息純額を改善するための当グループ継続的な行動は、米ドル金利の逆風に加え、現下の状況に対応するために発生する流動性費用の増加を一部相殺するはずである。今後、パンデミックが季節性とともに顧客活動水準に影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、戦略プランを遂行し、当グループ全体のリスクを管理するための規律ある取り組みを維持しながら、従業員、顧客及び当グループが活動する経済を支援することに引き続き重点を置いている。

2【事業等のリスク】

当該半期中に、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はなかった。2020年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載されている内容につき、以下に記載する事項を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2020年6月30日現在において判断したものである。

リスク管理及び統制（UBS AG連結）

UBS AG（連結）のリスク・プロフィール

UBS AG（連結）のリスク・プロフィールとUBSグループAG（連結）のそれとの間に大きな差異はなく、本書に記載されるUBSグループ（連結）に関するリスク情報は、UBS AG（連結）にも等しく該当する。

UBS AG（連結）の信用リスク・プロフィールとUBSグループAG（連結）のそれとの間には、主にUBS AG及びUBSスイスAGのUBSグループAGに対する債権に関連する差異が生じている。当該債権により、2020年6月30日現在、UBS AG（連結）のバンキング商品エクスポージャー合計は、UBSグループのエクスポージャーと比較して11億米ドル（0.2%）（2020年3月31日現在は25億米ドル（0.4%））高くなっている。

リスク管理及び統制（UBSグループ）

本項は報告期間中における主要な動向について記載しており、かかる内容は2020年6月30日提出の当行の有価証券報告書に記載した「リスク管理及び統制」とあわせて読まれるべきである。

COVID-19の発生とそれに伴う市場の混乱は、広範な経済的混乱を引き起こした。これに関連する2020年第2四半期の信用リスク、市場リスク、カントリー・リスク及びオペレーショナル・リスクへの影響については、以下の項に反映されている。

信用リスク

信用損失費用 / 戻入

正味信用損失費用合計は、2020年第1四半期の2億6,800万米ドルに対し、2020年第2四半期は2億7,200万米ドルであった。これは、ステージ1及び2ポジションに関連する2億200万米ドルの正味費用並びに信用減損された（ステージ3）ポジションに関連する7,000万米ドルの正味費用を反映したものであった。

ステージ1及び2の正味信用損失費用2億200万米ドルは、COVID-19のパンデミックによる影響、特に最新のGDP及び失業の予測を反映するために更新されたマクロ経済の見通しを考慮し、将来予測に関するシナリオを更新したことにより1億2,700万米ドルの正味費用を計上したことが主な要因である。これはまた、デフォルト確率が増加するにつれて、ステージ1からステージ2へのエクスポージャーの移行をもたらした。

残りのステージ1及び2の費用7,500万米ドルは、スイスの大手企業及び中小規模の事業体に対する選定されたエクスポージャーに関する専門家の判断に基づくオーバーレイによる影響、並びにインベストメント・バンクを中心とした当グループの貸出帳簿内の再測定を主に反映している。これらは、エネルギー関連エクスポージャー及び2020年第1四半期に評価性引当金を増加させた多数の不動産投資信託との有価証券ファイナンス取引に関する戻入により一部相殺された。

ステージ3の正味信用損失費用は7,000万米ドルであった。インベストメント・バンクのステージ3の正味費用2,200万米ドルは、様々なポジションに亘って認識された費用3,800万米ドルによるものであったが、2020年第1四半期に評価性引当金を増加させた多数の不動産投資信託との有価証券ファイナンス取引に関する戻入により一部相殺された。グループ・ファンクションでは、ステージ3の費用2,000万米ドルが非中核事業及びレガシー・ポートフォリオのエネルギー関連エクスポージャーから発生した。グローバル・ウェルス・マネジメントでは、ステージ3の正味費用1,900万米ドルは、単一のストラクチャード・マージン貸付ポジションに関する900万米ドルを主に反映しており、残りの1,000万米ドルはポートフォリオ全体の多数のより小さなポジションに関するものであった。パーソナル&コーポレート・バンキングでは、ステージ3の正味費用1,000万米ドルが、主に、法人の貸付ポートフォリオにおいて新たに債務不履行となった2件の顧客について生じた。

コミットメント・クレジット・ファシリティ

コミットメント・クレジット・ファシリティに基づく引出は、2020年第2四半期に顧客による現存のクレジット・ファシリティの引出に顕著な増加が見られなかったため、安定的に推移した。当グループは、ストレート・テストの枠組みの中で、引出済み及び未引出コミットメント・クレジット・ファシリティの合計並びにコミットメント・ファシリティの全額引出モデルに関する当グループの信用リスクを管理している。

融資引受

インベストメント・バンクにおいて、当四半期の新規融資引受活動は鈍かったものの、分配は順調に進捗した。2020年6月30日現在、融資引受コミットメントの総額は想定ベースで52億米ドルであった（2020年3月31日現在は108億米ドル）。融資引受コミットメントは全て、運用委託された。総額19億米ドルのコミットメントは、厳しい市況を理由に、当グループの分配目標日を超過している。

融資引受エクスポージャーは、当四半期末の市況を反映した公正価値で、トレーディング目的で保有されている。信用ヘッジは実施されており、公正価値の評価減は、信用ヘッジの利得による相殺分を上回った。

石油及びガス・セクターに対するエクスポージャー

2020年第2四半期に、石油価格は、依然として低水準ながらも、同年第1四半期の落ち込みからやや回復した。当グループは近年、石油及びガス・セクターに対するエクスポージャーを大幅に低減している。2020年6月30日現在、石油及びガスの製造及び供給に直接的に関連する総ネット貸付エクスポージャーは合計で14億米ドルであり、その全額がインベストメント・バンク並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに保有されている。当グループの14億米ドルのネット・エクスポージャーの70%は、投資適格カウンターパーティで占められている。

また、当グループは、パーソナル&コーポレート・バンキング内の商品貿易金融活動に関連するエクスポージャーを注視している。この事業のリスクの大部分は、固有の非金融リスクである。

バンキング商品全体のエクスポージャー

2020年6月30日現在、バンキング商品全体のエクスポージャーは、300億米ドル増加し、5,940億米ドルであった。この増加分の内、100億米ドルは中央銀行の残高に関連し、70億米ドルは顧客貸出金及び前渡金に関連し、110億米ドルはローン・コミットメントに関連していた。

信用減損されたグロス・エクスポージャーは、2020年6月30日現在で3億5,300万米ドル減少し、38億5,400万米ドルであった。この減少は、インベストメント・バンク及びグループ・ファンクションにおける有価証券ファイナンス取引及び不動産投資信託に関する戻入を主因としていた。

パーソナル&コーポレート・バンキングでは、顧客貸出金及び前渡金が55億米ドル増加した。これは主に、中小規模の事業体向けのスイス政府保証付融資制度及びスイスの投資適格多国籍企業向けの少数の多額融資によるものである。グローバル・ウェルス・マネジメントでは、顧客貸出金及び前渡金が45億米ドル増加したが、ロンバード・ローンの取引高の増加を主因としていた。インベストメント・バンクでは、大手法人顧客を主因として、顧客貸出金及び前渡金が16億米ドル減少した。

取引商品関連エクスポージャーは、市場のボラティリティの減少を主因として、2020年第2四半期に100億米ドル減少した。

ロンバード貸付及び証券担保貸付

3月をピークに、4月中旬以降、ロンバード貸付及び証券担保貸付に関するグローバル・ウェルス・マネジメントの証拠金請求の件数及び取引高は通常の水準に戻った。

当該ポートフォリオのローン・トゥ・バリュー（LTV）の平均は、2020年6月30日現在で約50%であった。

スイスのモーゲージ・ポートフォリオ

当グループのスイスの不動産ポートフォリオの合計1,560億米ドルの内、1,410億米ドルはスイスの居住用不動産に関連し、60億米ドルは商業用リテール及びオフィス不動産に関連し、90億米ドルは工業用及びその他の不動産に関連していた。

居住用ポートフォリオは、戸建住宅に関する1,160億米ドル（平均LTVは55%）及び居住用収益不動産に関する240億米ドル（平均LTVは53%）で構成されている。特に、当グループでは、スイスの商業用リテール及びオフィス不動産ポートフォリオ（平均LTVは47%）のリスク水準並びにそのCOVID-19による経済的影響への耐性を注意深く監視している。当グループのモーゲージ・ポートフォリオ全体では、2020年上半期の分割返済停止請求の件数はごく限られていた。

スイス経済及びスイス法人に対するエクスポージャー

パーソナル&コーポレート・バンキングでは、一定の産業セクターに対する当グループのエクスポージャーに関連するリスクが増加した。ネガティブな見通しで注視される業界には、観光、文化・スポーツ・教育、時計、メディア、そして程度は下回るもののリテールが含まれる。観光セクター（ホテル、レストラン及び輸送機関を含む。）に対する当グループのエクスポージャーは、2020年6月30日現在、総額19億米ドルで、このエクスポージャーの内、ホテルが9億米ドルを占めている。文化・スポーツ・教育セクターに対する当グループのエクスポージャーは9億米ドル、メディア・セクターに対する当グループのエクスポージャーは3億米ドル、時計セクターに対する当グループのエクスポージャーは2億米ドル、リテール・セクターに対する当グループのエクスポージャーは17億米ドルであった。いくつかの大手カウンターパーティとは別に、これらのセクター内の当グループのエクスポージャーは、スイス全域で高度に分散されている。

市場リスク

当グループは引き続き市場リスクを管理上のバリュエーション・アット・リスク（VaR）の概ね低い水準で管理した。平均的な管理上のVaR（1日、信頼水準95%）は、2020年第1四半期から横ばいの1,400万米ドルであった。

2020年第2四半期中、当グループVaRのマイナスのバックテストリングの超過事象は0件であり、直近250営業日中のマイナスのバックテストリングの超過事象の合計件数は3から変動がなかった。市場リスクRWAに係るバックテストリングの超過事象から派生するFINMAのVaR乗数は前四半期の3.0から変動がなかった。バックテストリングの超過事象に関するFINMAの凍結は、この乗数に影響しなかった。

イールド・カーブにおける1ベシス・ポイントのプラスの平行移動に対する当グループのバンキング勘定の金利感応度は、2020年3月31日現在のマイナス2,640万米ドルに対し、2020年6月30日現在ではマイナ

ス2,660万米ドルであった。この金利感応度の変動はより長いスイス・フラン建て資本のデュレーションを主因としていたが、自己の発行に関するファンディング・スプレッドの縮小により一部相殺された。この報告された金利感応度からは、FINMAによる第3の柱の開示要件の通りその他Tier 1(AT1)資本性証券は除外されており、この感応度はベシス・ポイントにつき440万米ドルであり、また、資本、のれん及び不動産も除外されており、模範となる感応度は、ベシス・ポイントにつき2,170万米ドルであり、その内、510万米ドル及び1,630万米ドルが、スイス・フラン及び米ドルのポートフォリオにそれぞれ帰属している。

FINMAの6つの金利シナリオのうち最も悪化したのは、「上方パラレルシフト」シナリオであり、これにより、資本の経済価値がマイナス56億米ドル変動した。これは、Tier 1自己資本の10.4%のプロフォーマ低下を表しており、これは、規制上の異常値テストのTier 1自己資本の15%を大きく下回っている。2020年6月30日現在「上方パラレルシフト」シナリオによるTier 1自己資本への即時の影響は、純損益を通じて公正価値で測定される当グループのバンキング勘定の一部及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産から生じた1.3%(7億米ドル)の減少とされる。しかしながら、このシナリオは、受取利息純額にプラスの影響を及ぼすとされる。

カントリー・リスク

COVID-19のパンデミックと、それによる成長、雇用、負債ダイナミクス及びサプライチェーンへの影響は、カントリー・リスクの主要な要因となっており、少なくとも当面の間、この状況が続くと予想される。いくつかの国では、件数は増え続けており、他の国では、当該ウィルスの更なる流行の可能性が懸念されている。各国政府及び中央銀行が自国経済を支援するために取られた措置は、ソブリン・リスクの増大をもたらすと考えられる。

当グループはヨーロッパの動向及び多くの国の政治的变化を引き続き注視している。当グループでは、英国、ドイツ及びフランスを含む主要なヨーロッパ経済に対して多大なカントリー・リスク・エクスポージャーを有しているが、当グループのヨーロッパ周辺国に対する直接的なエクスポージャーは限定的である。英国のEU離脱プロセスが依然として懸念事項である。

当グループは、香港の経済及び政治情勢のみならず、潜在的な貿易政策紛争を引き続き監視する。

多くの新興市場が、経済、政治及び市場の圧力に直面している。これとは別に、当グループのタイに対する直接的なエクスポージャーは、融資引受取引がシンジケーションを通じて計画通りに非リスク化されたため、2020年第2四半期に39億米ドルから14億米ドルに減少した。

新興市場国に対する当グループのエクスポージャーは、よく分散されている。

オペレーショナル・リスク

COVID-19の管理及び抑制に関する世界的な注力は継続しており、当グループに関しても、全ての地域において重大な事業中断なしに操業している。2020年第2四半期には市場取扱高が安定し、当グループでは2020年第1四半期に経験した業務上の在庫を減少させることができた。パンデミックは、企業の働き方に変化をもたらしており、長期的には非財務リスクに影響を及ぼす。こうしたリスクをもたらすのは、新たな勤務形態(当グループの第三者サプライヤーを含む。)及びストレスが高まる中で事業を行う従業員と組み合わせられた、顧客の相互関係強化につながる市況である。当グループは、これらのリスクを監視し、管理するのに適切であると考えられる措置を継続している。

当グループは、従業員の安全と健康の確保、当グループのオペレーショナル・レジリエンス、顧客へのサービスに必要な事業運営の継続性に引き続き注力している。当グループは、多くの主要拠点で課せられている政府の要求を遵守しながら事業運営を維持し、かつ従業員の健康を保護するため、約9万人の社内外の従業員が、関連規定によって認められている場合にはクライアント・カバレッジ及び取引を担当する従業員を含め、リモートで業務を行うことを可能にした。オフィス・プロトコルへの世界的なリターンが確立されており、行政の規則や規制に沿って、現地/地域レベルで実施される予定である。リモートでの勤務形態は、コンダクト・リスクの増大、不正行為に内在するリスクの増大、疑わしい取引数が増加する可能性、並びに無許可取引及び市場の濫用又は操作のリスクにつながる可能性があり、また情報セキュリティ・リスク(特に、顧客の識別データ及び未公表の価格機密情報に関するもの)を増大させた。当グループは、従業員の行為を監視及び監督するプロセスをコンダクト・リスクの変化に対応するよう適応させるための措置を取っており、インシデントの顕著な増加は見られなかった。

当グループは、顧客及び従業員に対し不正リスクに関する教育プログラムを継続して実施し、このリスクを軽減するために当グループの相互作用に関するプロトコルを更新した。また、不正リスクを綿密に追跡す

るために追加的な監視及び分析を実施し、新たに出現しつつあるトレンドを注視して、必要に応じて更なる低減活動を展開している。

第1四半期に見られたCOVID-19をテーマとしたサイバー攻撃の高度化の流れは継続しており、当グループではCOVID-19関連のサイバー脅威についても強化した監視を維持している。リモートで勤務する際のサイバー・セーフティへのヒント及びティップスを含め、関連するリスクについて従業員にリマインドするための定期的なコミュニケーションを実施しており、今後も実施する。これまでのところ、2020年第2四半期中に当グループに影響を及ぼす重大なサイバー・インシデントが発生することはなく、当グループのセキュリティ管理は有効であると考えている。

COVID-19による影響に加え、技術革新や地政学的情勢により事業を行う複雑さが増し、規制当局が高い関心を持ち続けているため、金融犯罪（マネーロンダリング、テロ資金調達、制裁違反、詐欺及び贈収賄を含む。）は引き続き主要なリスクとなっている。当グループは、引き続き、これらのリスクの発展する特性に対応するための取り組みを優先し、また、当グループの金融犯罪防止プログラムの一環として当グループの検出機能及び基幹システムに対する多額の投資も行っており、規制上期待されるところを充たすのに当該システムを向上させることに注力している。米国の通貨監督局は当グループの米国支店の顧客確認及びマネーロンダリング防止（AML）プログラムに関連して2018年5月に排除措置命令を出した。その対応策として、当グループは、全ての米国法人において、米国に関連する銀行の守秘義務に関する法律／AML問題の持続可能な改善の確保を目指す広範なプログラムを開始した。当グループは、2019年に導入した大幅な改善策に加え、世界規模でのAML／顧客確認及び制裁措置の分野における戦略的強化にも注力してきた。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2020年6月30日現在において判断したものである。

UBS AG連結 主要な数値

	現在又は終了四半期				現在又は累計期間	
単位：百万米ドル、別掲されている場合を除く	2020年6月30日	2020年3月31日	2019年12月31日	2019年6月30日	2020年6月30日	2019年6月30日
業績						
営業収益	7,512	8,009	7,145	7,632	15,521	14,975
営業費用	5,987	6,210	6,332	5,975	12,197	11,864
税引前営業利益／（損失）	1,525	1,799	814	1,657	3,324	3,110
株主に帰属する当期純利益／（損失）	1,194	1,421	622	1,307	2,615	2,375
収益性及び成長性						
株主資本利益率（単位：%）	8.4	10.2	4.6	9.9	9.3	9.0
有形資本利益率（単位：%）	9.5	11.5	5.2	11.3	10.5	10.3
普通株式等Tier 1自己資本利益率（単位：%）	13.0	15.9	7.1	14.8	14.4	13.5
総リスク加重資産利益率（単位：%）	10.9	12.2	11.0	11.6	11.6	11.4
総レバレッジ比率分母利益率（単位：%） ¹	3.2	3.5	3.2	3.4	3.4	3.3
費用対収益比率（単位：%）	76.9	75.0	88.5	78.2	75.9	79.1
純利益成長率（単位：%）	(8.7)	33.0	128.4	2.0	10.1	(11.8)
財源						
資産合計	1,063,435	1,099,185	971,916	968,645	1,063,435	968,645
株主に帰属する持分	55,416	57,814	53,754	52,359	55,416	52,359
普通株式等Tier 1自己資本 ²	37,435	36,194	35,280	35,881	37,435	35,881
リスク加重資産 ²	284,798	284,706	257,831	261,364	284,798	261,364
普通株式等Tier 1自己資本比率（単位：%） ²	13.1	12.7	13.7	13.7	13.1	13.7

ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本 比率（単位：％） ²	17.9	16.5	18.3	17.8	17.9	17.8
総損失吸収力比率（単位：％） ²	32.0	32.1	33.9	33.0	32.0	33.0
レバレッジ比率分母 ²	974,124	957,199	911,232	911,601	974,124	911,601
レバレッジ比率分母（一時的なFINMA 適用免除） ³	910,070	903,756			910,070	
普通株式等Tier 1 レバレッジ比率 （単位：％） ²	3.84	3.78	3.87	3.94	3.84	3.94
普通株式等Tier 1 レバレッジ比率 （単位：％）（一時的なFINMA適用免除） ³	4.11	4.00			4.11	
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ 比率（単位：％） ²	5.2	4.9	5.2	5.1	5.2	5.1
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ 比率（単位：％） （一時的なFINMA適用免除） ³	5.6	5.2			5.6	
総損失吸収力レバレッジ比率（単位：％） ²	9.3	9.5	9.6	9.5	9.3	9.5
その他						
投資資産（単位：十億米ドル） ⁴	3,588	3,236	3,607	3,381	3,588	3,381
従業員数（単位：人、フルタイム換算）	47,120	47,182	47,005	47,072	47,120	47,072

¹この利益率の計算に使用した2020年6月30日及び2020年3月31日現在のレバレッジ比率分母は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関連してFINMAにより認められている一時的な適用免除による影響を反映していない。詳細については、UBSグループの2020年第2四半期財務報告書（英文）の「Recent developments」のセクションを参照。²2020年1月1日現在のスイスのシステム上関連ある銀行の枠組みに基づく。詳細については、UBS AGの2020年第2四半期財務報告書（英文）の「Capital management」のセクションを参照。³一時的なFINMA適用免除の詳細については、UBSグループの2020年第2四半期財務報告書（英文）の「Recent developments」のセクション及びUBS AGの2020年第2四半期財務報告書（英文）の「Capital management」のセクションを参照。⁴グローバル・ウェルス・マネジメント部門、アセット・マネジメント部門及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門の投資資産を含む。

代替的な業績指標

代替的な業績指標（以下「APM」という。）は、適用される認められた会計基準又は適用されるその他の規制において定義又は規定されている財務指標以外の、過去又は将来の財務パフォーマンス、財政状態又はキャッシュ・フローの財務指標である。UBS AGは、外部向け報告書（年次報告書、四半期報告書及びその他の報告書）において、多くのAPMを報告している。UBS AGは、より広い視野で業績の全体像を提供し、経営成績の基本的要因に関する経営陣の見解を反映するために、APMを用いている。各APMの定義、その計算に使用された方法及び情報の内容は、2020年第2四半期財務報告書（英文）の付録の「Alternative performance measures」に記載している。UBS AGのAPMは、米国証券取引委員会（SEC）の規制により定義されている非GAAP指標とみなされる場合がある。

UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の比較

下記の表には、UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）との間における主要な財務及び資本情報の比較が含まれている。

国際財務報告基準（IFRS）に基づきUBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の連結財務書類に適用される会計方針は同一である。しかしながら、一部の範囲及び表示については下記の通り差異が存在する。

- UBSグループAG及びその直接所有子会社（UBSビジネス・ソリューションズAGを含む。）に関連する資産、負債、営業収益、営業費用及び税引前営業利益は、UBSグループAGの連結財務書類には反映されているが、UBS AGの連結財務書類には反映されていない。UBSグループAG及びその直接所有子会社（UBSビジネス・ソリューションズAG及び共通業務を行うその他の子会社を含む。）との取引に関連するUBS AGの資産、負債、営業収益及び営業費用は、UBS AGの連結財務書類では消去の対象ではないが、UBSグループAGの連結財務書類では消去されている。UBSビジネス・ソリューションズAG及び共通業務を行うUBSグループAGのその他の子会社は、発生した費用をそのマークアップを含め、提供した業務について、UBS AGの連結範囲に含まれるその他の法人に請求する。

・ 2020年6月30日現在、UBSグループAG（連結）の資本は、UBS AG（連結）の資本を16億米ドル上回った。この差異は主に、UBS AGからUBSグループAGへの配当金支払額がUBSグループAGによる配当金分配額を上回ったこと、及び共通業務を提供するUBSグループAGの子会社がUBS AGの連結範囲に含まれるその他の法人に請求した前述のマークアップに主に関連してUBSグループAG（連結）の財務書類における利益剰余金がUBS AG（連結）のそれを上回ったことによる。また、UBSグループAGは、当グループのほとんどの報酬制度の付与者であり、付与された株式決済型の報奨に係る資本剰余金を認識している。これらの影響は、当グループが現在中止している株式買戻しプログラムの一環として取得した自己株式及び当グループの報酬制度に関連する株式引渡義務をヘッジするために保有している自己株式、並びにUBSグループAG及びUBSグループAGの完全子会社であるUBSビジネス・ソリューションズAGの設立に関連して、UBS AG（連結）レベルで追加認識された資本剰余金により一部相殺された。

・ 2020年6月30日現在、UBSグループAG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本は、UBS AG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本を26億米ドル上回った。これは、ゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収その他Tier 1（AT1）自己資本が18億米ドル上回ったこと及び普通株式等Tier 1（CET1）自己資本が7億米ドル上回ったことを反映したものであった。

・ 2020年6月30日現在、UBSグループAG（連結）のCET1自己資本は、UBS AG（連結）のCET1自己資本を7億米ドル上回った。このCET1自己資本における差異は、前述した通りUBSグループAG（連結）のIFRS持分が16億米ドル上回ったこと及びUBSグループAGの株主に対する将来の資本還元の見越計上額が下回ったことを主因としているが、UBSグループAGレベルの報酬関連の規制資本の見越計上により一部相殺された。

・ 2020年6月30日現在、UBSグループAG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収AT1自己資本は、UBS AG（連結）のそれを18億米ドル上回り、これは、繰延条件付資本制度報奨を反映していた。

[次へ](#)

UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の比較

単位：百万米ドル、 別掲されている場合を除く	2020年 6 月30日現在又は 同日終了四半期			2020年 3 月31日現在又は 同日終了四半期			2019年12月31日現在又は 同日終了四半期		
	UBSグループAG （連結）	UBS AG （連結）	差異 （絶対的）	UBSグループAG （連結）	UBS AG （連結）	差異 （絶対的）	UBSグループAG （連結）	UBS AG （連結）	差異 （絶対的）
損益計算書									
営業収益	7,403	7,512	(109)	7,934	8,009	(75)	7,052	7,145	(93)
営業費用	5,821	5,987	(166)	5,926	6,210	(285)	6,124	6,332	(207)
税引前営業利益 / （損失）	1,582	1,525	57	2,008	1,799	209	928	814	114
内、グローバル・ウェルス・マネジメント	880	868	12	1,218	1,201	18	766	754	12
内、パーソナル&コーポレート・バンキング	238	238	0	334	335	0	310	311	(1)
内、アセット・マネジメント	157	157	0	157	157	0	180	180	0
内、インベストメント・バンク	612	611	1	709	679	30	(22)	(18)	(4)
内、グループ・ファンクション	(305)	(349)	44	(410)	(572)	162	(306)	(413)	107
純利益 / （損失）	1,236	1,197	39	1,598	1,424	174	727	628	100
内、株主に帰属する純利益 / （損失）	1,232	1,194	39	1,595	1,421	174	722	622	100
内、非支配株主持分に帰属する純利益 / （損失）	3	3	0	3	3	0	6	6	0
包括利益計算書									
その他の包括利益	(1,026)	(1,035)	9	2,597	2,671	(74)	(2,295)	(1,475)	(819)
内、株主に帰属するその他の包括利益	(1,027)	(1,037)	9	2,602	2,675	(74)	(2,299)	(1,479)	(819)
内、非支配株主持分に帰属するその他の包括利益	1	1	0	(5)	(5)	0	4	4	0
包括利益合計	209	161	48	4,195	4,095	100	(1,567)	(847)	(720)
内、株主に帰属する包括利益合計	205	157	48	4,197	4,097	100	(1,577)	(857)	(720)
内、非支配株主持分に帰属する包括利益合計	4	4	0	(2)	(2)	0	10	10	0
貸借対照表									
資産合計	1,063,838	1,063,435	403	1,098,099	1,099,185	(1,085)	972,183	971,916	267
負債合計	1,006,630	1,007,847	(1,216)	1,039,981	1,041,201	(1,220)	917,476	917,988	(512)
資本合計	57,207	55,589	1,619	58,118	57,983	135	54,707	53,928	779

内、株主に帰属する持分	57,035	55,416	1,619	57,949	57,814	135	54,533	53,754	779
内、非支配株主持分に帰属する持分	173	173	0	169	169	0	174	174	0
資本情報									
普通株式等Tier 1自己資本	38,146	37,435	711	36,691	36,194	497	35,582	35,280	302
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本	53,537	50,986	2,551	51,916	47,115	4,801	51,888	47,237	4,650
リスク加重資産	286,436	284,798	1,639	286,256	284,706	1,551	259,208	257,831	1,376
普通株式等Tier 1自己資本比率（％）	13.3	13.1	0.2	12.8	12.7	0.1	13.7	13.7	0.0
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率（％）	18.7	17.9	0.8	18.1	16.5	1.6	20.0	18.3	1.7
総損失吸収力比率（％）	32.7	32.0	0.7	32.7	32.1	0.6	34.6	33.9	0.7
レバレッジ比率分母	974,348	974,124	224	955,932	957,199	(1,267)	911,325	911,232	94
レバレッジ比率分母（FINMAによる一時的な適用免除を反映） ¹	885,146	910,070	(24,925)	877,463	903,756	(26,293)			
普通株式等Tier 1レバレッジ比率（％）	3.92	3.84	0.07	3.84	3.78	0.06	3.90	3.87	0.03
普通株式等Tier 1レバレッジ比率（％） （FINMAによる一時的な適用免除を反映） ¹	4.31	4.11	0.20	4.18	4.00	0.18			
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率（％）	5.5	5.2	0.3	5.4	4.9	0.5	5.7	5.2	0.5
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率（％） （FINMAによる一時的な適用免除を反映） ¹	6.0	5.6	0.4	5.9	5.2	0.7			
総損失吸収力レバレッジ比率（％）	9.6	9.3	0.3	9.8	9.5	0.3	9.8	9.6	0.2

¹ FINMAによる一時的な適用免除の詳細については、UBSグループの2020年第2四半期財務報告書（英文）の「Recent developments」及び「Capital management」並びに本項の「資本管理」を参照のこと。

[次へ](#)

資本管理

ゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの要件及び情報

UBSは、スイス連邦銀行法に基づくシステム上関連ある銀行（SRB）と考えられ、UBSグループAG及びUBS AGは両者とも、連結ベースで、スイスSRBに適用あるバーゼル の枠組みに基づく規制に服している。

UBS AG（連結）に適用あるスイスSRBの枠組み及び要件は、UBSグループAG（連結）に適用ある同枠組み及び要件と一致しており、当該情報については、UBS AGの2019年度年次報告書（英文）の「Capital management」の項に記載されている。2020年1月1日にスイスの自己資本に関する規則（CA0）が発効したことにより、ゴーンコンサーン・ベースの要件を満たす証券は、満期の1年前まで引き続き適格であり、従前適用されていた適格が終了する年の50%のヘアカットは撤廃された。

UBS AGは、単体ベースでゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの要件に服している。UBS AGの単体の自己資本及びその他の規制上の情報は、2020年6月30日第3の柱に関する報告 - UBSグループAG及び重要な規制対象子会社とサブ・グループ（英文）（www.ubs.com/investorsの「Pillar 3 disclosures」にて2020年8月14日以降入手可能）に記載されている。

スイス金融市場監督当局（FINMA）は、COVID-19に関連して、銀行に対し、ゴーイングコンサーン・ベースの比率の計算において、中央銀行の要求払預金をレバレッジ比率分母（LRD）から一時的に除外することを認めている。この適用免除は2021年1月1日まで適用される。2020年3月25日以降に株主によって承認された適用ある配当又は同様の配当は、資本配分のうちLRD相当分を救済額から減額する。

本項以外では、単純化のため、また、FINMAによる適用免除が短期的なものであるため、一時的なFINMA適用免除を反映しないでLRDを表示することを選択した。一時的な適用免除の影響は、次の別個の表に示されている。

スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの要件及び情報

2020年6月30日現在	RWA		LRD ¹	
単位：百万米ドル、 別掲されている場合を除く	%	百万米ドル	%	百万米ドル
ゴーイングコンサーン・ベースの所要自己資本				
ゴーイングコンサーン・ベースの総自己資本	13.96 ²	39,751	4.88 ²	47,489
普通株式等Tier 1自己資本	9.66	27,505	3.38	32,877
内、最低自己資本	4.50	12,816	1.50	14,612
内、バッファ自己資本	5.14	14,639	1.88	18,265
内、カウンターシクリカルなバッファ	0.02	50		
最大その他Tier 1自己資本	4.30	12,246	1.50	14,612
内、その他Tier 1自己資本	3.50	9,968	1.50	14,612
内、その他Tier 1バッファ自己資本	0.80	2,278		
ゴーイングコンサーン・ベースの適格自己資本				
ゴーイングコンサーン・ベースの総自己資本	17.90	50,986	5.23	50,986
普通株式等Tier 1自己資本	13.14	37,435	3.84	37,435
総損失吸収その他Tier 1自己資本	4.76	13,551	1.39	13,551
内、高トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本	3.88	11,058	1.14	11,058
内、低トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本 ⁴	0.88	2,493	0.26	2,493
ゴーンコンサーン・ベースの所要自己資本 ³				
ゴーンコンサーン・ベースの総損失吸収力	10.44	29,726	3.72	36,195
内、基盤要件	12.86	36,625	4.50	43,836
内、市場シェア及びLRDに関するその他の要件	1.08	3,076	0.38	3,653
内、要件に適用ある控除	(3.50)	(9,975)	(1.16)	(11,293)

内、付与されたリポート (最大リポートの42.5%相当)	(2.27)	(6,463)	(0.80)	(7,763)
内、低トリガーのその他Tier 1及びTier 2資本性証券の使用に関する 控除	(1.23)	(3,511)	(0.36)	(3,531)

ゴーンコンサーン・ベースの適格自己資本				
ゴーンコンサーン・ベースの総損失吸収力	14.05	40,021	4.11	40,021
Tier 2総自己資本	2.67	7,598	0.78	7,598
内、低トリガーの損失吸収Tier 2自己資本	2.48	7,063	0.73	7,063
内、非バーゼル 適格Tier 2自己資本	0.19	534	0.05	534
TLAC適格非劣後無担保債務	11.38	32,423	3.33	32,423

総損失吸収力				
所要総損失吸収力	24.40	69,477	8.59	83,684
適格総損失吸収力	31.95	91,007	9.34	91,007

リスク加重資産 / レバレッジ比率分母				
リスク加重資産		284,798		
レバレッジ比率分母 ¹				974,124

¹ この表に表示したLRDに基づく要件及び適格自己資本は、COVID-19に関連してFINMAにより認められている一時的な適用免除による影響を反映していない。詳細については、UBSグループの2020年第2四半期財務報告書（英文）（www.ubs.com/investors）の「Quarterly reporting」にて入手可能。）の「Recent developments」の項及び本項のCOVID-19関連情報を参照。² RWAについて1.08%及びLRDについて0.375%の適用ある追加額が含まれる。³ 2020年1月1日以降、満期までの残存期間が1年から2年の証券については、ゴーンコンサーン・ベースの要件の最大25%を満たすことができる。⁴ 関連ある資本性証券は、新しいスイスSRBの枠組みが実施された後に発行された。2020年6月30日以降、これらの証券は、FINMAと合意した通り、UBS AG連結レベルでゴーイングコンサーン・ベースの自己資本としての適格を有し得る。

スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン・ベースの要件及び情報（一時的なFINMA適用免除を含む。）

2020年6月30日現在	LRD
単位：百万米ドル、 別掲されている場合を除く	%
一時的な適用免除前のレバレッジ比率分母	974,124
有効な救済	(64,054)
内、救済が認められる中央銀行の要求払預金	(142,987)
内、支払うべき及び予定された配当に起因する救済の減額	78,933
一時的な適用免除後のレバレッジ比率分母	910,070

ゴーイングコンサーン・ベースの所要自己資本		
ゴーイングコンサーン・ベースの総自己資本	4.88	44,366
普通株式等Tier 1自己資本	3.38	30,715

ゴーイングコンサーン・ベースの適格自己資本		
ゴーイングコンサーン・ベースの総自己資本	5.60	50,986
普通株式等Tier 1自己資本	4.11	37,435

スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの情報

単位：百万米ドル、 別載されている場合を除く	2020年 6月30日現在	2020年 3月31日現在	2019年 12月31日現在
---------------------------	------------------	------------------	-------------------

ゴーイングコンサーン・ベースの適格自己資本			
-----------------------	--	--	--

ゴーイングコンサーン・ベースの総自己資本	50,986	47,115	47,237
Tier 1総自己資本	50,986	47,115	47,237
普通株式等Tier 1自己資本	37,435	36,194	35,280
損失吸収その他Tier 1総自己資本	13,551	10,921	11,958
内、高トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本	11,058	10,921	11,958
内、低トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本 ¹	2,493		

ゴーコンサーン・ベースの適格自己資本 ²			
ゴーコンサーン・ベースの総損失吸収力	40,021	44,167	40,168
Tier 1総自己資本		2,463	2,415
内、低トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本 ¹		2,463	2,415
Tier 2総自己資本	7,598	7,551	7,431
内、低トリガーの損失吸収Tier 2自己資本	7,063	7,017	6,892
内、非パーゼル 適格Tier 2自己資本	534	534	540
TLAC適格非劣後無担保債務	32,423	34,153	30,322

総損失吸収力			
総損失吸収力	91,007	91,283	87,405

リスク加重資産 / レバレッジ比率分母			
リスク加重資産	284,798	284,706	257,831
レバレッジ比率分母 ³	974,124	957,199	911,232

自己資本及び損失吸収力比率(%)			
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率	17.9	16.5	18.3
内、普通株式等Tier 1自己資本比率	13.1	12.7	13.7
ゴーコンサーン・ベースの損失吸収力比率	14.1	15.5	15.6
総損失吸収力比率	32.0	32.1	33.9

レバレッジ比率(%) ³			
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率	5.2	4.9	5.2
内、普通株式等Tier 1レバレッジ比率	3.84	3.78	3.87
ゴーコンサーン・ベースのレバレッジ比率	4.1	4.6	4.4
総損失吸収力レバレッジ比率	9.3	9.5	9.6

¹ 関連ある資本性証券は、新しいスイスSRBの枠組みが実施された後に発行された。2020年6月30日以降、これらの証券は、FINMAと合意した通り、UBS AGのゴーイングコンサーン・ベースの自己資本としての適格を有し得る。² 2020年1月1日現在、ゴーコンサーン・ベースの要件を満たすのに利用可能な証券は、適格が終了する年の50%のヘアカットなしで、満期償還日の1年前まで適格を有する。³ 2020年6月30日現在及び2020年3月31日現在のレバレッジ比率分母（LRD）及びレバレッジ比率は、COVID-19に関連してFINMAにより認められている一時的な適用免除による影響を反映していない。COVID-19に関連してFINMAにより認められている一時的な適用免除による影響については、本項の前記の表を参照。

UBSグループAG対UBS AG連結損失吸収力及びレバレッジ比率情報

スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン及びゴーコンサーン・ベースの情報（UBSグループAG（連結）対UBS AG（連結））

2020年6月30日現在			
単位：百万米ドル、 別載されている場合を除く	UBSグループAG （連結）	UBS AG （連結）	差異

ゴーイングコンサーン・ベースの適格自己資本			
ゴーイングコンサーン・ベースの総自己資本	53,537	50,986	2,551
Tier 1総自己資本	53,537	50,986	2,551
普通株式等Tier 1自己資本	38,146	37,435	711
損失吸収その他Tier 1総自己資本	15,390	13,551	1,839
内、高トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本	12,899	11,058	1,841
内、低トリガーの損失吸収その他Tier 1自己資本	2,491	2,493	(2)

ゴーンコンサーン・ベースの適格自己資本			
ゴーンコンサーン・ベースの総損失吸収力	40,021	40,021	0
Tier 2総自己資本	7,598	7,598	0
内、低トリガーの損失吸収Tier 2自己資本	7,063	7,063	0
内、非バーゼル 適格Tier 2自己資本	534	534	0
TLAC適格非劣後無担保債務	32,423	32,423	0

総損失吸収力			
総損失吸収力	93,557	91,007	2,551

リスク加重資産 / レバレッジ比率分母			
リスク加重資産	286,436	284,798	1,639
レバレッジ比率分母 ¹	974,348	974,124	224

自己資本及び損失吸収力比率（％）			
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率	18.7	17.9	0.8
内、普通株式等Tier 1自己資本比率	13.3	13.1	0.2
ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収力比率	14.0	14.1	(0.1)
総損失吸収力比率	32.7	32.0	0.7

レバレッジ比率（％） ¹			
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率	5.5	5.2	0.3
内、普通株式等Tier 1レバレッジ比率	3.92	3.84	0.07
ゴーンコンサーン・ベースのレバレッジ比率	4.1	4.1	0.0
総損失吸収力レバレッジ比率	9.6	9.3	0.3

¹ 2020年6月30日現在及び2020年3月31日現在のレバレッジ比率分母（LRD）及びレバレッジ比率は、COVID-19に関連してFINMAにより認められている一時的な適用免除による影響を反映していない。COVID-19に関連してFINMAにより認められている一時的な適用免除による影響については、本項の「スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン・ベースの要件及び情報（一時的なFINMA適用免除を含む。）」の表に表示されている。

スイスSRBに基づく普通株式等Tier 1自己資本に対するIFRS資本の調整（UBSグループAG（連結）対UBS AG（連結））

2020年6月30日現在			
単位：百万米ドル	UBSグループAG （連結）	UBS AG （連結）	差異
IFRS資本合計	57,207	55,589	1,619
非支配株主持分に帰属する持分	(173)	(173)	0
税務上の繰越欠損金として認識された繰延税金資産	(6,093)	(6,093)	0
のれん、税引後	(6,003)	(6,003)	0
無形資産、税引後	(153)	(153)	0
報酬関連構成要素（純利益に認識されない分。）	(1,135)		(1,135)
引当金を除く先進的内部格付ポートフォリオに係る予想損失	(262)	(262)	0

キャッシュ・フロー・ヘッジからの未実現（利益）／損失、税引後	(2,871)	(2,871)	0
貸借対照表日時点で存在する公正価値で測定される金融負債の（利益）／損失に係る自己の信用、税引後	(39)	(39)	0
OCIを通じて公正価値で測定される負債性商品に関連する未実現利益、税引後	(163)	(163)	0
ブルーデンス評価調整	(155)	(155)	0
2019年度株主に対する配当に係る見越計上	(1,314)	(1,298)	(16)
その他 ¹	(701)	(945)	243
普通株式等Tier 1自己資本合計	38,146	37,435	711

¹ 当期株主に対する配当及びその他の項目に係る見越計上を含む。

UBSグループAG（連結）対UBS AG（連結）の損失吸収力及びレバレッジ比率情報

2020年6月30日現在、UBS AG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本は、UBSグループAG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本を26億米ドル下回った。これは、その他Tier 1（AT1）自己資本が18億米ドル下回ったこと及び普通株式等Tier 1（CET1）自己資本が7億米ドル下回ったことを反映していた。

CET1自己資本の前述した差異は、主に、UBSグループAGの連結IFRS資本が16億米ドル上回ったこと及びUBSグループAGの株主に対する将来の資本還元の見越計上額が下回ったことを主因としていたが、UBSグループAGレベルでの報酬関連の規制資本計上額により一部相殺された。

2020年6月30日現在、UBS AG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収AT1自己資本は、2015年から2019年の業績年度について適格従業員に当グループレベルで付与された繰延条件付資本制度報奨を反映して、UBSグループAG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収AT1自己資本を18億米ドル下回った。

2020年6月30日現在、新しいスイスSRBの枠組みが実施された後にUBS AGに貸し出された25億米ドルに上る2件の低トリガーのAT1資本証券は、FINMAと合意した通り、ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本の適格を有し得る。したがって、FINMAの承認後、UBS AG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの損失吸収力は、UBSグループAG（連結）の当該項目と一致する。

従業員報酬制度に関連したUBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の自己資本の差異は、UBS AG及びその子会社の従業員が対象となるサービスを遂行し、当該サービスが結果的にUBS AG及びその子会社の勘定に計上される限度において、逆になる。かかる逆転は、通常、従業員報酬制度のサービス期間に亘り発生する。

レバレッジ比率の枠組みは、UBS AG（連結）とUBSグループAG（連結）で一致している。2020年6月30日現在、UBS AG（連結）に関するゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率は、UBSグループAG（連結）よりも0.3パーセント・ポイント下回った。これは主に、UBS AG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本が26億米ドル下回ったことによる。

UBS AGのセグメント報告に関する情報については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の中間連結財務書類に対する注記の注記2を参照のこと。

以下記載される情報は、別途記載がない限り、UBS AG（連結ベース）の情報ではなく、UBSグループAG（連結ベース）の情報であり、専ら参考情報として記載している。UBS AGの財務情報（連結ベース）はUBSグループAG（連結ベース）の財務情報と大きな差異はないことに留意されたい。UBSグループAG（連結ベース）とUBS AG（連結ベース）との間における、主要な財務及び資本情報の差異については、上記「UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の比較」を参照されたい。

UBSグループの業績

業績：2020年第2四半期と2019年第2四半期の比較

税引前利益は、営業収益の減少を主因として、1億7,700万米ドル（10%）減少し、15億8,200万米ドルであった。営業収益は、1億2,900万米ドル（2%）減少し、74億300万米ドルであった。これは主に、正味信

用損失費用が2億6,000万米ドル増加したこと、受取報酬及び手数料純額が1億6,300万米ドル減少したこと、並びにその他の収益が6,400万米ドル減少したことを反映したものであった。これは、受取利息純額及び純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額が3億5,900万米ドル増加したことにより一部相殺された。営業費用は、4,800万米ドル（1%）増加し、58億2,100万米ドルであった。これは主に、人件費の増加を反映していたが、一般管理費の減少により一部相殺された。

営業収益：2020年第2四半期と2019年第2四半期の比較

営業収益合計は、1億2,900万米ドル（2%）減少し、74億300万米ドルであった。

受取利息純額及び純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額

受取利息純額及び純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額の合計は、3億5,900万米ドル増加し、33億2,400万米ドルであった。

インベストメント・バンクでは、グローバル・マーケットを主因として、3億1,100万米ドル増加し、14億9,600万米ドルであった。デリバティブ&ソリューション事業における収益の増加は、外国為替、金利及びクレジットの商品全体で顧客活動水準が上昇したことを主因としていたが、当グループのストラクチャード・デリバティブ事業に関する困難な市況を反映してエクイティ・デリバティブで収益純額が減少したことにより一部相殺された。

グローバル・ウェルス・マネジメントでは、8,500万米ドル増加し、12億9,100万米ドルであった。これは、貸出マージン及び貸出金残高の増加による貸出からの収益の増加並びに預金からの収益の増加を主因として、米ドル金利の下落にも拘わらず、受取利息純額が5,700万米ドル増加したことを主に反映していた。これは、持分投資の収益の減少により一部相殺された。これに加えて、外国為替及びその他の仲介業務からの取引ベース収益が2,900万米ドル増加したのは、顧客活動水準の上昇によるものであった。

グループ・ファンクションでは、3,300万米ドル減少し、マイナス7,000万米ドルであった。これは、COVID-19による市場ストレスに関連して流動性コストが増加したこと起因する、集約化されたグループ財務部門のリスク管理業務に関連した収益の減少を反映して、グループ財務部門において8,200万米ドル減少したこと、並びにヘッジ会計の非有効性を含む会計上の非対称性からの収益の減少によるものであった。これに加え、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおいて収益純額が2,000万米ドル減少した。これらの減少は、繰延税金資産に関連した資金調達費用の減少を主に反映したグループ・サービスにおける6,900万米ドルの増加により一部相殺された。

受取報酬及び手数料純額

受取報酬及び手数料純額は、前年同期の44億7,400万米ドルに対し、43億1,100万米ドルであった。

M&A及びコーポレート・ファイナンス報酬は、1億7,900万米ドル減少し、1億1,700万米ドルであった。これは主に、インベストメント・バンクのグローバル・バンキング事業におけるM&Aからの収益の減少（グローバル手数料プールは23%減少）を反映していた。

仲介報酬純額は、1億5,800万米ドル増加し、8億9,600万米ドルであった。これは、インベストメント・バンク及びグローバル・ウェルス・マネジメントにおける顧客活動水準の上昇を反映していた。

ポートフォリオ管理及び関連業務に関する報酬は、グローバル・ウェルス・マネジメントを中心に、1億200万米ドル減少し、18億1,300万米ドルであった。これは、株式市場におけるCOVID-19のパンデミックによる影響を主に反映した当該四半期の期首におけるマージンのコンプレッション及び投資資産の減少を主因としていた。

その他の受取報酬及び手数料は、6,400万米ドル減少し、3億8,700万米ドルであった。これは、クレジットカードからの収益の減少を主に反映して、グローバル・ウェルス・マネジメント（主に南北アメリカ）及びパーソナル&コーポレート・バンキングから主にもたらされた。

その他の収益

その他の収益は、6,400万米ドル減少し、4,100万米ドルであった。2019年第2四半期には、訴訟債権の和解に関連した3,800万米ドルの利益、デフォルト・カウンターパーティ・ポジションについての請求に関連した1,400万米ドルの収益及び支店を処分したことに関連した1,000万米ドルの為替差益純額が含まれていた。

信用損失費用 / 戻入

正味信用損失費用合計は、前年同期の1,200万米ドルに対し、2020年第2四半期は2億7,200万米ドルであった。これは、ステージ1及び2ポジションに関連する2億200万米ドルの正味費用並びに信用減損された(ステージ3)ポジションに関連する7,000万米ドルの正味費用を反映したものであった。

ステージ1及び2の正味信用損失費用2億200万米ドルは、COVID-19のパンデミックによる影響、特に最新のGDP及び失業の予測を反映するために更新されたマクロ経済の見通しを考慮し、将来予測に関するシナリオを更新したことにより1億2,700万米ドルの正味費用を計上したことが主な要因である。これはまた、デフォルト確率が増加するにつれて、ステージ1からステージ2へのエクスポージャーの移行をもたらした。

残りのステージ1及び2の費用7,500万米ドルは、スイスの大手企業及び中小規模の事業体に対する選定されたエクスポージャーに関する専門家の判断に基づくオーバーレイによる影響、並びにインベストメント・バンクを中心とした当グループの貸出帳簿内の再測定を主に反映している。これらは、エネルギー関連エクスポージャー及び2020年第1四半期に評価性引当金を増加させた多数の不動産投資信託との有価証券ファイナンス取引に関する戻入により一部相殺された。

ステージ3の正味信用損失費用は7,000万米ドルであった。インベストメント・バンクのステージ3の正味費用2,200万米ドルは、様々なポジションに亘って認識された費用3,800万米ドルによるものであったが、2020年第1四半期に評価性引当金を増加させた多数の不動産投資信託との有価証券ファイナンス取引に関する戻入により一部相殺された。グループ・ファンクションでは、ステージ3の費用2,000万米ドルが非中核事業及びレガシー・ポートフォリオのエネルギー関連エクスポージャーから発生した。グローバル・ウェルス・マネジメントでは、ステージ3の正味費用1,900万米ドルは、単一のストラクチャード・マージン貸付ポジションに関する900万米ドルを主に反映しており、残りの1,000万米ドルはポートフォリオ全体の多数のより小さなポジションに関するものであった。パーソナル&コーポレート・バンキングでは、ステージ3の正味費用1,000万米ドルが、主に、法人の貸付ポートフォリオにおいて新たに債務不履行となった2件の顧客について生じた。

営業費用：2020年第2四半期と2019年第2四半期の比較

営業費用は、4,800万米ドル(1%)増加し、58億2,100万米ドルであった。

人件費

人件費は、1億3,000万米ドル増加し、42億8,300万米ドルであった。これは主に、様々な報酬費用の増加及び取得されなかった休暇に係る見越計上の増加によるものであった。これは、南北アメリカにおける報酬の対象となる収益の減少に起因する、グローバル・ウェルス・マネジメントにおけるファイナンシャル・アドバイザー報酬の減少により一部相殺された。

一般管理費

一般管理費は、1億1,200万米ドル減少し、10億6,300万米ドルであった。これは主に、旅費及び交際費、外部委託費用並びに専門家報酬の減少によるものであった。

当グループは、予見可能な将来についても金融業界が依然として訴訟、規制上及び類似の問題に関連する費用が増加する環境に置かれ、また、当グループも依然として多数の重大な請求及び規制事項の対象になると考えている。当該事項の結果、解決する時期、及び解決することにより当グループの将来の事業、財務成績又は財政状態が受ける潜在的な影響を予測するのは極めて困難である。

減価償却費、償却費及び減損

有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損は、3,100万米ドル増加し、4億5,800万米ドルであった。これは主に、自己創設ソフトウェアの資産計上に関する費用の増加によるものであった。

税金費用：2020年第2四半期と2019年第2四半期の比較

当グループでは、2019年第2四半期に3億6,600万米ドルの法人所得税費用を計上したのに対し、2020年第2四半期に3億4,700万米ドルの法人所得税費用を計上し、これは21.9%の実効税率を表していた。

当期税金費用は、前年同期の2億900万米ドルに対し、3億4,300万米ドルであり、UBSスイスAG及びその他の法人の課税所得に関連していた。

繰延税金費用は、前年同期の1億5,700万米ドルに対し、400万米ドルであった。これには、税務上の繰越欠損金及び控除可能な一時差異に関連して過去に認識された繰延税金資産（DTA）の償却（主にUBSアメリカズ・インクに関連していた。）に関する6,800万米ドルの費用が含まれていた。繰延税金費用は、2020年第2四半期にUBS AGからUBSアメリカズ・インク及びUBSフィナンシャル・サービス・インクに対する不動産資産の拠出から生じた追加的なDTAの認識に関する3,100万米ドルの便益分減少した。追加的なDTAの認識は、特定の不動産の原価を資本に計上するために2018年第4四半期に実施された選別に関連していた。この金額は、通年で予想される便益の半分を表しており、よって、IAS第34号「期中財務報告」の要件に従い、合計3,100万米ドルの追加額が2020年第3四半期と第4四半期に認識される予定である。また、繰延株式報酬に対する将来の税額控除の期待値が増加したことに伴い、一時差異のDTAが増加したことによる3,300万米ドルの恩恵により、繰延税金費用は減少した。

当グループの事業計画プロセスに関連する2020年第4四半期における繰延税金資産の再評価からの潜在的影響を除くと、2020年の税率は20%前後になると予想している。これは、不動産資産の拠出による前述したDTAの増加の影響に加え、2020年第3四半期に完了すると見込まれるUBSファンドセンターAG株式の過半数売却による税金費用への影響が限定的であったことを反映している。

株主に帰属する包括利益合計：2020年第2四半期と2019年第2四半期の比較

株主に帰属する包括利益合計は、前年同期の24億7,800万米ドルに対して、2億500万米ドルであった。株主に帰属する純利益は、前年同期の13億9,200万米ドルに対して、12億3,200万米ドルであり、株主に帰属するその他の包括利益（OCI）は、前年同期のプラス10億8,600万米ドルに対して、マイナス10億2,700万米ドルであった。

2020年第2四半期の公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己の信用に関連するOCIは、前年同期のプラス7,200万米ドルに対し、マイナス8億7,200万米ドルであり、これは、2020年第1四半期と比較して当グループの自己の信用スプレッドが大幅に縮小し、COVID-19のパンデミック前のレベルに概ね戻ったことを主因としていた。

確定給付制度に関するOCIは、前年同期のプラス800万米ドルに対し、マイナス5億米ドルであった。当グループでは、スイス以外の年金制度に関連した税引前OCI損失純額を4億1,200万米ドル計上したが、これは主に、OCI損失3億7,400万米ドルを計上した英国の確定給付制度によるものであった。これは、適用ある割引率の低下を主に反映した確定給付債務の再測定からのOCI損失7億700万米ドルを反映していたが、制度資産に関するプラスの運用収益に起因するOCI利益3億3,300万米ドルにより一部相殺された。スイスの年金制度に関連した税引前OCI損失純額は、700万米ドルであった。

確定給付制度に関するOCIに課される税は、2020年第2四半期について、合計8,000万米ドルの費用純額であった。これは、自己の信用の累積利得の戻入に伴い将来の予想課税所得が減少した結果、英国確定給付制度への以前の拠出に関連する繰越された英国税務上の欠損金に関して、DTAの認識を中止したことを主因としていた。

ヘッジ・コストに関連するOCIは、2020年第2四半期について、マイナス1,300万米ドルであった。

為替換算調整に関連するOCIは、2020年第2四半期について、プラス2億6,100万米ドルであった。これは主に、米ドルに対するスイス・フラン高（2%）、ユーロ高（2%）及びオーストラリアドル高（12%）によるものであった。前年同期の為替換算調整に関連するOCIは、プラス1億6,800万米ドルであった。

キャッシュ・フロー・ヘッジに関連するOCIは、プラス9,500万米ドルであった。これは、関連する米ドル長期金利の低下により米ドルのヘッジ手段のデリバティブに関する未実現利得が増加したことを主に反映していた。2019年第2四半期のキャッシュ・フロー・ヘッジに関連するOCIは、プラス7億7,300万米ドルであった。

OCIを通じて公正価値で測定される金融資産に関連するOCIは、前年同期のプラス6,500万米ドルに対して、プラス100万米ドルであった。

金利動向感応度

2020年6月30日現在、当グループは、イールド・カーブが+100ベース・ポイント平行移動することにより、グローバル・ウェルス・マネジメント及びパーソナル&コーポレート・バンキングにおいて年間の受取利息純額が合計で約14億米ドル増加すると見積もっている。イールド・カーブが-100ベース・ポイント平行移動した場合には、年間の受取利息純額は合計で約3億米ドル減少する可能性がある。

これらの見積りは、全通貨で同様であり、かつ、当グループのバンキング勘定に適用される2020年6月30日現在のインプライド・フォワード・レートに関連する、金利の即時変動についての仮定シナリオに基づいている。更に、当該見積りは、貸借対照表の規模及び構造に変動がないこと、外国為替レートが一定であること並びに特定の管理活動が存在しないことを前提としている。

主要数値及び従業員

以下に当グループの主要な数値の概要を示す。資本管理に関する主要な数値の詳細情報は、UBSグループの2020年第2四半期財務報告書（英文）の「Capital management」の項を参照のこと。

費用対収益比率：2020年第2四半期と2019年第2四半期の比較

費用対収益比率は、収益の増加を主因として、前年同期の76.5%に対して75.8%であった。費用対収益比率は、信用損失費用前の収益に基づき測定される。

普通株式等Tier 1自己資本：2020年第2四半期と2020年第1四半期の比較

2020年第2四半期中、当グループの普通株式等Tier 1 (CET1) 自己資本は、15億米ドル増加し、381億米ドルであった。これは主に、税引前営業利益及び為替効果によるものであり、当期税金、確定給付制度及び株主に対する資本還元の見越計上額により一部相殺された。

当グループは、COVID-19による経済的打撃の規模及び深さに関する不確実性の高まり並びに資本の柔軟性を維持するための広範な規制の指針を考慮して、配当金と株式買戻しの組み合わせを見直している。2020年に向けた指針を示すのは時期尚早であるが、当グループでは、今後も余剰資金の配当を継続し、従前の水準に見合った株主に対する全体的な資本還元を維持していきたいと考えている。事業展開や下半期の見通し次第では、第4四半期に株式買戻しを再開する可能性もある。

前四半期と同様に、内部格付の対象となるポートフォリオに関する当グループのバーゼル の予想損失は、超過額をCET1自己資本から控除した上で、IFRS第9号のステージ1及び2の予想信用損失を上回る水準で推移した。このため、IRB手法に基づくポジションに関連した2020年第2四半期のステージ1及び2の信用損失費用は、当グループのCET1自己資本を低下させるものではなかった。

CET1自己資本利益率：2020年第2四半期と2019年第2四半期の比較

年率換算のCET1自己資本利益率 (RoCET1) は、前年同期の16.0%に対して13.2%であったが、これは、株主に帰属する当期純利益の減少及び平均CET1自己資本の増加によるものであった。

リスク加重資産：2020年第2四半期と2020年第1四半期の比較

リスク加重資産 (RWA) は、2億米ドル増加し、2,864億米ドルであった。これは、モデルの更新に起因する46億米ドルの増加及び為替効果に起因する21億米ドルの増加、並びに規制の追加に係る15億米ドルの増加を反映したものであったが、資産規模及びその他の動向における46億米ドルの減少、並びに方法論及び方針の変更における34億米ドルの減少により一部相殺された。

普通株式等Tier 1自己資本比率：2020年第2四半期と2020年第1四半期の比較

当グループのCET1自己資本比率は、12.8%から13.3%に上昇した。これは、前述したCET1自己資本の15億米ドルの増加を反映していた。

レバレッジ比率分母 (FINMAによる一時的な適用免除を除く。)：2020年第2四半期と2020年第1四半期の比較

レバレッジ比率分母 (LRD) は、180億米ドル増加し、9,740億米ドルであった。この増加は、適格流動資産の増加並びにデリバティブ・エクスポージャー及び有価証券ファイナンス取引による一部相殺を主に反映

した、資産規模及びその他の動向における90億米ドルの増加、並びに為替効果に起因する90億米ドルの増加によるものであった。

普通株式等Tier 1レバレッジ比率（FINMAによる一時的な適用免除を除く。）：2020年第2 四半期と2020年第1 四半期の比較

当グループのCET1レバレッジ比率は、2020年第2四半期に、3.84%から3.92%に上昇した。これは、前述したCET1自己資本の15億米ドルの増加が前述したLRDの180億米ドルの増加を相殺したことによるものであった。当グループでは、CET1レバレッジ比率は、当面3.7%を上回る水準を維持すると予想している。

ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率（FINMAによる一時的な適用免除を除く。）：2020年第2
四半期と2020年第1四半期の比較

当グループのゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率は、5.4%から5.5%に上昇した。これは、ゴーイングコンサーン・ベースの総資本の16億米ドルの増加によるものであったが、前述したLRDの180億米ドルの増加により一部相殺された。

従業員：2020年第2四半期と2020年第1四半期の比較

2020年6月30日現在の当グループの従業員数は、2020年3月31日現在から494名増加して、69,931名（フルタイム換算）となった。これは主に、特定の活動を引き続き第三者供給業者から当グループのビジネス・ソリューションズ・センターにインソーシングしたこと及び規制上の要件に対応する人員配置を反映しているが、当グループのコスト管理イニシアチブの影響により一部相殺された。

業績：2020年上半期と2019年上半期の比較

税引前利益は、2億8,600万米ドル（9%）増加し、35億9,100万米ドルであった。

営業収益は、5億8,700万米ドル（4％）増加し、153億3,700万米ドルであった。これは、受取報酬及び手数料純額が7億2,600万米ドル増加したことによるものであった。仲介報酬純額は、グローバル・ウェルス・マネジメント及びインベスト・バンクにおいて顧客活動水準が上昇したこと起因して5億6,900万米ドル増加し、投資信託報酬並びにポートフォリオの運用及びそれに関連した業務に関する報酬は、平均投資資産の増加を主に反映して2億7,200万米ドル増加した。

更に、受取利息純額、及び純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額は、4億3,800万米ドル増加した。これは、取引高及び市場のボラティリティの増加によりインベストメント・バンクのグローバル・マーケット事業で収益が増加したこと、貸付からの収益増加を主に反映して受取利息純額が増加したこと起因してグローバル・ウェルス・マネジメントでも収益が増加したこと（これらの増加は、米ドル金利の下落に伴い預金からの収益が減少したことにより一部相殺された。）、並びに顧客活動水準の上昇による取引ベース収益の増加を主因としていた。これらの影響は、ヘッジ会計を含む会計上の非対称性に関連したグループ財務部門における損失（前年はプラスの収益であった。）及びグループ財務部門のリスク管理業務集約化に関連したマイナス収益の増加を主に反映した、グループ・ファンクションにおける減少に一部相殺された。これに加え、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオは、前年同期に計上した3,200万米ドルの評価利得に対して、オークション・レート証券に係る1億4,300万米ドルの評価損を計上した。グループ財務部門並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける減少は、繰延税金資産に関連する資金調達費用の減少を主因としてグループ・サービスにおいて増加したことにより一部相殺された。

受取報酬及び手数料純額、受取利息純額、並びに純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額の増加は、正味信用損失費用の5億700万米ドルの増加により一部相殺された。

営業費用は、3億200万米ドル（3％）増加した。これは、変動報酬関連費用の増加及び取得されなかった休暇に係る見越計上の増加に加え、グローバル・ウェルス・マネジメントのファイナンシャル・アドバイザー報酬の増加に起因して、人件費が4億800万米ドル増加したことを主に反映したものであった。これは、旅費及び交際費、外部委託費並びに専門家報酬の減少を主に反映した一般管理費の1億6,600万米ドルの減少により一部相殺された。

見通し

COVID-19のパンデミックを抑制するための措置が一部の国で当初の成果を上げている一方で、多くの事業に重大な混乱が生じ、失業も増加している。回復の時期と道筋は、各国のCOVID-19の蔓延を抑制するための取り組みや景気刺激策の有効性に加え、地政学的緊張及び政治的な不確実性の増大によって、大きく異なる可能性が高い。起こりうる結果の幅は依然として非常に広く、潜在的な景気回復の時期と状況について信頼できる予測を行うことは依然として困難である。

パンデミックに関連した不透明感が続いていることを考慮すると、2020年下半期に当グループの信用損失費用は増加するが、2020年上半期の増加を下回ると予想するのが妥当である。当グループの信用エクスポージャーの過半数は、当グループのグローバル・ウェルス・マネジメントの顧客又はスイス国内のいずれかに属し、質の高いものとなっている。スイスの効果的な危機管理策は、景気に対するこの衝撃に耐えるのに役立つであろう。当四半期の期首における市況水準の上昇は、経常受取報酬に有利に働く。貸出金の増加を含め、受取利息純額を改善するための当グループ継続的な行動は、米ドル金利の逆風に加え、現下の状況に対応するために発生する流動性費用の増加を一部相殺するはずである。今後、パンデミックが季節性とともに顧客活動水準に影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、戦略プランを遂行し、当グループ全体のリスクを管理するための規律ある取り組みを維持しながら、従業員、顧客及び当グループが活動する経済を支援することに引き続き重点を置いている。

グローバル・ウェルス・マネジメント

業績：2020年第2四半期と2019年第2四半期の比較

税引前利益は、600万米ドル（1％）増加し、8億8,000万米ドルであった。これは、営業費用の減少が営業収益の減少による相殺分を上回ったことを反映していた。

営業収益

営業収益合計は、1億1,500万米ドル（3％）減少し、39億4,200万米ドルであった。これは主に、経常受取報酬純額の減少及び信用損失費用の増加によるものであったが、取引ベース収益及び受取利息純額の増加により一部相殺された。

受取利息純額は、米ドル金利が下落したにも拘わらず、5,700万米ドル（6％）増加し、10億2,300万米ドルであった。これは主に、貸出高及びマージンの増加による貸出収益の増加並びに預金残高の増加を反映した預金収益の増加によるものであった。これは、持分投資の収益の減少により一部相殺された。

経常受取報酬純額は、1億8,700万米ドル（8％）減少し、21億2,800万米ドルであった。これは、COVID-19のパンデミックによる株式市場への影響を主に反映した当該四半期の期首における投資資産の減少（これは当グループの南北アメリカ事業における計上参照水準の要因となった。）を主因としており、運用委託契約商品のシフトによるマージンのコンプレッション及びファンド手数料の減少にも起因していた。

取引ベース収益は、6,000万米ドル（8％）増加し、8億2,400万米ドルであった。これは、高い顧客活動水準の継続及び市場ボラティリティの増加によるものであった。

正味信用損失費用は、前年同期に500万米ドルの正味費用を計上したのに対し、6,400万米ドルであった。ステージ1及び2の信用損失費用は、4,500万米ドルであった。これは主に、COVID-19のパンデミックの影響、特に最新のGDP及び失業の予測並びにモデルの更新を反映するために更新されたマクロ経済の見通しを考慮し、将来予測に関するシナリオを更新したことによる2,500万米ドルの費用を主因としていた。ステージ3の正味信用損失費用は1,900万米ドルで、これは単一のストラクチャード・マージン貸付ポジションに関する900万米ドルを主に反映しており、残りの1,000万米ドルはポートフォリオ全体の多数のより小さなポジションに関するものであった。

営業費用

営業費用合計は、1億2,100万米ドル（4％）減少し、30億6,200万米ドルであった。この減少は、南北アメリカにおける報酬の対象となる収益の減少を反映したファイナンシャル・アドバイザーの変動報酬の減少、COVID-19に関連した規制による旅費及びマーケティング費用の減少、並びに人員が減ったことによるその他の人件費の減少を主因としていた。

投資資産：2020年第2四半期と2020年第1四半期の比較

投資資産は、2,510億米ドル（11％）増加し、2兆5,900億米ドルであった。これは、市場でのプラスの業績2,300億米ドル、プラスの為替効果120億米ドル及び新規純資金流入額90億米ドルによるものであった。

90億米ドルの新規純資金流入額には、米国においてCOVID-19に関連して納税期限を2020年7月まで延長したことによる、南北アメリカにおける季節的な税流出額の限定的影響4億米ドル（2019年第2四半期は51億米ドル）が含まれていた。したがって、当グループは、2020年第3四半期には、より多くの季節的な税流出額が新規純資金に影響を与えると予想している。

運用委託契約の浸透率は、33.8％から34.2％に上昇したが、これは、全般的な投資資産よりも運用委託契約取引高に対し相対的に大きな影響を与えた市場のプラスの影響を主に反映したものである。

貸出金：2020年第2四半期と2020年第1四半期の比較

貸出金は、当グループのグローバル・ファミリー・オフィスで主に組成された34億米ドルの新規貸出金純額を主因として、40億米ドル（2％）増加し、1,886億米ドルであった。新規貸出金純額は、主にローン・ボード・ローンの増加によりもたらされた。

貸出金の浸透率は、投資資産の増加が相対的に大きかったことに起因して、7.9％から7.3％に低下した。

業績：2020年上半年と2019年上半年の比較

税引前利益は、3億6,100万米ドル（21％）増加し、20億9,800万米ドルであった。これは、営業収益の増加を反映しているが、営業費用の増加により一部相殺された。

営業収益合計は、4億2,800万米ドル（5％）増加し、84億8,900万米ドルであった。これは主に、取引ベース収益、受取利息純額及び経常受取報酬純額の増加に起因している。

受取利息純額は、7,900万米ドル増加し、20億5,400万米ドルであった。これは主に、貸付収益の増加を反映しているが、米ドル金利が下落した結果、預金高の増加にも拘わらず、預金収益が減少したことにより一部相殺された。

経常受取報酬純額は、2,900万米ドル増加し、45億6,200万米ドルであった。これは主に、平均投資資産の増加によるものであったが、運用委託契約商品のシフトによるマージンのコンプレッション及びファンド手数料の減少により一部相殺された。

取引ベース収益は、4億800万米ドル増加し、19億3,700万米ドルであった。これは、全ての地域において顧客活動水準が上昇したことを反映している。

正味信用損失費用は、前年同期に400万米ドルの正味費用を計上したのに対し、1億1,700万米ドルであった。ステージ1及び2の信用損失費用は、5,700万米ドルであった。これは、COVID-19のパンデミックの影響、特に最新のGDP及び失業の予測並びにモデルの更新を反映するために更新されたマクロ経済の見通しを考慮し、将来予測に関するシナリオを更新したことによるものであった。ステージ3の正味信用損失費用は6,100万米ドルで、その大半は少数の有担保及び証券ベースの貸付ポジションによる損失を反映しており、それより程度は下回るものの、その他のエクスポージャーによる損失も反映している。

営業費用合計は、6,800万米ドル（1％）増加し、63億9,100万米ドルであり、これは主に、ファイナンシャル・アドバイザーの変動報酬及びリストラクチャリング費用の増加によるものであった。これらの影響は、旅費、マーケティング費用及び専門家報酬費用の減少並びに人員が減ったことによるその他の人件費の減少により一部相殺された。

地域別コメント：2020年第2四半期と2019年第2四半期の比較（別掲されている場合を除く。）

南北アメリカ

税引前利益は、1億3,500万米ドル減少し、2億2,700万米ドルであった。これは、ファイナンシャル・アドバイザーに関する報酬の対象となる収益の減少を主因とする営業収益の減少を反映しているが、営業費用の減少により一部相殺された。営業収益は、2億5,400万米ドル減少し、20億1,700万米ドルであった。これは、COVID-19のパンデミックによる株式市場への影響を主に反映した2020年第2四半期の期首における投資資産の減少（これは計上参照水準の要因となった。）に起因する経常受取報酬純額の減少、並びに、将来予測に関するシナリオの更新及びモデルの更新に主に起因する信用損失費用5,300万米ドルを主因としてい

た。貸出金残高は、13億米ドルの新規貸出金純額を反映して、2020年第1四半期から2%増加して、640億米ドルであった。運用委託契約の浸透率は、39.1%であった。

スイス

税引前利益は、営業費用の減少を主に反映して、400万米ドル増加し、1億4,900万米ドルであった。営業収益は、3億9,600万米ドルで安定していた。経常受取報酬純額の減少及び正味信用損失費用の増加は、ほぼその全てが、貸出金の増加に起因する受取利息純額の増加及び顧客活動水準の上昇に起因する取引ベース収益の増加により相殺された。貸出金残高は、8億米ドルの新規貸出金純額を反映して、2020年第1四半期から4%増加して、390億米ドルであった。運用委託契約の浸透率は、35.8%であった。

EMEA

税引前利益は、3,700万米ドル増加し、2億6,700万米ドルであった。これは、営業収益の増加及び営業費用の減少を反映していた。営業収益は、1,800万米ドル増加し、8億5,900万米ドルであった。これは、貸出金の増加に起因する受取利息純額及び顧客活動水準の上昇に起因する取引ベース収益を主因としていた。営業費用は、人員が減ったことを反映して、3%減少し、5億9,200万米ドルであった。貸出金残高は、当グループのグローバル・ファミリー・オフィスで主に組成された16億米ドルの新規貸出金純額を反映して、2020年第1四半期から6%増加して、410億米ドルであった。運用委託契約の浸透率は、38.7%であった。

アジア太平洋

税引前利益は、9,700万米ドル増加し、2億3,300万米ドルであった。これは、営業収益の増加を反映していたが、営業費用の増加により一部相殺された。営業収益は、1億400万米ドル増加し、6億5,800万米ドルであった。これは、預金収益及び貸出金の増加に起因する堅調な取引ベース収益及び受取利息純額を主因としていた。貸出金残高は、2020年第1四半期から1%増加して、450億米ドルであった。新規貸出金純額は、2020年第2四半期の期首における顧客デレバレッジを主因として、マイナスとなった。運用委託契約の浸透率は、13.6%であった。

パーソナル&コーポレート・バンキング

業績：2020年第2四半期と2019年第2四半期の比較

税引前利益は、1億6,000万スイス・フラン（41%）減少し、2億2,900万スイス・フランであった。これは、信用損失費用の増加及び収益の減少を反映していたが、営業費用の減少により一部相殺された。

営業収益

営業収益合計は、1億6,700万スイス・フラン（17%）減少し、7億9,000万スイス・フランであった。これは主に、正味信用損失費用の増加及び取引ベース収益の減少を反映したものであった。

受取利息純額は、僅かに減少して、4億9,600万スイス・フランであった。経常受取報酬純額は、1億5,900万スイス・フランで安定していた。

取引ベース収益は、5,900万スイス・フラン減少し、2億2,700万スイス・フランであった。これは、COVID-19のパンデミックにより、顧客による旅行及びレジャーへの出費が減少したことを反映して、クレジットカード及び外国為替取引からの収益が減少したことを主因としていた。その他の収益は、1,200万スイス・フランで安定していた。

2020年第2四半期の正味信用損失費用は、前年同期に100万スイス・フランの費用を計上したのに対し、1億400万スイス・フランを計上した。ステージ1及び2の正味費用は、9,500万スイス・フランであった。これは、スイスの大手企業及び中小規模の事業体に対する選定されたエクスポージャーに関する費用を主に反映しており、それより程度は下回るものの、不動産に関する費用も反映していた。これらのモデル化された予想信用損失は、COVID-19のパンデミックの影響、特に最新のスイスのGDP、失業及び不動産価格を反映するために更新されたマクロ経済の見通しを考慮し、将来予測に関するシナリオを更新したこと、並びに専門家の判断に基づくオーバーレイを主因としていた。ステージ3の正味費用は900万スイス・フランで、法人の貸付ポートフォリオにおいて新たに債務不履行となった2件の顧客を主に反映していた。

営業費用

営業費用合計は、700万スイス・フラン（１％）減少し、５億6,100万スイス・フランであった。これは、事業運営上の業績の低下を反映した変動報酬の減少を主因としていた。

業績：2020年上半期と2019年上半期の比較

税引前利益は、２億2,300万スイス・フラン（29％）減少し、５億5,100万スイス・フランであった。これは、信用損失費用の増加及び収益の減少を反映していたが、営業費用の減少により一部相殺された。

営業収益合計は、２億4,900万スイス・フラン（13％）減少し、16億6,100万スイス・フランであった。これは主に、正味信用損失費用の増加及び取引ベース収益の減少を反映していた。

受取利息純額は、９億8,900万スイス・フランで安定していた。経常受取報酬純額は、1,400万スイス・フラン増加し、３億2,900万スイス・フランであった。これは、2019年第４四半期に60億スイス・フランの事業がグローバル・ウェルス・マネジメントからパーソナル＆コーポレート・バンキングに移転したことを主因とする保管費の増加によるものであった。

取引ベース収益は、7,800万スイス・フラン減少し、４億9,100万スイス・フランであった。これは、COVID-19のパンデミックにより、顧客による旅行及びレジャーへの出費が減少したことを反映して、クレジットカード手数料及び外国為替取引からの収益が減少したことを主因としていた。その他の収益は、当グループの出資持分からの収益の減少を主に反映して、400万スイス・フラン減少し、3,100万スイス・フランであった。

正味信用損失費用は、前年同期に100万スイス・フランの戻入を計上したのに対し、１億7,900万スイス・フランであった。ステージ１及び２の正味費用は、１億1,000万スイス・フランであった。これは、スイスの大手企業及び中小規模の事業体に対する選定されたエクスポージャーに関する費用を主に反映しており、それより程度は下回るものの、不動産に関する費用も反映していた。これらのモデル化された予想損失は、COVID-19のパンデミックの影響、特に最新のスイスのGDP、失業及び不動産価格を反映するために更新されたマクロ経済の見通しを考慮し、将来予測に関するシナリオを更新したこと、並びに専門家の判断に基づくオーバーレイを主因としていた。ステージ３の正味費用は6,900万スイス・フランで、これは、2019年12月31日現在、既に信用減損されていた法人カウンターパーティに対する貸出金から予想される回収額の悪化を主に反映していた。

営業費用合計は、2,600万スイス・フラン（２％）減少し、11億1,000万スイス・フランであった。これは、事業運営上の業績の低下を反映した変動報酬の減少を主因としていた。

アセット・マネジメント

業績：2020年第２四半期と2019年第２四半期の比較

税引前利益は、3,300万米ドル（27％）増加し、１億5,700万米ドルであった。これは、営業収益の増加のごく一部が営業費用の増加により相殺されたことに加え、堅調な営業レバレッジを反映していた。

営業収益

営業収益合計は、4,900万米ドル（10％）増加し、５億2,400万米ドルであった。

運用手数料純額は、300万米ドル（１％）減少し、４億4,900万米ドルであった。これは、2020年第１四半期末の市場混乱を主因としていたが、堅調な新規純資金の継続的創出を反映した平均投資資産の増加によりその大部分が相殺されていた。

実績報酬は、5,200万米ドル増加し、7,500万米ドルであった。これは主に、ヘッジ・ファンド業務における実績報酬の増加によるものであった。

営業費用

営業費用合計は、堅調な収益を反映した人件費の増加を主因として、1,600万米ドル（５％）増加し、３億6,700万米ドルであった。

投資資産：2020年第２四半期と2020年第１四半期の比較

投資資産は、960億米ドル増加し、9,280億米ドルであった。これは、為替換算の影響100億米ドルに加え、市場でのプラスの業績670億米ドル及び新規純資金流入額190億米ドルを反映していた。

新規純資金流入額は、192億米ドルであった。マネー・マーケット・フローを除くと、新規純資金流入額は、88億米ドルであった。

業績：2020年上半期と2019年上半期の比較

税引前利益は、8,600万米ドル（38%）増加し、3億1,400万米ドルであった。これは、営業収益の増加のごく一部が営業費用の増加により相殺されたことに加え、堅調な営業レバレッジを反映していた。

営業収益合計は、1億1,700万米ドル（13%）増加し、10億3,800万米ドルであった。

運用手数料純額は、平均投資資産の増加を反映して、5,500万米ドル（6%）増加し、9億2,600万米ドルであった。

実績報酬は、ヘッジ・ファンド業務及び株式業務における増加を主因として、6,200万米ドル増加し、1億1,200万米ドルであった。

営業費用合計は、3,100万米ドル（4%）増加し、7億2,400万米ドルであった。これは、変動報酬の増加を反映した人件費の増加を主因としていたが、一般管理費の減少により一部相殺された。

インベストメント・バンク

業績：2020年第2四半期と2019年第2四半期の比較

税引前利益は、1億8,500万米ドル（43%）増加し、6億1,200万米ドルであった。これは、営業収益の増加に起因していたが、営業費用の増加により一部相殺された。

営業収益

営業収益合計は、1億9,700万米ドル（9%）増加し、22億6,800万米ドルであった。これは、グローバル・マーケットにおける収益の増加を反映していたが、グローバル・バンキングにおける収益の減少及び信用損失費用の増加により一部相殺された。

グローバル・バンキング

グローバル・バンキング業務の収益は、8,700万米ドル（14%）減少し、5億2,500万米ドルであった。これは、アドバイザリー業務における収益の減少を反映していたが、キャピタル・マーケット業務における収益の増加により一部相殺された。

アドバイザリー業務の収益は、1億7,500万米ドル（65%）減少し、9,300万米ドルであった。これは前年同期が例外的であったこと及びM&Aからの収益の減少（グローバル手数料プールは23%減少）を反映していた。

キャピタル・マーケット業務の収益は、8,800万米ドル（25%）増加し、4億3,200万米ドルであった。これは主に、信用スプレッドが縮小したことにより、レバレッジド資本市場、法人向け貸付及び不動産ファイナンスにおける8,800万米ドルの時価評価による利得に起因していた。これらの利得の大部分は、関連ある信用エクスポージャーをヘッジするのに使用された商品のポートフォリオに係る7,000万米ドルの時価評価による損失により相殺された。エクイティ・キャピタル・マーケット業務の収益は、2,700万米ドル（22%）増加（グローバル手数料プールは63%増加）した。

グローバル・マーケット

グローバル・マーケット業務の収益は、3億6,000万米ドル（25%）増加し、18億2,100万米ドルであった。これは、COVID-19のパンデミック及びその後の顧客活動水準による影響を反映して、特に外国為替、金利及びクレジット業務の商品で、取引高、ボラティリティ及び信用スプレッドの変動が増加したこと起因していた。

エグゼキューション&プラットフォーム業務の収益は、6,600万米ドル（19%）増加し、4億2,200万米ドルであった。これは主に、電子プラットフォーム上で取引された現物株式及び債券商品の顧客活動水準が上昇したことに起因する。

デリバティブ&ソリューション業務の収益は、2億7,800万米ドル（41%）増加し、9億4,800万米ドルであった。これは、外国為替、金利及びクレジット業務の商品全体で顧客活動水準が上昇したことに起因していた。これは、当グループのストラクチャード・デリバティブ事業に関する困難な市況に起因するエクイティ・デリバティブにおける収益の減少により一部相殺された。

ファイナンス業務の収益は、1,700万米ドル（4%）増加し、4億5,200万米ドルであった。これは、市場のボラティリティからプラスの影響を受けたエクイティ・ファイナンスの収益の増加に起因している。

グローバル・マーケットの株式業務

株式業務の収益は、エクイティ・デリバティブにおける減少を主因として、9,900万米ドル（9%）減少し、9億7,400万米ドルであった。これは、キャッシュ・エクイティ及びファイナンス・サービスにおける収益の増加により一部相殺された。

グローバル・マーケットの外国為替、金利及びクレジット業務

外国為替、金利及びクレジット業務の収益は、4億5,900万米ドル（118%）増加して、8億4,700万米ドルであった。これは主に、デリバティブ&ソリューション内の様々な事業ラインで収益が増加したことを反映していた。

信用損失費用/戻入

正味信用損失費用は、前年同期に100万米ドルの正味費用を計上したのに対し、7,800万米ドルであった。ステージ1及び2の正味信用損失費用は、5,600万米ドルであった。これは、COVID-19のパンデミックの影響、特に最新のGDP及び失業の予測を反映するために更新されたマクロ経済の見通しを考慮し、将来予測に関するシナリオを更新したことに起因する費用7,200万米ドルを主因としていた。これは、2020年第1四半期に当グループが評価性引当金を引き上げたエネルギー関連エクスポージャー及び数多くの不動産投資信託との有価証券ファイナンス取引に関する戻入により一部相殺された。ステージ3の正味信用損失費用は2,200万米ドルで、様々なポジションに亘って3,800万米ドルの費用が計上されたが、2020年第1四半期に当グループが評価性引当金を引き上げた多数の不動産投資信託との有価証券ファイナンス取引に関する戻入により一部相殺された。

営業費用

営業費用合計は、1,200万米ドル（1%）増加し、16億5,600万米ドルであり、これは、グローバル・マーケットの堅調な収益を反映して、人件費が増加したことを主因としていた。これは、旅費及び法務費用の減少により一部相殺された。

リスク加重資産及びレバレッジ比率分母：2020年第2四半期と2020年第1四半期の比較

リスク加重資産

リスク加重資産（RWA）合計は、50億米ドル（5%）減少し、980億米ドルであった。信用及びカウンターパーティの信用リスクのRWAは、貸出金及びローン・コミットメント並びにデリバティブ・エクスポージャーの減少に起因して、40億米ドル減少した。これは、有価証券ファイナンス取引のエクスポージャーの増加により一部相殺された。市場リスクのRWAは、10億米ドル減少した。これは、モデル乗数の撤廃並びに顧客活動及び市況がストレス時及び規制上のバリュエーション・アット・リスク（VaR）へ与えた影響を主因としていた。

レバレッジ比率分母

レバレッジ比率分母は、60億米ドル（2%）増加し、3,030億米ドルであった。これは、現金残高及びトレーディング・ポートフォリオ評価額の増加を主に反映していたが、ロールオフ及び市場主導の動向を反映したデリバティブ・エクスポージャーの減少により一部相殺された。

業績：2020年上半期と2019年上半期の比較

税引前利益は、6億8,700万米ドル（108%）増加し、13億2,100万米ドルであった。これは、営業収益の増加に起因しているが、営業費用の増加により一部相殺された。

営業収益合計は、8億8,200万米ドル（23%）増加し、47億1,800万米ドルであった。これは、グローバル・マーケット及びグローバル・バンキングの両方で収益が増加したことを反映しているが、信用損失費用の増加により一部相殺された。

グローバル・バンキングの収益は、7,600万米ドル（8%）増加し、10億5,800万米ドルであった。これは、キャピタル・マーケット業務の収益の増加を反映していたが、アドバイザリー業務の収益の減少により一部相殺された。

アドバイザリー業務の収益は、8,500万米ドル（22%）減少し、2億9,200万米ドルであった。これは主に、M&Aからの収益の減少（グローバル手数料プールは19%減少）を反映していた。

キャピタル・マーケット業務の収益は、1億6,100万米ドル（27%）増加し、7億6,600万米ドルであった。これは、インベストメント・バンクの貸付ポートフォリオ及びレバレッジド・ローン・ポートフォリオの信用エクスポージャーをヘッジするのに使用された商品のポートフォリオに係る1億2,100万米ドルの利得を主因としていた。これらの利得は、COVID-19のパンデミックによる信用スプレッドの拡大に起因する、レバレッジド資本市場、法人向け貸付及び不動産ファイナンスのポートフォリオに係る9,500万米ドルの時価評価による損失により一部相殺された。エクイティ・キャピタル・マーケット業務の収益は、7,100万米ドル（39%）増加（グローバル手数料プールは45%増加）した。

グローバル・マーケット業務の収益は、9億8,000万米ドル（34%）増加し、38億5,900万米ドルであった。これは、COVID-19のパンデミック及びその後の顧客活動水準による影響を反映して、特に外国為替、金利及びキャッシュ・エクイティ業務で、取引高、ボラティリティ及び信用スプレッドの変動が増加したことにより起因していた。

エグゼキューション&プラットフォーム業務の収益は、2億7,900万米ドル（38%）増加し、10億1,200万米ドルであった。これは主に、電子プラットフォーム上で取引された現物株式及び債券商品の顧客活動水準が上昇したことにより起因する。

デリバティブ&ソリューション業務の収益は、5億8,000万米ドル（43%）増加し、19億3,200万米ドルであった。これは、外国為替、金利及びクレジット業務の商品全体で顧客活動水準が上昇したことにより起因する。これは、当グループのストラクチャード・デリバティブ事業に関する困難な市況に起因して、エクイティ・デリバティブの収益が減少したことにより一部相殺された。

ファイナンス業務の収益は、1億2,300万米ドル（15%）増加し、9億1,600万米ドルであった。これは、市場のボラティリティからプラスの影響を受けたエクイティ・ファイナンスの収益の増加及びクリアリングの収益の増加に起因している。

株式業務の収益は、7,900万米ドル（4%）増加し、21億2,200万米ドルであった。これは、キャッシュ・エクイティ及びファイナンス・サービスの収益の増加を主因としていたが、エクイティ・デリバティブの収益の減少により一部相殺された。

外国為替、金利及びクレジット業務の収益は、9億100万米ドル（108%）増加し、17億3,700万米ドルであった。これは主に、デリバティブ&ソリューション及びエグゼキューション&プラットフォーム内の外国為替及び金利業務の商品の収益の増加を反映していた。

正味信用損失費用は、前年同期に2,400万米ドルの正味費用を計上したのに対し、2億米ドルであった。ステージ1及び2の正味信用損失費用は、1億1,800万米ドルであった。これは、COVID-19のパンデミックの影響、特に最新のGDP及び失業の予測を反映するために更新されたマクロ経済の見通しを考慮し、将来予測に関するシナリオを更新したことにより起因する費用8,600万米ドルを主因としていた。ステージ3の正味信用損失費用は、エネルギー関連エクスポージャーに係る5,100万米ドルの損失に起因して、8,200万米ドルであった。

営業費用合計は、1億9,400万米ドル（6%）増加し、33億9,600万米ドルであり、これは、グローバル・マーケット及びグローバル・バンキング両方で収益が堅調であったことを反映して、人件費が増加したことを主因としていた。これは、一般管理費の減少により一部相殺された。

グループ・ファンクション

業績：2020年第2四半期と2019年第2四半期の比較

グループ・ファンクションは、前年同期に5,600万米ドルの税引前損失を計上したのに対し、3億500万米ドルの税引前損失を計上した。

グループ財務部門

グループ財務部門の業績は、前年同期のプラス1,700万米ドルに対し、マイナス1億9,200万米ドルであった。

グループ財務部門には、グループ財務部門のリスク管理業務集約化に関連したマイナス1億2,000万米ドルの収益（前年同期はマイナス6,900万米ドル）が含まれていた。この減少は、COVID-19の市場ストレスに関連した流動性コストの増加によってもたらされた。

ヘッジ会計の非有効性を含む会計上の非対称性からの収益は、前年同期の9,800万米ドル（純額）に対し、4,800万米ドル（純額）であった。

営業費用は、9,700万米ドル増加し、1億2,000万米ドルであった。これは、デリバティブのファンディング・スプレッドの大幅な縮小により前期の資金調達評価損の戻入に関連して計上された変動報酬の増加を主因としていた。

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの業績は、前年同期のプラス3,400万米ドルに対し、マイナス6,900万米ドルであった。これには、エネルギー関連エクスポージャーに関する信用損失費用2,000万米ドル（前年同期は全体の信用損失費用500万米ドル）が含まれている。更に、2019年第2四半期には、訴訟債権の和解に関連した3,800万米ドルの利益及びデフォルト・カウンターパーティ・ポジションについての請求に関連した1,400万米ドルの収益が含まれていた。営業費用は、1,600万米ドル増加し、4,300万米ドルであった。

グループ・サービス

グループ・サービスの業績は、前年同期のマイナス1億700万米ドルに対し、マイナス4,400万米ドルであった。これは主に、繰延税金資産に関連した資金調達費用の減少によるものである。

業績：2020年上半期と2019年上半期の比較

グループ・ファンクションは、前年同期に7,100万米ドルの税引前損失を計上したのに対し、7億1,500万米ドルの税引前損失を計上した。

グループ財務部門の業績は、前年同期のプラス1億1,900万米ドルに対し、マイナス3億2,300万米ドルであった。

グループ財務部門には、ヘッジ会計の非有効性を含む会計上の非対称性からの利益がマイナス1億200万米ドル（純額）（前年同期は当該利益がプラス2億4,200万米ドル（純額））含まれていた。集約化されたグループ財務部門のリスク管理業務に関連した収益は、前年同期のマイナス8,800万米ドルに対し、マイナス1億9,600万米ドルであった。

グループ財務部門の営業費用は、2,100万米ドル減少した。これは、デリバティブのファンディング・スプレッドの拡大により2020年上半期に資金調達評価損純額に関連して計上された変動報酬の減少を主因としていた。

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの業績は、前年同期のプラス3,800万米ドルに対し、マイナス2億8,900万米ドルであった。この結果は、オークション・レート証券（ARS）に対する残存エクスポージャー14億米ドルに関する1億4,300万米ドルの評価損（前年同期は評価益が計上された。）を主因としていた。2020年6月30日現在、当グループのARSに対する残存エクスポージャーの格付けはAA以上となっている。更に、2020年上半期には、エネルギー関連エクスポージャーに関する3,500万米ドルの信用損失費用が含まれていた。

グループ・サービスの業績は、前年同期のマイナス2億2,700万米ドルに対し、マイナス1億300万米ドルであった。これは主に、繰延税金資産に関連した資金調達費用の減少によるものであった。

貸借対照表、流動性及び資金調達管理

戦略、目的及びガバナンス

本項では、貸借対照表、流動性及び資金調達管理情報を記載するが、これは、当グループの流動性及び資金調達管理に関する戦略、目的及びガバナンスについてより詳細に記載している当グループの2019年度年次報告書（英文）の「Treasury management」の項と合わせて読まれるべきである。

本項に記載された残高は、別段の表示がない限り、四半期末現在のものである。四半期中の残高は通常の業務過程において変動するため、四半期末現在のポジションと異なる場合がある。

資産及び流動性管理

貸借対照表上の資産（2020年6月30日現在と2020年3月31日現在の比較）

2020年6月30日現在の貸借対照表上の資産は、2020年3月31日現在から340億米ドル減少し、合計1兆640億米ドルであった。デリバティブ及びデリバティブに係る差入担保金を除く資産合計は、償却原価及び公正価値で測定されるその他の金融資産、現金及び中央銀行預け金、トレーディング・ポートフォリオ資産及び貸付資産並びに非金融資産及びユニットリンク型投資契約に関する金融資産の増加を主因として、350億米ドル増加し、8,810億米ドルであった。これは、償却原価での有価証券ファイナンス取引の減少により一部相殺された。

当グループは引き続き、不確実な状況下における流動性の増加レベルを維持している。その結果、償却原価及び公正価値で測定されるその他の金融資産は、当四半期中の適格流動資産（HQLA）の購入により120億米ドル増加し、現金及び中央銀行預け金は、100億米ドル増加した。

トレーディング・ポートフォリオ資産は、80億米ドル増加した。これは、顧客ポジションをヘッジするためにインベストメント・バンクで保有された在庫水準の上昇を主因としていた。貸付資産は、為替効果及びロンバード・ローンの増加並びにスイス政府が保証する融資制度に関連する貸出金を主に反映して、パーソナル&コーポレート・バンキング及びグローバル・ウェルス・マネジメントが牽引し、60億米ドル増加した。

非金融資産及びユニットリンク型投資契約に関連する金融資産は、ユニットリンク型投資契約に関する金融資産における市場主導の動向を主に反映して、40億米ドル増加した。

これらの増加は、担保供給の減少を主因として、償却原価での有価証券ファイナンス取引が40億米ドル減少したことにより一部相殺された。

デリバティブ及びデリバティブに係る差入担保金は、700億米ドル減少した。これは、インベストメント・バンクのデリバティブ&ソリューション事業及びファイナンス事業における外国為替契約及び株式/株式指数契約のロールオフ及び市場主導の動向を主に反映していた。

流動性カバレッジ比率

2020年第2四半期に、UBSグループの流動性カバレッジ比率（LCR）は、16パーセント・ポイント上昇して、155%となり、スイス金融市場監督当局（FINMA）により通達された当グループのLCR最低要件である110%を依然として上回った。

LCRのこの上昇は、社債発行の増加、事業部門による資金調達の消費高純額の減少及びグローバル・ウェルス・マネジメントにおける顧客預金残高の増加によりHQLAの平均残高が増加したことを主因としていた。また、純資金流出額は、有担保ファイナンス取引からの平均純資金流入額の減少及び顧客預金からの平均流出額の増加に起因して増加したが、デリバティブ取引からの平均流入額の増加により一部相殺されていた。

負債及び資金調達管理

負債（2020年6月30日現在と2020年3月31日現在の比較）

2020年6月30日現在の負債合計は、330億米ドル減少し、1兆70億米ドルであった。2020年6月30日現在のデリバティブ及びデリバティブに係る受入担保金を除く負債合計は、ほぼ全ての負債勘定の増加に起因して、300億米ドル増加し、8,170億米ドルであった。

顧客預金は、パーソナル&コーポレート・バンキング及びグローバル・ウェルス・マネジメントにおいて、80億米ドル増加した。これは、為替効果及び不確実な市場環境下で顧客が保有する現金水準が上昇したことを主に反映していた。既発の長期債は、市場主導の動向及びUBSの信用スプレッドの縮小を反映して、公正価値での測定を指定された社債が増加したことを主因として、80億米ドル増加した。非金融負債及びユニットリンク型投資契約に関連する金融負債は、主にユニットリンク型投資契約に関連する市場主導の動向により50億米ドル増加した。短期借入金は、30億米ドル増加した。これは、マネー・マーケットの発行を主因としていたが、銀行預り金の減少により一部相殺された。償却原価及び公正価値のその他金融負債は、公正価値で測定される有価証券ファイナンス取引のネットティングの減少を主因として、30億米ドル増加した。

デリバティブ及びデリバティブに係る受入担保金は、前述したデリバティブの金融資産及び差入担保金の減少に沿って、630億米ドル減少した。

資本（2020年6月30日現在と2020年3月31日現在の比較）

2020年6月30日現在の株主に帰属する持分は、2020年3月31日現在の579億4,900万米ドルから570億3,500万米ドルに減少した。

株主に帰属する包括利益合計は、2億500万米ドルであった。これは、純利益12億3,200万米ドル及びマイナスのその他の包括利益（OCI）10億2,700万米ドルを反映している。OCIには、主に、自己の信用に関連するマイナスのOCI 8億7,200万米ドル、確定給付制度に関するマイナスのOCI 5億米ドル、為替換算に関するプラスのOCI 2億6,100万米ドル及びキャッシュ・フロー・ヘッジに関するプラスのOCI 9,500万米ドルが含まれていた。

株主に対する分配金は、1株当たり0.365米ドルの配当金の50%の支払を反映して、利益剰余金を6億5,400万米ドル減少させた。残りの50%は資本剰余金内の資本準備金から分配された。2020年1月1日施行のスイス税法では、スイスに所在し、その株式を証券取引所に上場している会社は、資本準備金から50%を超えない配当を支払うことが義務付けられており、残りは利益剰余金からの支払が義務付けられている。2回目の0.365米ドルの配当の支払は、臨時株主総会での株主の承認を条件に、2020年第4四半期に予定されており、2019年度の配当金の合計は1株当たり0.73米ドルとなる予定である。

資本剰余金は、5億800万米ドル減少した。これは、前述したUBSグループAGの資本準備金からの株主に対する6億5,400万米ドルの分配を主因としていた。これは、繰延株式報酬の償却により資本剰余金が1億5,000万米ドル増加したことにより一部相殺されている。

自己株式に係る正味の活動により、株主に帰属する持分は4,400万米ドル増加した。

オフバランス・シート（2020年6月30日現在と2020年3月31日現在の比較）

ローン・コミットメントは、スイスの多国籍企業が利用可能な流動性ファシリティの増加及びスイス政府が保証する融資制度に関連する6億米ドルの増加に起因して、50億米ドル増加した。

先日付スタートのリバース・レポ契約は、70億米ドル減少し、先日付スタートのレポ契約は、130億米ドル増加した。これは、短期有価証券ファイナンス取引における市場活動の変動を反映して、主にグループ・ファンクションで見られた。

保証は、20億米ドル減少し、無条件に取消可能な信用枠は、30億米ドル増加した。

正味安定調達比率

2020年6月30日現在の当グループのプロフォーマ正味安定調達比率（NSFR）の見積りは、2020年3月31日現在から4パーセント・ポイント増加して、118%であった。これは、預金及び社債の増加を主因とする利用可能な安定調達の190億米ドルの増加を主に反映していた。

当グループのプロフォーマNSFRの計算には、バーゼル銀行監督委員会の規則による影響の見積りが含まれ、スイスにおけるNSFR規則の完成、規制上の解釈の変更並びに新モデル及び関連制度の改善に伴い見直される。

資本管理

本項における開示情報は、UBSグループAGの連結ベースについて記載しており、報告期間中の主要な動向及びスイスのシステム上関連ある銀行（SRB）に適用あるバーゼルの枠組みに基づく情報に焦点を当てている。かかる内容は当グループの2019年度年次報告書（英文）の「Capital management」の項と合わせて読

まれるべきであり、当項では、当グループの資本管理に関する目的、計画及び活動並びにスイスSRBの総損失吸収力の枠組みについてより詳細に記載している。2020年1月1日に発効する新しい自己資本規制については、後述している。

連結ベースでのUBSグループAGに関する追加的な規制上の開示は、当グループの2020年6月30日第3の柱に関する報告（英文）に記載される。第3の柱に関する報告には、2020年6月30日現在の当グループの重要な規制対象子会社及びサブ・グループ（UBS AG（単体ベース）、UBSスイスAG（単体ベース）、UBSヨーロッパSE（連結ベース）及びUBSアメリカズ・ホールディングLLC（連結ベース））に関する情報も含まれており、当該情報は、www.ubs.com/investorsの「Pillar 3 disclosures」にて2020年8月14日以降入手可能である。

スイスSRBに適用あるバーゼル の枠組みに基づくUBS AG（連結ベース）についての資本及びその他の規制上の情報については、本書及びUBS AGの2020年度第2四半期財務報告書（英文）（www.ubs.com/investorsの「Quarterly reporting」にて2020年7月24日以降入手可能）に記載されている。

UBSグループAGは持株会社であり、UBS AGとその子会社を通じて実質的に全ての業務を行っている。UBSグループAG及びUBS AGは、それぞれの資本のかなりの部分を当該子会社に拠出しており、当該子会社に相当額の流動性を提供している。これらの子会社の多くは、最低資本、流動性及び類似の要件の遵守を要求する規制の対象となっている。

スイスSRBの要件及び情報

2020年1月1日現在、当グループは、2016年7月1日に発効し、2020年1月1日まで段階的に導入されたスイスのSRBに適用される大きすぎて潰せない（too-big-to-fail）規定を含むスイスの自己資本に関する規則（CAO）のゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの要件への段階的移行を完了している。スイスSRBの自己資本の枠組み及び2019年度末までに段階的に導入されたスイスSRBのゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの要件に関する情報については、当グループの2019年度年次報告書（英文）の「Capital management」の項に記載されている。

2020年1月1日にCAOが発効したことにより、ゴーンコンサーン・ベースの要件を満たす証券は、満期の1年前まで引き続き適格であり、適格が終了する年に従前適用されていた50%のヘアカットは撤廃された。

前述の要件は、UBS AG（連結ベース）にも適用される。UBSスイスAG及びUBS AGは、単体ベースでゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン・ベースの要件に服しており、これに関する詳細は、当グループの2020年6月30日第3の柱に関する報告（英文）（www.ubs.com/investorsの「Pillar 3 disclosures」にて2020年8月14日以降入手可能）に記載されている。

COVID-19に関連したFINMAによる中央銀行の要求払預金の一時的な適用免除

2021年1月1日まで適用されるFINMAの適用免除規則に従い、UBSが2019年会計年度に行う予定の資本配分のゴーイングコンサーン・ベースのLRD相当額分だけ、UBSに適用される適格LRD救済額は減額される。

FINMAの適用免除規則は、当グループのスイスSRBのゴーンコンサーン・ベースの自己資本規制及び比率に影響を与えるものではない。

本項以外では、単純化のため、また、FINMAによる適用免除が短期的なものであるため、一時的なFINMA適用免除を反映しないでLRDを表示することを選択した。

総損失吸収力

総損失吸収力及び変動

2020年第2四半期の当グループの総損失吸収力は安定しており、936億米ドルであった。

ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本及び変動

2020年6月30日現在、当グループのゴーイングコンサーン・ベースの自己資本は、2020年第2四半期中に16億米ドル増加し、535億米ドルであった。これは、当グループの普通株式等Tier 1 (CET1) 自己資本が15億米ドル増加したことを主因としていた。この増加は、税引前営業利益及び為替効果によるものであったが、当期税金、確定給付制度及び株主に対する資本還元の見越計上額により一部相殺された。前四半期と同様に、当グループの内部格付の対象となるポートフォリオに関するバーゼル の予想損失は、超過額をCET1自己資本から控除した上で、IFRS第9号のステージ1及び2の予想信用損失を上回る水準で推移した。このため、2020年第2四半期におけるIRB手法によるポジションに関連したステージ1及び2の信用損失費用は、当グループのCET1自己資本を低下させるものではなかった。

当グループのその他Tier 1 (AT1) 自己資本の増加は、金利リスク・ヘッジ、為替換算調整等の影響によってもたらされた。

ゴーコンサーン・ベースの損失吸収力及び変動

当グループのゴーコンサーン・ベースの総損失吸収力は、17億米ドル減少し、400億米ドルであった。これは、2つの総損失吸収力 (TLAC) 適格非劣後無担保債 (適格な金額の総額29億米ドル) について、残存期間が1年未満に短縮したことにより、適格性が減少したことを主因としていた。この影響は、3つの米ドル建てTLAC適格非劣後無担保債 (額面総額8億米ドル) の新規発行並びに金利リスク・ヘッジ及び為替換算調整等の影響により一部相殺された。

損失吸収力及びレバレッジ比率

当グループのCET1自己資本比率は、0.5パーセント・ポイント上昇し、13.3%であった。これは、CET1自己資本の15億米ドルの増加を反映したものであった。

当グループのCET1レバレッジ比率 (前述したFINMAの適用免除を除く。) は、2020年第2四半期に3.84%から3.92%に上昇した。これは、前述したCET1自己資本の増加がLRDの180億米ドルの増加による相殺分を上回ったことに起因していた。

当グループのゴーコンサーン・ベースの損失吸収力比率は、14.6%から14.0%に低下した。これは、前述したゴーコンサーン・ベースの損失吸収力の減少に起因していた。当グループのゴーコンサーン・ベースのレバレッジ比率は、前述したゴーコンサーン・ベースの損失吸収力の減少及びLRDの増加を主因として、4.4%から4.1%に低下した。

リスク加重資産

2020年第2四半期中、RWAは、2億米ドル増加し、2,864億米ドルであった。これは、モデルの更新に起因する46億米ドルの増加及び為替効果に起因する21億米ドルの増加並びに規制上の追加に起因する15億米ドルの増加を反映しているが、資産規模及びその他の動向に起因する46億米ドルの減少、方法論及び方針の変更に起因する34億米ドルの減少により一部相殺された。

信用及びカウンターパーティの信用リスク

2020年6月30日現在の信用及びカウンターパーティの信用リスクのRWAは、3億米ドル増加し、1,722億米ドルであった。以下に記載したRWAの変動には、為替効果は反映されていない。

資産規模及びその他の動向は、RWAの31億米ドルの減少に寄与した。

- ・ インベストメント・バンクのRWAは、貸出金及びローン・コミットメントの減少に起因して、53億米ドル減少した。更に、デリバティブのRWAは、グローバル・マーケットにおける取引高の減少を主因として、減少した。

- ・ グローバル・ウェルス・マネジメントのRWAは、主に事業の拡大により、また、それより程度は下回るものの、信用格付けの変更により、ロンバード・ローン及び他のリテール・ファシリティを主因とし、31億米ドル増加した。

- ・ パーソナル&コーポレート・バンキングのRWAは、主に法人向けの貸出金及びローン・コミットメントに起因する事業の拡大により、5億米ドル増加した。

- ・ グループ・ファンクションのRWAは、清算及び決済口座エクスポージャーの低減とデリバティブ・エクスポージャーの低減により14億米ドル減少した。

総じて、信用格付け及びデフォルト時損失率の変更により、2020年第2四半期中のRWAの増加は10億米ドル未満となった。

RWAは、不動産ポートフォリオ、有価証券ファイナンス取引及びロンバード・ローンに関連したモデルの更新に起因して、16億米ドル増加した。

当グループでは、更なる方法論の変更及びモデルの更新により、信用及びカウンターパーティの信用リスクのRWAが2020年の残りの期間に最大10億米ドル増加すると予想している。RWAの変動の程度及び時期は、方法論の変更及びモデルの更新が完了するタイミング並びに規制当局の認可が得られるタイミングで変わり得る。これに加え、関連あるポートフォリオ構成の変更及びその他の市場要因がRWAに影響する。

市場リスク

市場リスクのRWAは、2020年第2四半期に9億米ドル減少し、142億米ドルであった。この僅かな減少は、2つの主な相殺効果によるものであった。この相殺効果は、()規制上の方針変更に起因する33億米ドルの減少並びに顧客活動及び資産価格の変動に起因するインベストメント・バンクのグローバル・マーケット事業における資産規模及びその他の動向の21億米ドルの減少から生じた54億米ドルの減少、並びに()当グループのVaRモデルの継続的なパラメーターの更新及びVaRに含まれないリスクの月次の評価による規制の追加における15億米ドルの増加から生じた45億米ドルの増加である。規制上の方針変更とは、一定のサブポートフォリオにおけるモデルのパフォーマンスを当グループで実証した後に、FINMAに要求された一時的な市場リスクのRWA乗数が撤廃されたことである。

オペレーショナル・リスク

2020年6月30日現在のオペレーショナル・リスクのRWAは、2020年3月31日現在から横ばいの775億米ドルであった。

レバレッジ比率分母

2020年第2四半期中、LRDは、180億米ドル増加し、9,740億米ドルであった。これは、資産規模及びその他の動向における90億米ドル及び為替効果における90億米ドルによるものであった。

後述のLRDの変動には、為替効果は含まれておらず、COVID-19に関連してFINMAが認めた中央銀行の要求払預金の一時的適用免除の影響は反映されていない。

オンバランス・シートのエクスポージャーは、290億米ドル増加した。これは、グループ・ファンクションにおける流動性バッファー・ポートフォリオの適格流動資産(HQLA)の増加、複数の事業に亘る現金及び中央銀行預け金の増加、並びにインベストメント・バンクにおけるトレーディング・ポートフォリオ資産の増加を主因としていた。

デリバティブ・エクスポージャーは、150億米ドル減少した。これは、ロールオフ及び市場主導の動きを反映したインベストメント・バンクの外国為替契約及び株式/株式指数契約を主因としていた。

有価証券ファイナンス取引(SFT)は、60億米ドル減少した。これは、主に担保供給が減少した結果、グループ・ファンクションによりもたらされた。

当グループの重要な規制対象子会社及びサブ・グループに関する財務及び規制上の主要な数値

	UBS AG (個別)		UBSスイスAG (個別)		UBSヨーロッパSE (連結) ¹		UBSアメリカズ・ホールディングLLC (連結)	
	単位：百万米ドル、別掲されている場合を除く		単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く		単位：百万ユーロ、別掲されている場合を除く		単位：百万米ドル、別掲されている場合を除く	
現在又は終了四半期	2020年 6月30日	2020年 3月31日	2020年 6月30日	2020年 3月31日	2020年 6月30日	2020年 3月31日 ²	2020年 6月30日 ^{3,4}	2020年 3月31日 ⁴
財務情報^{5,6,7}								
損益計算書								
営業収益合計	3,757	3,014	1,912	1,887	297	213	2,830	3,083
営業費用合計	2,286	1,754	1,260	1,720	216	242	2,598	2,798
税引前営業利益 / (損失)	1,471	1,260	652	167	81	(28)	232	285
当期純利益 / (損失)	1,424	1,223	524	130	71	(38)	145	171
貸借対照表								
資産合計	493,858	487,536	304,256	299,459	55,277	60,553	161,765	162,982
負債合計	442,056	434,609	291,679	286,656	50,747	56,062	133,639	134,877
資本合計	51,802	52,927	12,577	12,803	4,530	4,491	28,127	28,105
自己資本^{8,9}								
普通株式等Tier 1自己資本	51,810	48,998	11,776	11,427	3,013	3,043	13,567	11,975
その他Tier 1自己資本	13,551	10,921	4,703	4,710	290	290	3,043	3,048
Tier 1自己資本	65,361	59,919	16,479	16,137	3,303	3,333	16,610	15,024
ゴーイングコンサーン・ベースの								
自己資本合計 ¹⁰	65,361	59,919	16,479	16,137	3,303	3,333		
Tier 2自己資本							766	755
ゴーンコンサーン・ベースの総損								
失吸収力 ^{10,11}	39,993	44,137	10,892	10,910	1,794 ¹²	1,808 ¹²		
自己資本合計					3,303	3,333	17,376	15,778
総損失吸収力 ^{10,11}	105,355	104,056	27,371	27,047	5,097	5,140		
リスク加重資産及びレバレッジ								
比率分母^{8,9}								
リスク加重資産	310,752	317,621	105,304	104,489	13,559	15,154	64,324	53,812
レバレッジ比率分母	573,741	574,692	323,068	317,071	44,020	49,004	146,641	135,534
レバレッジ比率分母 (一時的な FINMA適用免除) ¹³	573,741	574,692	250,553	249,175				
補足的レバレッジ比率分母 ¹⁴							147,672	
自己資本及びレバレッジ								
比率(%)^{8,9}								
普通株式等Tier 1自己資本比率	16.7	15.4	11.2	10.9	22.2	20.1	21.1	22.3
Tier 1自己資本比率					24.4	22.0	25.8	27.9

ゴーイングコンサーン・ベースの							
自己資本比率 ¹⁰	21.0	18.9	15.6	15.4			
総自己資本比率					24.4	22.0	27.0
総損失吸収力比率 ¹⁰			26.0	25.9	37.6	33.9	
Tier 1 レバレッジ比率					7.5	6.8	11.3
補足的Tier 1 レバレッジ比率 ¹⁴							11.2
ゴーイングコンサーン・ベースの							
レバレッジ比率	11.4	10.4	5.1	5.1			
ゴーイングコンサーン・ベースの							
レバレッジ比率（一時的なFINMA 適用免除） ¹³	11.4	10.4	6.6	6.5			
総損失吸収力レバレッジ比率 ¹⁰			8.5	8.5	11.6	10.5	
ゴーコンサーン・ベースの自己							
資本カバレッジ比率	123.6	142.7					
流動性 ^{9,10}							
適格流動資産(単位：十億)	92	68	85	75	16	15	
純資金流出額(単位：十億)	52	48	62	53	11	10	
流動性カバレッジ比率（％） ^{15,16}	178	141	138	141	141	142	
その他							
UBS AGとUBSスイスAG間の連帯債務							
(単位：十億) ¹⁷			11	13			

¹ 2019年3月1日付でUBSリミテッドがUBSヨーロッパSEを存続会社とするクロスボーダーの合併を行った結果、UBSヨーロッパSEは、UBSグループAGの重要な規制対象子会社となった。合併後の会社の規模、範囲及び事業モデルは今や著しく異なっている。² UBSヨーロッパSEの執行役会は、2020年第4四半期に臨時株主総会で承認されることを条件に、2019年度の配当を提案している。比較数値は、この配当案を反映したUBSヨーロッパSEの第3の柱に関する報告書及び欧州中央銀行に提出されたその他の規制報告書に合わせて修正再表示されている。³ UBSアメリカズ・ホールディングLLCは、カテゴリー に指定された銀行として、2020年4月1日以降、規制資本規則の簡素化の対象となっている。改正により、規制資本控除の枠組みが簡素化され、モーゲージ・サービシング資産、一時差異から生じる一定の繰延税金資産、非連結金融機関の自己資本への投資に関するリスク加重が上昇する（控除限度額（25%）を下回ると、CET1比率に0.3%の影響が生じる。）。⁴ 2020年第2四半期にASU 2019-12を適用したことにより、財務報告において、IHCタックス・グループ内のUBSアメリカズ・ホールディングLLCに係る累積税金費用及び関連する残高が遡及的に削除された。比較可能な財務上の主要な数値はそれに応じて調整されている。当グループは、規制上の報告において、この会計処理の変更を非遡及的に適用し、対応する比較可能な規制上の主要な数値を修正再表示していない。⁵ UBS AG及びUBSスイスAGの財務情報はスイスGAAP（FINMA会計規則、FINMA令2020/1及び銀行規則）に準拠して作成されているが、スイスGAAPに基づく期中財務書類を示すものではない。⁶ UBSヨーロッパSEの財務情報は国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成されているが、IFRSに基づく期中財務書類を示すものではない。⁷ UBSアメリカズ・ホールディングLLCの財務情報は米国において一般的に公正妥当と認められている会計原則（米国GAAP）に準拠して作成されているが、米国GAAPに基づく期中財務書類を示すものではない。⁸ UBS AG及びUBSスイスAGについては、適用あるスイスのシステム上関連ある銀行（SRB）の枠組みに基づく。UBSヨーロッパSEについては、適用あるEUパーゼル 規則に基づく。UBSアメリカズ・ホールディングLLCについては、適用あるUSパーゼル 規則に基づく。⁹ 詳細については、2020年6月30日の第3の柱に関する報告（英文）（www.ubs.com/investorsの「Pillar 3 disclosures」にて2020年8月14日以降入手可能）を参照。¹⁰ UBSアメリカズ・ホールディングLLCの2020年6月30日現在又は2020年3月31日現在の現地の開示要件は存在しない。¹¹ UBSアメリカズ・ホールディングLLCの総損失吸収力は、当グループの第3の柱に関する報告書で半期ごとに開示している。¹² 契約上、構造上又は法律上の劣後化に関する自己資本要求規則（CRR） の72a-b条に定められた条件を満たすポジションで構成される。¹³ 一時的なFINMA適用免除の詳細については、当グループの2020年第2四半期財務報告書（英文）の「Recent developments」及び「Capital management」のセクションを参照。¹⁴ UBSアメリカズ・ホールディングLLCは、カテゴリー に指定された銀行として、2020年4月1日以降、補足的レバレッジ比率（SLR）報告の対象となっている。連邦準備制度理事会、連邦預金保険公社（FDIC）及び通貨監督局（OCC）により2021年3月までの一時的な救済が行われ、SLRの分母から米国財務省証券及び連邦準備銀行の預金を除外することが認められる。この除外により、2020年6月30日にSLRが135ベース・ポイント増加した。¹⁵ UBS AGはFINMAが通知する流動性カバレッジ比率105%を維持す

る必要がある。¹⁶ UBSスイスAGはスイスSRBとして、流動性カバレッジ比率100%を維持する必要がある。スイス緊急計画に関連して、UBSスイスAGは追加の流動性要件を満たす必要がある。¹⁷ 連帯債務の詳細については、当グループの2019年度年次報告書（英文）の「Capital management」のセクションを参照。特定の状況において、スイス銀行法及びFINMAの銀行破綻条例は、FINMAが銀行の破綻処理に係る当該銀行の普通株式債務に対して修正、消却又は転換を行うことを認めている。

UBSグループAGは持株会社であり、実質上全ての事業はUBS AG及びその子会社を通じて行われている。UBSグループAG及びUBS AGは、各々の資本について、そのかなりの部分を当該子会社に拠出しており、当該子会社に対し十分な流動性を提供する。これらの子会社の多くは、最低資本要件、最低流動性要件及び類似の要件の遵守を求める規制に服している。上記の表は、当グループの重要な規制対象子会社及びサブ・グループに関し、自国の法域の規制上の枠組みに基づき決定された規制上の自己資本の構成項目及び自己資本比率を要約している。

監督当局は、一般的に、より厳しい要件を課す又はその他の方法で子会社の活動を制限する裁量を有している。更に、監督当局は、ストレス時における自己資本及びレバレッジ比率を計測するよう事業体に要請すること並びに当該テストの結果に基づき新しい事業に従事する又は資本計画を実行する事業体の能力に対し制限を課すこともできる。

2020年6月、連邦準備制度理事会は、年次のドッド・フランク法ストレス・テスト（DFAST）及び包括的自己資本レビュー（CCAR）の結果を発表した。当グループの米国中間持株会社であるUBSアメリカズ・ホールディングLLCは、非常に悪いシナリオ下の最低自己資本規制を上回り、連邦準備制度理事会は、その資本計画に異議を唱えなかった。その結果、UBSアメリカズ・ホールディングLLCはもはやCCARの定性的評価の対象とはならない。

UBS AG、UBSスイスAG及びUBSグループAGの個別の財務情報は、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」（英文）にて2020年7月24日以降入手可能である。

UBS AG及びUBSスイスAGの個別の規制情報並びにUBSヨーロッパSE及びUBSアメリカズ・ホールディングLLCの連結の規制情報は、2020年6月30日の第3の柱に関する報告（英文）（www.ubs.com/investorsの「Pillar 3 disclosures」にて2020年8月14日以降入手可能）に記載されている。

2020年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載されている「重要な会計上の見積り及び判断」につき、当該半期中の重要な変更に関する情報については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の中間連結財務書類に対する注記の注記9bを参照のこと。

4【経営上の重要な契約等】

UBSファンドセンターの過半数株式の売却

2020年第1四半期に、当グループは、UBSファンドセンターの過半数株式をドイツ証券取引所グループの取引後のサービス・プロバイダーであるクリアストリームに売却することを発表した。当グループでは現在、2020年第3四半期に取引が終了し、税引後利益は約6億米ドルになると予想している。CET1自己資本は約4億米ドル増加すると予想される。

ブラジル銀行とのバンキング・パートナーシップ

当グループの2019年度年次報告書（英文）に開示されているように、当グループは、2019年11月、ブラジルおよび南米の一部の国において、投資銀行サービス及び機関投資家向け証券仲介を提供する戦略的投資銀行パートナーシップを設立するため、ブラジル銀行と拘束力のある契約を締結した。当該取引は当初、2020年上半期に完了すると予想されていた。しかし当グループでは現在、COVID-19のパンデミックと、不可欠ではない事業活動を制限したりその営業を停止したりする政府の措置を考慮すると、規制当局の承認を条件として、当該取引は2020年下半期に終了すると予想している。現在のところ、この取引が終了した時点で、CET1自己資本は1億米ドル減少し、2億米ドルになると予想される。

5【研究開発活動】

該当事項なし

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

2020年6月30日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第4 設備の状況 2 主要な設備の状況」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

UBS AGの普通株式は、1株当たりの額面0.10スイス・フランの記名株式であり、全額払込済みである。

(1)【株式の総数等】（2020年6月30日現在）

【株式の総数】

授 権 株 数 (株)	発 行 済 株 式 総 数 (株)	未 発 行 株 式 数 (株)
記 名 式 4,238,408,466	記 名 式 3,858,408,466	記 名 式 380,000,000

(注) 上記記名株式は額面金額0.10スイス・フランである。

資本の額（2020年6月30日現在 / 財務諸表に基づく）

	額 面 価 額 スイス・フラン	株 式 数	資 本 金 スイス・フラン	(百 万 円)
発行済払込済株式資本	0.10	3,858,408,466	385,840,846.60	(45,190)

【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内 容
記名式額面株式 (額面金額0.10スイス・ フラン)	普通株式	3,858,408,466	該当なし	(注)

(注) 株式1株につき1議決権を有する。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】（2020年6月30日現在）

株 式 資 本

（単位：スイス・フラン(百万円)）

年 月 日	発行済株式総数 増減数(数)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額	資本金残高	摘 要
2019年12月31日	-	3,858,408,466	-	385,840,846.60 (45,190)	
2020年6月30日	0	3,858,408,466	0	385,840,846.60 (45,190)	

(4) 【大株主の状況】

大株主（2020年6月30日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式資本に 占める割合 (%)
UBSグループAG	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45	3,858,408,466	100.00

2【役員の状況】（提出日現在）

ラルフ・ハーマス（Ralph Hamers）が2020年9月1日付で執行役員会に加わり、セルジオ P. エルモッティ（Sergio P. Ermotti）から2020年11月1日付で執行役員会プレジデントの役職を引き継ぐ予定である。2019年度有価証券報告書の提出日（2020年6月30日）後、本半期報告書の提出日までに他の役員に異動はなかった。

氏名	役職名	生年月日	主要略歴	任期	所有株式数
ラルフ・ハーマス (Ralph Hamers)	執行役員会次期 プレジデント	1966年5月25日	2020年～ 執行役員及び執行 役員会次期プレジデント	定め なし	0株

第6【経理の状況】

- (a) 本書記載の当行及び子会社の中間連結財務書類は、2020年7月24日に公表された「UBS AGの2020年度第2四半期財務報告書」と題された原文（英文）に含まれている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成された2020年6月30日に終了した期間の原文（英文）の当行及び子会社の中間連結財務書類（以下「原文の中間連結財務書類」という。）の日本語訳（以下「邦文の中間連結財務書類」という。）である。また、本書記載の当行の個別財務情報は、2020年7月24日に公表された「UBS AGの2020年度第2四半期財務報告書」と題された原文（英文）に含まれているスイスGAAP（FINMA会計規則、FINMA令2020/1及びスイス銀行規則）に従って作成された2020年6月30日に終了した期間の原文（英文）の中間個別財務情報（以下「原文の中間個別財務情報」という。）の日本語訳（以下「邦文の中間個別財務情報」という。）である。当行及び子会社の中間連結財務書類及び当行の中間個別財務情報には、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の規定が適用されている。
- なお、中間連結財務書類及び中間個別財務情報において採用される会計処理の原則及び手続のうち日本で一般に公正妥当と認められているものと相違するもので重要なものは、中間財務諸表等規則の規定に準拠して、それぞれ第6の3「連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違」及び「個別財務情報：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違」に説明されている。
- (b) 邦文の中間連結財務書類及び中間個別財務情報には、中間財務諸表等規則の規定に従って、原文の中間連結財務書類及び中間個別財務情報中のスイス・フラン及び米ドル表示の金額の主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には1スイス・フラン＝117.12円、1米ドル＝105.89円（2020年9月1日現在の三菱UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値）の換算レートが使用されている。億円未満の端数は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
- (c) 円換算額及び第6の2及び3に関する記載は、原文の中間連結財務書類及び中間個別財務情報には含まれていない。
- (d) 原文の中間連結財務書類及び中間個別財務情報は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1【中間財務書類】
UBS AG期中連結財務書類（無監査）
損益計算書

単位：百万米ドル	注記	終了四半期			累計期間	
		2020年 6 月30日	2020年 3 月31日	2019年 6 月30日	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
償却原価及びその他の包括利益を通じて公正 価値で測定される金融商品に係る受取利息	3	2,135	2,457	2,755	4,591	5,429
償却原価で測定される金融商品に係る支払利息	3	(1,112)	(1,406)	(1,986)	(2,519)	(3,898)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品 に係る受取利息純額	3	354	262	234	616	573
受取利息純額	3	1,376	1,313	1,003	2,689	2,104
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品 に係るその他の収益純額		1,944	1,775	1,936	3,719	3,872
信用損失(費用) / 戻入	9	(272)	(268)	(12)	(540)	(33)
受取報酬及び手数料	4	4,730	5,481	4,908	10,211	9,474
支払報酬及び手数料	4	(419)	(456)	(434)	(875)	(842)
受取報酬及び手数料純額	4	4,311	5,025	4,474	9,336	8,631
その他の収益	5	153	164	232	317	400
営業収益合計		7,512	8,009	7,632	15,521	14,975
人件費	6	3,682	3,710	3,571	7,391	7,040
一般管理費	7	1,879	2,080	2,004	3,960	4,030
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費 及び減損		409	405	381	814	761
のれん及び無形資産の償却費及び減損		17	16	18	32	33
営業費用合計		5,987	6,210	5,975	12,197	11,864
税引前営業利益 / (損失)		1,525	1,799	1,657	3,324	3,110
税金費用 / (税務上の便益)	8	328	375	349	703	736
当期純利益 / (損失)		1,197	1,424	1,308	2,621	2,374
非支配株主持分に帰属する当期純利益 / (損失)		3	3	1	6	(1)
株主に帰属する当期純利益 / (損失)		1,194	1,421	1,307	2,615	2,375

損益計算書（続き）

単位：億円	注記	終了四半期			累計期間	
		2020年 6 月30日	2020年 3 月31日	2019年 6 月30日	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
償却原価及びその他の包括利益を通じて公正 価値で測定される金融商品に係る受取利息	3	2,261	2,602	2,917	4,861	5,749
償却原価で測定される金融商品に係る支払利息	3	(1,177)	(1,489)	(2,103)	(2,667)	(4,128)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品 に係る受取利息純額	3	375	277	248	652	607
受取利息純額	3	1,457	1,390	1,062	2,847	2,228
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品 に係るその他の収益純額		2,059	1,880	2,050	3,938	4,100
信用損失(費用) / 戻入	9	(288)	(284)	(13)	(572)	(35)
受取報酬及び手数料	4	5,009	5,804	5,197	10,812	10,032
支払報酬及び手数料	4	(444)	(483)	(460)	(927)	(892)
受取報酬及び手数料純額	4	4,565	5,321	4,738	9,886	9,139
その他の収益	5	162	174	246	336	424
営業収益合計		7,954	8,481	8,082	16,435	15,857
人件費	6	3,899	3,929	3,781	7,826	7,455
一般管理費	7	1,990	2,203	2,122	4,193	4,267
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費 及び減損		433	429	403	862	806
のれん及び無形資産の償却費及び減損		18	17	19	34	35
営業費用合計		6,340	6,576	6,327	12,915	12,563
税引前営業利益 / (損失)		1,615	1,905	1,755	3,520	3,293
税金費用 / (税務上の便益)	8	347	397	370	744	779
当期純利益 / (損失)		1,268	1,508	1,385	2,775	2,514
非支配株主持分に帰属する当期純利益 / (損失)		3	3	1	6	(1)
株主に帰属する当期純利益 / (損失)		1,264	1,505	1,384	2,769	2,515

包括利益計算書

単位：百万米ドル	終了四半期			累計期間	
	2020年 6 月30日	2020年 3 月31日	2019年 6 月30日	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
株主に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	1,194	1,421	1,307	2,615	2,375
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益					
為替換算調整					
在外営業活動体の純資産に関連する為替換算調整の変動、税効果前	447	(274)	294	172	143
純投資のヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分、税効果前	(196)	136	(121)	(61)	(95)
損益計算書に振り替えられた在外営業活動体に係る為替換算調整差額	0	0	3	0	4
損益計算書に振り替えられた純投資のヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分	2	(8)	(13)	(7)	(13)
為替換算調整に関連する法人所得税(純投資のヘッジによる影響を含む)	(2)	0	(2)	(2)	0
為替換算調整、税効果後小計	249	(147)	161	103	39
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産					
未実現利得 / (損失)純額、税効果前	19	208	90	226	171
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(15)	(9)	(2)	(24)	(3)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	0	0	1	0	1
未実現利得 / (損失)純額に関連する法人所得税	(3)	(51)	(24)	(54)	(41)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、税効果後小計	1	147	65	149	128
金利リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジ					
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	291	1,953	987	2,244	1,575
資本から損益計算書に振り替えられた(利得) / 損失純額	(171)	(103)	(24)	(274)	(45)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	(25)	(345)	(191)	(370)	(298)
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	95	1,505	773	1,600	1,232
ヘッジのコスト					
ヘッジのコストの公正価値の変動、税効果前	(18)	6		(12)	
損益計算書に係るヘッジの当初コストの償却	5	2		7	
ヘッジのコストに関連する法人所得税	0	0		0	
ヘッジのコスト、税効果後小計	(13)	8		(4)	
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後合計	333	1,514	999	1,847	1,398
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益					
確定給付制度					
確定給付制度に係る利得 / (損失)、税効果前	(417)	104 ⁽¹⁾	18	(314)	(142)
確定給付制度に関連する法人所得税	(81)	124	(7)	43	(23)
確定給付制度、税効果後小計	(498)	228	11	(270)	(165)

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用 ⁽²⁾					
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用による利得 / (損失)、税効果前	(1,095)	1,156	72	62	(254)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用に関連する法人所得税	223	(223)	0	0	8
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用、税効果後小計	(872)	934	72	62	(246)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	(1,370)	1,161	83	(208)	(411)
その他の包括利益合計	(1,037)	2,675	1,082	1,639	988
株主に帰属する包括利益合計	157	4,097	2,389	4,254	3,363

包括利益計算書（続き）

単位：百万米ドル	終了四半期			累計期間	
	2020年 6 月30日	2020年 3 月31日	2019年 6 月30日	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
非支配株主持分に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	3	3	1	6	(1)
損益計算書に振り替えられることのないその他の 包括利益					
為替換算調整の変動、税効果前	1	(5)	(6)	(4)	(2)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	1	(5)	(6)	(4)	(2)
損益計算書に振り替えられることのないその他の 包括利益、税効果後合計	1	(5)	(6)	(4)	(2)
非支配株主持分に帰属する包括利益合計	4	(2)	(5)	3	(3)
包括利益合計					
当期純利益 / (損失)	1,197	1,424	1,308	2,621	2,374
その他の包括利益	(1,035)	2,671	1,076	1,635	986
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の 包括利益	333	1,514	999	1,847	1,398
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の 包括利益	(1,369)	1,157	77	(212)	(412)
包括利益合計	161	4,095	2,384	4,256	3,360

(1) 英国の確定給付年金制度に関連する税効果前OCI利益247百万米ドル（主に割引率の上昇による確定給付債務の減少による。）を含むが、大半はスイスの年金制度に関連する税効果前OCI損失148百万米ドル（制度資産総額を増加させた特別雇用主掛金143百万米ドルによるものであるが、アセット・シーリングにより2020年 3 月31日現在、貸借対照表に年金資産純額を認識できないため、OCI損失となった。）により相殺された。スイスの年金制度に関する変更による影響及びその軽減策の詳細については、詳細については、2020年 6 月30日提出のUBS AGの有価証券報告書の「連結財務書類」のセクションの「注記29 年金及びその他の退職後給付制度」を参照。(2) 詳細については、注記10を参照。

包括利益計算書（続き）

	終了四半期			累計期間	
単位：億円	2020年 6 月30日	2020年 3 月31日	2019年 6 月30日	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
株主に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	1,264	1,505	1,384	2,769	2,515
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益					
為替換算調整					
在外営業活動体の純資産に関連する為替換算調整の変動、税効果前	473	(290)	311	182	151
純投資のヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分、税効果前	(208)	144	(128)	(65)	(101)
損益計算書に振り替えられた在外営業活動体に係る為替換算調整差額	0	0	3	0	4
損益計算書に振り替えられた純投資のヘッジとして指定されたヘッジ手段の公正価値の変動の有効部分	2	(8)	(14)	(7)	(14)
為替換算調整に関連する法人所得税(純投資のヘッジによる影響を含む)	(2)	0	(2)	(2)	0
為替換算調整、税効果後小計	264	(156)	170	109	41
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産					
未実現利得 / (損失)純額、税効果前	20	220	95	239	181
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(16)	(10)	(2)	(25)	(3)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	0	0	1	0	1
未実現利得 / (損失)純額に関連する法人所得税	(3)	(54)	(25)	(57)	(43)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、税効果後小計	1	156	69	158	136
金利リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジ					
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	308	2,068	1,045	2,376	1,668
資本から損益計算書に振り替えられた(利得) / 損失純額	(181)	(109)	(25)	(290)	(48)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	(26)	(365)	(202)	(392)	(316)
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	101	1,594	819	1,694	1,305
ヘッジのコスト					
ヘッジのコストの公正価値の変動、税効果前	(19)	6		(13)	
損益計算書に係るヘッジの当初コストの償却	5	2		7	
ヘッジのコストに関連する法人所得税	0	0		0	
ヘッジのコスト、税効果後小計	(14)	8		(4)	
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後合計	353	1,603	1,058	1,956	1,480
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益					
確定給付制度					
確定給付制度に係る利得 / (損失)、税効果前	(442)	110 ⁽¹⁾	19	(332)	(150)
確定給付制度に関連する法人所得税	(86)	131	(7)	46	(24)
確定給付制度、税効果後小計	(527)	241	12	(286)	(175)

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用 ⁽²⁾					
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用による利得 / (損失)、税効果前	(1,159)	1,224	76	66	(269)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用に関連する法人所得税	236	(236)	0	0	8
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用、税効果後小計	(923)	989	76	66	(260)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	(1,451)	1,229	88	(220)	(435)
その他の包括利益合計	(1,098)	2,833	1,146	1,736	1,046
株主に帰属する包括利益合計	166	4,338	2,530	4,505	3,561

包括利益計算書（続き）

	終了四半期			累計期間	
単位：億円	2020年 6 月30日	2020年 3 月31日	2019年 6 月30日	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
非支配株主持分に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	3	3	1	6	(1)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益					
為替換算調整の変動、税効果前	1	(5)	(6)	(4)	(2)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	1	(5)	(6)	(4)	(2)
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	1	(5)	(6)	(4)	(2)
非支配株主持分に帰属する包括利益合計	4	(2)	(5)	3	(3)
包括利益合計					
当期純利益 / (損失)	1,268	1,508	1,385	2,775	2,514
その他の包括利益	(1,096)	2,828	1,139	1,731	1,044
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益	353	1,603	1,058	1,956	1,480
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益	(1,450)	1,225	82	(224)	(436)
包括利益合計	170	4,336	2,524	4,507	3,558

⁽¹⁾ 英国の確定給付年金制度に関連する税効果前OCI利益262億円（主に割引率の上昇による確定給付債務の減少による。）を含むが、大半はスイスの年金制度に関連する税効果前OCI損失157億円（制度資産総額を増加させた特別雇用主掛金151億円によるものであるが、アセット・シーリングにより2020年3月31日現在、貸借対照表に年金資産純額を認識できないため、OCI損失となった。）により相殺された。スイスの年金制度に関する変更による影響及びその軽減策の詳細については、詳細については、2020年6月30日提出のUBS AGの有価証券報告書の「連結財務書類」のセクションの「注記29 年金及びその他の退職後給付制度」を参照。⁽²⁾ 詳細については、注記10を参照。

貸借対照表

単位：百万米ドル	注記	2020年 6月30日現在	2020年 3月31日現在	2019年 12月31日現在
資産				
現金及び中央銀行預け金		149,549	139,258	107,068
銀行貸出金及び前渡金		15,544	16,893	12,379
有価証券ファイナンス取引による債権		85,271	89,648	84,245
デリバティブに係る差入担保金	11	30,846	39,549	23,289
顧客貸出金及び前渡金	9	345,783	339,946	327,992
償却原価で測定されるその他の金融資産	12	27,324	23,907	23,012
償却原価で測定される金融資産合計		654,318	649,202	577,985
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	10	98,155	90,686	127,695
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある差入担保資産		38,505	31,192	41,285
デリバティブ金融商品	10,11	152,010	212,986	121,843
ブローカレッジ債権	10	19,848	20,319	18,007
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	10	94,010	82,490	83,636
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計		364,023	406,482	351,181
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	10	8,624	7,653	6,345
関連会社投資		1,054	1,042	1,051
有形固定資産及びソフトウェア		11,889	11,812	11,826
のれん及び無形資産		6,414	6,407	6,469
繰延税金資産		9,263	9,289	9,513
その他の非金融資産	12	7,849	7,299	7,547
資産合計		1,063,435	1,099,185	971,916
負債				
銀行預り金		12,410	18,822	6,570
有価証券ファイナンス取引による債務		12,019	12,867	7,778
デリバティブに係る受入担保金	11	36,883	45,649	31,416
顧客預金		477,145	468,422	450,591
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達		49,701	49,192	47,866
償却原価で測定される社債	14	77,186	66,479	62,835
償却原価で測定されるその他の金融負債	12	10,103	10,462	10,373
償却原価で測定される金融負債合計		675,446	671,893	617,429
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	10	34,426	32,572	30,591
デリバティブ金融商品	10,11	152,280	206,654	120,880
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	10	40,248	37,652	37,233
公正価値での測定を指定された社債	10,13	57,644	53,040	66,592
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	10,12	39,131	31,794	36,157
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計		323,729	361,713	291,452
引当金	15	2,564	2,530	2,938
その他の非金融負債	12	6,106	5,065	6,168
負債合計		1,007,847	1,041,201	917,988
資本				
資本金		338	338	338
資本剰余金		24,657	24,663	24,659
利益剰余金		23,257	25,994	23,451

資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後	7,164	6,820	5,306
株主に帰属する持分	55,416	57,814	53,754
非支配株主持分に帰属する持分	173	169	174
資本合計	55,589	57,983	53,928
負債及び資本合計	1,063,435	1,099,185	971,916

貸借対照表（続き）

単位：億円	注記	2020年 6月30日現在	2020年 3月31日現在	2019年 12月31日現在
資産				
現金及び中央銀行預け金		158,357	147,460	113,374
銀行貸出金及び前渡金		16,460	17,888	13,108
有価証券ファイナンス取引による債権		90,293	94,928	89,207
デリバティブに係る差入担保金	11	32,663	41,878	24,661
顧客貸出金及び前渡金	9	366,150	359,969	347,311
償却原価で測定されるその他の金融資産	12	28,933	25,315	24,367
償却原価で測定される金融資産合計		692,857	687,440	612,028
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	10	103,936	96,027	135,216
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある差入担保資産		40,773	33,029	43,717
デリバティブ金融商品	10,11	160,963	225,531	129,020
ブローカレッジ債権	10	21,017	21,516	19,068
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	10	99,547	87,349	88,562
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計		385,464	430,424	371,866
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	10	9,132	8,104	6,719
関連会社投資		1,116	1,103	1,113
有形固定資産及びソフトウェア		12,589	12,508	12,523
のれん及び無形資産		6,792	6,784	6,850
繰延税金資産		9,809	9,836	10,073
その他の非金融資産	12	8,311	7,729	7,992
資産合計		1,126,071	1,163,927	1,029,162
負債				
銀行預り金		13,141	19,931	6,957
有価証券ファイナンス取引による債務		12,727	13,625	8,236
デリバティブに係る受入担保金	11	39,055	48,338	33,266
顧客預金		505,249	496,012	477,131
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達		52,628	52,089	50,685
償却原価で測定される社債	14	81,732	70,395	66,536
償却原価で測定されるその他の金融負債	12	10,698	11,078	10,984
償却原価で測定される金融負債合計		715,230	711,467	653,796
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	10	36,454	34,490	32,393
デリバティブ金融商品	10,11	161,249	218,826	128,000
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	10	42,619	39,870	39,426
公正価値での測定を指定された社債	10,13	61,039	56,164	70,514
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	10,12	41,436	33,667	38,287
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計		342,797	383,018	308,619
引当金	15	2,715	2,679	3,111
その他の非金融負債	12	6,466	5,363	6,531
負債合計		1,067,209	1,102,528	972,057
資本				
資本金		358	358	358
資本剰余金		26,109	26,116	26,111

利益剰余金	24,627	27,525	24,832
資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後	7,586	7,222	5,619
株主に帰属する持分	58,680	61,219	56,920
非支配株主持分に帰属する持分	183	179	184
資本合計	58,863	61,398	57,104
負債及び資本合計	1,126,071	1,163,927	1,029,162

[次へ](#)

持分変動計算書

単位：百万米ドル	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	資本に直接認識 されたその他の 包括利益、 税効果後 ⁽¹⁾	内、 為替 換算調整	内、OCIを通じて 公正価値で 測定される 金融資産	内、 キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	内、 ヘッジの コスト	株主に 帰属する 持分合計	非支配 株主持分	資本合計
IFRIC第23号適用前の2019年 1 月 1 日現在残高	338	24,655	23,317	3,946	3,940	(103)	109		52,256	176	52,432
IFRIC第23号の適用による影響額			(11)						(11)		(11)
IFRIC第23号適用後の2019年 1 月 1 日現在残高	338	24,655	23,306	3,946	3,940	(103)	109		52,245	176	52,421
株式発行									0		0
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム									0		0
(税金費用) / 税務上の便益		7							7		7
配当金			(3,250)						(3,250)	(6)	(3,256)
利益剰余金に直接認識された為替換算調整の影響額			(5)	5			5		0		0
新規連結 / (連結除外) 及びその他の増加 / (減少)		(7)							(7)	3	(4)
当期の包括利益合計			1,965	1,398	39	128	1,232		3,363	(3)	3,360
内、当期純利益 / (損失)			2,375						2,375	(1)	2,374
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益(OCI)、税効果後				1,398	39	128	1,232		1,398		1,398
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 確定給付制度			(165)						(165)		(165)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 自己の信用			(246)						(246)		(246)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 為替換算調整									0	(2)	(2)
2019年 6 月30日現在残高	338	24,654	22,017	5,350	3,979	25	1,346		52,359	170	52,529
2020年 1 月 1 日現在残高	338	24,659	23,451	5,306	4,032	14	1,260		53,754	174	53,928
株式発行									0		0
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム									0		0
(税金費用) / 税務上の便益		(2)							(2)		(2)
配当金			(2,550)						(2,550)	(4)	(2,554)
利益剰余金に直接認識された為替換算調整の影響額			(11)	11		0	11		0		0
関連会社及び共同支配企業の利益剰余金の変動持分			(40)						(40)		(40)
新規連結 / (連結除外) 及びその他の増加 / (減少)		0							0	0	0
当期の包括利益合計			2,406	1,847	103	149	1,600	(4)	4,254	3	4,256
内、当期純利益 / (損失)			2,615						2,615	6	2,621
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益(OCI)、税効果後				1,847	103	149	1,600	(4)	1,847		1,847

内、損益計算書に振り替えられることのないIOCI、 税効果後 - 確定給付制度	(270)							(270)		(270)	
内、損益計算書に振り替えられることのないIOCI、 税効果後 - 自己の信用	62							62		62	
内、損益計算書に振り替えられることのないIOCI、 税効果後 - 為替換算調整								0	(4)	(4)	
2020年 6 月30日現在残高	338	24,657	23,257	7,164	4,134	163	2,871	(4)	55,416	173	55,589

(1) 利益剰余金に直接計上されている確定給付制度及び自己の信用に関連するその他の包括利益を除く。

持分変動計算書（続き）

単位：億円	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	資本に直接認識 されたその他の 包括利益、 税効果後 ⁽¹⁾	内、 為替 換算調整	内、OCIを通じて 公正価値で 測定される 金融資産	内、 キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	内、 ヘッジの コスト	株主に 帰属する 持分合計	非支配 株主持分	資本合計
IFRIC第23号適用前の2019年 1 月 1 日現在残高	358	26,107	24,690	4,178	4,172	(109)	115		55,334	186	55,520
IFRIC第23号の適用による影響額			(12)						(12)		(12)
IFRIC第23号適用後の2019年 1 月 1 日現在残高	358	26,107	24,679	4,178	4,172	(109)	115		55,322	186	55,509
株式発行									0		0
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム									0		0
(税金費用) / 税務上の便益		7							7		7
配当金			(3,441)						(3,441)	(6)	(3,448)
利益剰余金に直接認識された為替換算調整の影響額			(5)	5			5		0		0
新規連結 / (連結除外) 及びその他の増加 / (減少)		(7)							(7)	3	(4)
当期の包括利益合計			2,081	1,480	41	136	1,305		3,561	(3)	3,558
内、当期純利益 / (損失)			2,515						2,515	(1)	2,514
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益(OCI)、税効果後				1,480	41	136	1,305		1,480		1,480
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 確定給付制度			(175)						(175)		(175)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 自己の信用			(260)						(260)		(260)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後 - 為替換算調整									0	(2)	(2)
2019年 6 月30日現在残高	358	26,106	23,314	5,665	4,213	26	1,425		55,443	180	55,623
2020年 1 月 1 日現在残高	358	26,111	24,832	5,619	4,269	15	1,334		56,920	184	57,104
株式発行									0		0
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム									0		0
(税金費用) / 税務上の便益		(2)							(2)		(2)
配当金			(2,700)						(2,700)	(4)	(2,704)
利益剰余金に直接認識された為替換算調整の影響額			(12)	12		0	12		0		0
関連会社及び共同支配企業の利益剰余金の変動持分			(42)						(42)		(42)
新規連結 / (連結除外) 及びその他の増加 / (減少)		0							0	0	0
当期の包括利益合計			2,548	1,956	109	158	1,694	(4)	4,505	3	4,507
内、当期純利益 / (損失)			2,769						2,769	6	2,775
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益(OCI)、税効果後				1,956	109	158	1,694	(4)	1,956		1,956

内、損益計算書に振り替えられることのないIOCI、 税効果後 - 確定給付制度	(286)							(286)		(286)	
内、損益計算書に振り替えられることのないIOCI、 税効果後 - 自己の信用	66							66		66	
内、損益計算書に振り替えられることのないIOCI、 税効果後 - 為替換算調整								0	(4)	(4)	
2020年 6 月30日現在残高	358	26,109	24,627	7,586	4,377	173	3,040	(4)	58,680	183	58,863

(1) 利益剰余金に直接計上されている確定給付制度及び自己の信用に関連するその他の包括利益を除く。

[次へ](#)

キャッシュ・フロー計算書

単位：百万米ドル	累計期間	
	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)		
当期純利益 / (損失)	2,621	2,374
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整：		
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	814	761
無形資産の償却費及び減損	32	33
信用損失費用 / (戻入)	540	33
関連会社 / 共同支配企業持分純利益及び関連会社の減損	(29)	(25)
繰延税金費用 / (税務上の便益)	191	381
投資活動から生じた純損失 / (利得)	240	11
財務活動から生じた純損失 / (利得)	(7,047)	5,998
その他の調整純額	(595)	(455)
営業活動に係る資産及び負債の変動純額：		
銀行貸出金及び前渡金 / 銀行預り金	5,585	(1,158)
有価証券ファイナンス取引	3,167	(840)
デリバティブに係る担保金	(2,046)	2,398
顧客貸出金及び前渡金	(14,143)	(1,255)
顧客預金	21,004	11,063
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産及び金融負債並びにデリバティブ 金融商品	38,756	(8,909)
ブローカレッジ債権及びブローカレッジ債務	1,140	(1,564)
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産、その他の金融資産及びそ の他の金融負債	(7,484)	(6,903)
引当金、その他の非金融資産及びその他の非金融負債	(1,323)	(321)
支払税金、還付金控除後	(364)	(410)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	41,060	1,213
投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)		
子会社、関連会社及び無形資産取得	(1)	(5)
子会社、関連会社及び無形資産処分	14	100
有形固定資産及びソフトウェア購入	(725)	(690)
有形固定資産及びソフトウェア処分	4	8
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の購入	(4,132)	(1,757)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分及び償還	1,944	1,160
償却原価で測定される社債の(購入) / 償還純額	(4,817)	653
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(7,713)	(531)

キャッシュ・フロー計算書（続き）

単位：百万米ドル	累計期間	
	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
財務活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)		
短期借入債務発行 / (償還)純額	14,912	(14,248)
UBS株式に係る配当金の支払	(2,550)	(3,250)
リース負債の償還 ⁽¹⁾	(262)	
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務発行	43,417	28,491
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務償還	(44,887)	(25,931)
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達 ⁽²⁾	1,334	2,980
非支配株主持分の変動純額	(4)	(6)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	11,960	(11,964)
キャッシュ・フロー合計		
現金及び現金同等物期首残高	119,804	125,853
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	45,308	(11,283)
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	1,567	613
現金及び現金同等物期末残高 ⁽³⁾	166,679	115,183
内、現金及び中央銀行預け金 ⁽⁴⁾	149,430	101,341
内、銀行貸出金及び前渡金	14,339	11,874
内、マネー・マーケット・ペーパー	2,911	1,968
追加情報		
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)は以下を含む：		
現金による利息受取額	6,375	7,807
現金による利息支払額	4,249	6,016
現金による株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当	1,104	1,243

⁽¹⁾ 2019年において、リース負債の元本部分に係る現金支払額は、営業活動における「公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産、その他の金融資産及びその他の金融負債」に分類されていた。⁽²⁾ 償却原価（貸借対照表の「UBSグループAG及びその子会社からの資金調達」に認識される。）及び公正価値（貸借対照表の「公正価値での測定を指定されたその他の金融負債」に認識される。）で測定されるUBSグループAG及びその子会社からの資金調達を含む。⁽³⁾ 現金及び現金同等物のうち、2020年 6 月30日現在及び2019年 6 月30日現在、それぞれ5,393百万米ドル及び3,161百万米ドル（主として「銀行貸出金及び前渡金」に反映されている。）が使用制限のあるものである。詳細については、2020年 6 月30日提出のUBS AGの有価証券報告書の「連結財務書類」のセクションの「注記26 制限付金融資産及び譲渡金融資産」を参照。⁽⁴⁾ 当初の満期が3ヶ月以内の残高のみを含む。

キャッシュ・フロー計算書（続き）

単位：億円	累計期間	
	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)		
当期純利益 / (損失)	2,775	2,514
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整：		
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	862	806
無形資産の償却費及び減損	34	35
信用損失費用 / (戻入)	572	35
関連会社 / 共同支配企業持分純利益及び関連会社の減損	(31)	(26)
繰延税金費用 / (税務上の便益)	202	403
投資活動から生じた純損失 / (利得)	254	12
財務活動から生じた純損失 / (利得)	(7,462)	6,351
その他の調整純額	(630)	(482)
営業活動に係る資産及び負債の変動純額：		
銀行貸出金及び前渡金 / 銀行預り金	5,914	(1,226)
有価証券ファイナンス取引	3,354	(889)
デリバティブに係る担保金	(2,167)	2,539
顧客貸出金及び前渡金	(14,976)	(1,329)
顧客預金	22,241	11,715
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産及び金融負債並びにデリバティブ 金融商品	41,039	(9,434)
ブローカレッジ債権及びブローカレッジ債務	1,207	(1,656)
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産、その他の金融資産及びそ の他の金融負債	(7,925)	(7,310)
引当金、その他の非金融資産及びその他の非金融負債	(1,401)	(340)
支払税金、還付金控除後	(385)	(434)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	43,478	1,284
投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)		
子会社、関連会社及び無形資産取得	(1)	(5)
子会社、関連会社及び無形資産処分	15	106
有形固定資産及びソフトウェア購入	(768)	(731)
有形固定資産及びソフトウェア処分	4	8
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の購入	(4,375)	(1,860)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分及び償還	2,059	1,228
償却原価で測定される社債の(購入) / 償還純額	(5,101)	691
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(8,167)	(562)

キャッシュ・フロー計算書（続き）

単位：億円	累計期間	
	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
財務活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)		
短期借入債務発行 / (償還)純額	15,790	(15,087)
UBS株式に係る配当金の支払	(2,700)	(3,441)
リース負債の償還 ⁽¹⁾	(277)	
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務発行	45,974	30,169
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務償還	(47,531)	(27,458)
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達 ⁽²⁾	1,413	3,156
非支配株主持分の変動純額	(4)	(6)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	12,664	(12,669)
キャッシュ・フロー合計		
現金及び現金同等物期首残高	126,860	133,266
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	47,977	(11,948)
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	1,659	649
現金及び現金同等物期末残高 ⁽³⁾	176,496	121,967
内、現金及び中央銀行預け金 ⁽⁴⁾	158,231	107,310
内、銀行貸出金及び前渡金	15,184	12,573
内、マネー・マーケット・ペーパー	3,082	2,084
追加情報		
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)は以下を含む：		
現金による利息受取額	6,750	8,267
現金による利息支払額	4,499	6,370
現金による株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当	1,169	1,316

⁽¹⁾ 2019年において、リース負債の元本部分に係る現金支払額は、営業活動における「公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産、その他の金融資産及びその他の金融負債」に分類されていた。⁽²⁾ 償却原価（貸借対照表の「UBSグループAG及びその子会社からの資金調達」に認識される。）及び公正価値（貸借対照表の「公正価値での測定を指定されたその他の金融負債」に認識される。）で測定されるUBSグループAG及びその子会社からの資金調達を含む。⁽³⁾ 現金及び現金同等物のうち、2020年 6 月30日現在及び2019年 6 月30日現在、それぞれ5,711億円及び3,347億円（主として「銀行貸出金及び前渡金」に反映されている。）が使用制限のあるものである。詳細については、2020年 6 月30日提出のUBS AGの有価証券報告書の「連結財務書類」のセクションの「注記26 制限付金融資産及び譲渡金融資産」を参照。⁽⁴⁾ 当初の満期が3ヶ月以内の残高のみを含む。

UBS AG期中連結財務書類に対する注記（無監査）

注記1 会計の基礎

作成の基礎

UBS AG及び子会社（以下総称して「UBS AG」という。）の連結財務書類（以下「当期中財務書類」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）により発行されている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されており、UBS AGの本部、UBS AGの米国を拠点とする事業及びUBS AGのロンドン支店の機能通貨である米ドル（以下「USD」という。）建てで表示されている。当期中財務書類は、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成されている。

当期中財務書類の作成にあたっては、本注記に記載している変更を除いて、2019年12月31日に終了した期間のUBS AGの連結年次財務書類に適用された会計方針及び評価方法が適用されている。当期中財務書類は監査を受けておらず、2019年度年次報告書(英文)に含まれているUBS AGの監査済連結財務書類とともに閲覧されるべきものである。経営者は、UBS AGの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローを適正に表示するために必要な全ての調整が行われたと考えている。

当期中財務書類を作成するに当たり、経営者は見積りや仮定をする必要があり、それらは報告された資産、負債、収益、費用の金額並びに偶発資産及び偶発負債の開示に影響を与えている。この見積り及び仮定は、入手可能な最善の情報に基づいている。将来における実際の結果は、当該見積りと相違する場合があります。これらの相違は、当期中財務書類に重要な影響を与える場合がある。通常の見直しから生じた見積りの修正は、かかる修正が発生した期間に認識される。重要な判断を要すると考えられる見積りの不確実性に関する詳細については、2019年度年次報告書(英文)に含まれる「連結財務書類」に対する注記の「注記1a 重要な会計方針」を参照。

純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息（支払利息）の表示

2020年1月1日より、UBS AGは、UBS AGにおける持分の評価及び管理方法に従って、またIFRSに準拠して、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息（支払利息）を損益計算書において純額ベースで表示している。この表示上の変更による、受取利息純額又は株主に帰属する当期純利益への影響はない。過去の期間は、この表示上の変更に合わせて表示されている。純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息（支払利息）の詳細については、注記3に記載されている。

セグメント報告

2020年1月1日より、UBS AGは営業費用合計を事業部門別でのみ報告しており、「注記2 セグメント報告」の開示に記載されていた財務諸表科目別の詳しいコスト内訳はもはや開示していない。この変更は、報告を合理化し、UBS AGがコスト基盤を管理する方法と整合しており、損益計算書又はいずれの事業部門の純利益にも影響を及ぼさない。

IFRS第9号「金融商品」のヘッジ会計の要求事項の適用

適用及び移行による影響

2020年1月1日より、UBS AGは、既存のヘッジ会計プログラム全てにIFRS第9号のヘッジ会計の要求事項を将来的に適用している。ただし、ポートフォリオの金利リスクに係る公正価値については、IFRS第9号により認められているように、引き続き、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき会計処理を行っている。

IFRS第9号のヘッジ会計モデルは、リスク管理実務により合致しており、ヘッジ有効性の要求を修正するとともに、任意の指定を禁止している。IFRS第9号は、階層要素、純額ポジション、合計エクスポージャー（デリバティブと非デリバティブの組合せ等）を含め、追加のヘッジ対象の指定を認めている。また、IFRS第9号は、「ヘッジのコスト」という考え方を導入した。この考え方に従って、オプション契約の時間的価値、先渡契約の先渡要素又はクロス・カレンシー・スワップに含まれる外貨ベース・スプレッドをその他の包括利益

に繰り延べることができ、ヘッジ取引の性質によっては、ヘッジ対象が損益計算書に影響する時点又はヘッジ対象の存続期間にわたって損益計算書にリサイクルすることができる。

UBS AGの財務書類に対するこれらの要求事項の適用による影響はなかった。また、本適用によって、UBS AGは、クロス・カレンシー・スワップを用いた為替リスクの公正価値ヘッジなど、より有効性の高いヘッジ会計におけるヘッジ関係を指定し、外貨ベース・スプレッドから生じる損益計算書のボラティリティを軽減することができる。

2020年1月1日より、UBS AGは、新たに指定されたクロス・カレンシー・スワップを用いた外貨建て債務の公正価値ヘッジプログラムにおいて「ヘッジのコスト」という考え方を用いている。ヘッジされるリスクは、直物為替レートの変動のみから生じるヘッジ対象の価値の変動として決定される。クロス・カレンシー・スワップに含まれる外貨ベース・スプレッドは、ヘッジ指定から除外され、ヘッジのコストとしてその他の包括利益を通じて会計処理される。2020年6月30日現在、当該プログラムにおいて指定されているヘッジ手段及びヘッジ対象の想定元本は137億米ドルであり、9百万米ドルの利得がヘッジのコストとしてその他の包括利益に繰り延べられている。

重要な会計方針の更新 - ヘッジ会計（2019年度年次報告書（英文）に含まれる2019年度財務書類に対する注記の注記1aの3jの項 ヘッジ会計に開示されている。）

IFRS第9号に基づくヘッジ会計

UBS AGは、負債性金融商品の金利リスクに係る公正価値ヘッジ、負債性金融商品の為替リスクに係る公正価値ヘッジ、予定取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジ、及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジにIFRS第9号のヘッジ会計の要求事項を適用している。

金融商品がヘッジ関係に指定される時点で、UBS AGは、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係を正式に文書化している。この文書化には、ヘッジ取引実施におけるリスク管理目的及び戦略、ヘッジされるリスクの性質、並びにヘッジの有効性の要件が満たされているかどうかの評価に使用される方法が含まれる。有効性テストの一環として、UBS AGは、ヘッジ開始時及びその後継続して、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があるか否かを評価している。この評価には、当該経済的関係が主に信用リスクの影響から成るか否か、及び適切なヘッジ比率が使用されているか否かも含まれる。予定取引をヘッジする場合、当該予定取引の発生可能性は非常に高くなければならない。UBS AGは、（ ）ヘッジの有効性の要件が満たされなくなった場合、（ ）デリバティブが失効、売却、終了、もしくは実行された場合、（ ）ヘッジ対象が満期を迎え、売却もしくは返済された場合、（ ）予定取引がその発生可能性が非常に高いという要件を満たさなくなったとみなされる場合、又は（ ）ヘッジ関係の指定のもととなっているリスク管理目的が変更された場合、ヘッジ会計の適用を中止する。ヘッジ会計の適用を任意に中止することは認められていない。

ヘッジの非有効性は、ヘッジ対象のリスクに起因するヘッジ手段の公正価値の変動とヘッジ対象の公正価値の変動との差額、又はヘッジ手段の将来キャッシュ・フローの現在価値の変動がヘッジ対象の将来（予想）キャッシュ・フローの現在価値の変動を超過する額を意味する。こうした非有効性は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額に計上される。

負債性金融商品の金利リスクに係る公正価値ヘッジ

金利リスクの公正価値ヘッジにおいて、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動は、ヘッジ対象の帳簿価額の調整として反映され、ヘッジ手段の公正価値の変動とともに損益計算書に認識される。ヘッジ対象の認識の中止以外の理由によりヘッジ会計におけるヘッジ関係が終了した場合、帳簿価額の調整額は、実効金利法によりヘッジ対象の満期までの残存期間にわたり損益計算書に償却される。

負債性金融商品の為替リスクに係る公正価値ヘッジ

為替リスクの公正価値ヘッジにおいて、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動は、ヘッジ対象の帳簿価額の測定時に反映され、ヘッジ手段の公正価値の変動とともに損益計算書に認識される。ヘッジ手段のデリバティブとして指定されたクロス・カレンシー・スワップの外貨ベース・スプレッドは、為替リスクの公正価値ヘッジの指定から除外される。UBS AGは、資本のその他の包括利益において繰り延べた金額をヘッジのコストとして、外貨ベースを計上することを選択した。これらの金額は、ヘッジ対象の存続期間又はヘッジ関係の認識の中止時に損益計算書にリサイクルされる。

予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フローの金利改定リスクに対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの有効部分に関連した公正価値測定による利得又は損失は、当初は、資本のその他の包括利益に認識される。ヘッジ対象である予定キャッシュ・フローが純損益に影響を与える際、ヘッジ手段のデリバティブに係る関連する利得又は損失が資本から損益計算書に振り替えられ、償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息の一項目としてキャッシュ・フロー・ヘッジに指定されたデリバティブに係る受取利息に表示される。

予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジが、有効でなくなったとみなされる場合、又はヘッジ関係が終了した場合、それまでに資本のその他の包括利益に計上されたヘッジ手段のデリバティブに係る利得又は損失の累積額は、確約又は予定取引が発生し、純損益に影響を及ぼすまで、引き続き資本に計上される。予定取引の発生が見込まれなくなった場合、繰り延べられた利得又は損失は直ちに損益計算書に振り替えられる。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理される。ヘッジの有効部分に関連する、ヘッジ手段の商品に係る利得又は損失は、資本のその他の包括利益に直接認識され、非有効部分及び／又は指定されていない部分（例えば、先渡契約の金利の構成要素）に関連する利得又は損失は損益計算書に認識される。在外営業活動体を処分もしくは一部処分した時点で、当該事業体に関連して資本に認識された利得又は損失の累積額は、その他の収益に振り替えられる。

IAS第39号に基づくヘッジ会計

IFRS第9号により認められているように、UBS AGは、引き続き、貸出金に関連する金利リスクのポートフォリオに係る公正価値ヘッジに対し、IAS第39号によるヘッジ会計の要求事項を適用している。その結果、2019年度年次報告書(英文)に含まれているUBS AGの連結財務書類に記載されているヘッジ会計方針が、このプログラムに対して引き続き適用される。

IFRS基準の年次改善：2018-2020年サイクル、並びにIFRS第3号「企業結合」及びIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に対する狭い範囲の修正

2020年5月に、IASBは、IFRS基準の年次改善：2018-2020年サイクルに加え、複数の基準に対していくつかの狭い範囲の修正を公表した。これらの軽微な修正は2022年1月1日から適用される。UBS AGは現在、財務書類への影響を評価中である。

IFRS第16号「リース」（COVID-19に関連した賃料減免）に対する修正

2020年5月に、IASBは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックによる直接的な結果として生じる賃料減免に関して、リースの条件変更ではないものとして会計処理を行う選択肢を借手に提供するため、IFRS第16号に対する修正を公表した。当該修正は2020年6月1日から適用される。財務書類への影響に重要性がないことから、UBS AGはこの選択肢を採用していない。

注記2 セグメント報告

UBS AGの事業は、世界的規模で4つの事業部門、すなわちグローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメント及びインベストメント・バンクで構成されている。この4つの事業部門は全て、グループ・ファンクションによるサポートを受けており、セグメント報告の目的上、報告セグメントとしての要件を満たしている。また、グループ・ファンクションとともにUBS AGの経営上の構造を反映している。

→UBS AGの報告セグメントに関する詳細については、2019年度年次報告書（英文）の「連結財務書類」のセクション（訳者注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション）の「注記1a 重要な会計方針の2の項」及び「注記2 セグメント報告」を参照。

	グローバル・ ウェルス・ マネジメント	パーソナル& コーポレート・ バンキング	アセット・ マネジメント	インベストメント・ バンク	グループ・ファンク ション	UBS AG
単位：百万米ドル						
2020年6月30日に終了した6ヶ月間						
受取利息純額	2,054	1,029	(9)	3	(387)	2,689
受取利息以外	6,553	886	1,048	4,906	(20)	13,372
収益	8,607	1,914	1,038	4,909	(407)	16,061
信用損失(費用) / 戻入	(117)	(187)	0	(200)	(35)	(540)
営業収益合計	8,489	1,727	1,038	4,709	(443)	15,521
営業費用合計	6,421	1,155	724	3,419	478	12,197
税引前営業利益 / (損失)	2,068	573	314	1,290	(921)	3,324
税金費用 / (税務上の便益)						703
純利益 / (損失)						2,621
2020年6月30日現在						
資産合計	327,218	209,953	34,585	349,407	142,272	1,063,435

	グローバル・ ウェルス・ マネジメント	パーソナル& コーポレート・ バンキング	アセット・ マネジメント	インベストメント・ バンク	グループ・ファンク ション	UBS AG
単位：百万米ドル						
2019年6月30日に終了した6ヶ月間						
受取利息純額	1,975	995	(13)	(404)	(449)	2,104
受取利息以外	6,090	921	934	4,266	693	12,904
収益	8,065	1,916	921	3,862	244	15,007
信用損失(費用) / 戻入	(4)	1	0	(24)	(6)	(33)
営業収益合計	8,061	1,917	921	3,838	238	14,975
営業費用合計	6,356	1,139	694	3,231	444	11,864
税引前営業利益 / (損失)	1,704	778	227	606	(205)	3,110
税金費用 / (税務上の便益)						736
純利益 / (損失)						2,374
2019年12月31日現在						
資産合計	309,766	209,512	34,565	316,058	102,017	971,916

注記3 受取利息純額

単位：百万米ドル	2020年 6月30日 終了四半期	2020年 3月31日 終了四半期	2019年 6月30日 終了四半期	2020年 6月30日 累計期間	2019年 6月30日 累計期間
償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息純額					
貸出金及び前渡金に係る受取利息 ⁽¹⁾	1,633	1,870	2,070	3,504	4,099
有価証券ファイナンス取引に係る受取利息 ⁽²⁾	202	367	545	569	1,044
償却原価で測定されるその他の金融商品に係る受取利息	87	89	83	176	179
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品に係る受取利息	35	17	27	52	52
キャッシュ・フロー・ヘッジに指定されたデリバティブに係る受取利息	178	113	29	290	55
償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息合計	2,135	2,457	2,755	4,591	5,429
借入金及び預金への支払利息 ⁽³⁾	606	893	1,228	1,499	2,365
有価証券ファイナンス取引に係る支払利息 ⁽⁴⁾	224	219	324	443	612
社債に係る支払利息	256	267	404	523	860
リース負債に係る支払利息	26	27	30	53	60
償却原価で測定される金融商品に係る支払利息合計	1,112	1,406	1,986	2,519	3,898
償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息純額合計	1,022	1,051	769	2,073	1,531
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息純額					
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融商品に係る受取利息純額	244	202	327	446	762
ブローカレッジ債権に係る受取利息純額	182	137	43	318	120
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない有価証券ファイナンス取引による受取利息純額 ⁽⁵⁾	18	33	27	51	57
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でないその他の金融商品に係る受取利息	153	202	233	355	453
公正価値での測定を指定されたその他の金融商品に係る支払利息	(244)	(311)	(396)	(555)	(819)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息純額合計	354	262	234	616	573
受取利息純額合計	1,376	1,313	1,003	2,689	2,104

⁽¹⁾ 中央銀行預け金、銀行貸出金及び前渡金、顧客貸出金及び前渡金及びデリバティブに係る差入担保金に係る受取利息、並びに銀行預り金及び顧客預金に係るマイナス利息及びデリバティブに係る受入担保金から成る。⁽²⁾ 有価証券ファイナンス取引による債権に係る受取利息、及び有価証券ファイナンス取引による債務に係るマイナス利息（手数料を含む。）を含む。⁽³⁾ 銀行預り金、デリバティブに係る受入担保金、顧客預金並びにUBSグループAG及びその子会社からの資金調達に係る支払利息、並びに中央銀行預け金、銀行貸出金及び前渡金及びデリバティブに係る差入担保金に係るマイナス利息から成る。⁽⁴⁾ 有価証券ファイナンス取引による債務に係る支払利息、及び有価証券

ファイナンス取引による債権に係るマイナス利息（手数料を含む。）を含む。⁽⁵⁾ 公正価値での測定を指定された有価証券ファイナンス取引に係る支払利息を含む。

注記 4 受取報酬及び手数料純額

単位：百万米ドル	2020年 6月30日 終了四半期	2020年 3月31日 終了四半期	2019年 6月30日 終了四半期	2020年 6月30日 累計期間	2019年 6月30日 累計期間
受取報酬及び手数料					
引受報酬	257	203	224	460	404
内、株式引受報酬	123	106	118	230	166
内、債券引受報酬	133	97	105	230	238
M&A及びコーポレート・ファイナンス報酬	117	218	296	335	413
仲介報酬	959	1,245	826	2,204	1,654
投資信託報酬	1,197	1,295	1,196	2,492	2,373
ポートフォリオの運用及び関連サービス報酬	1,813	2,059	1,915	3,872	3,719
その他	387	462	451	848	911
受取報酬及び手数料合計⁽¹⁾	4,730	5,481	4,908	10,211	9,474
内、経常的な報酬及び手数料	2,980	3,341	3,136	6,321	6,134
内、取引ベースの報酬及び手数料	1,675	2,102	1,749	3,776	3,290
内、成果ベースの報酬及び手数料	75	39	23	114	50
支払報酬及び手数料					
支払仲介手数料	63	86	88	149	168
販売手数料	144	156	142	300	284
その他	212	214	203	426	390
支払報酬及び手数料合計	419	456	434	875	842
受取報酬及び手数料純額	4,311	5,025	4,474	9,336	8,631
内、仲介報酬純額	896	1,158	738	2,055	1,486

⁽¹⁾ 2020年度第2四半期における第三者からの受取報酬及び手数料として、グローバル・ウェルス・マネジメントで2,809百万米ドル（2020年度第1四半期：3,384百万米ドル、2019年度第2四半期：2,946百万米ドル）、パーソナル&コーポレート・バンキングで313百万米ドル（2020年度第1四半期：354百万米ドル、2019年度第2四半期：327百万米ドル）、アセット・マネジメントで700百万米ドル（2020年度第1四半期：702百万米ドル、2019年度第2四半期：647百万米ドル）、インベストメント・バンクで872百万米ドル（2020年度第1四半期：1,008百万米ドル、2019年度第2四半期：962百万米ドル）及びグループ・ファンクションで36百万米ドル（2020年度第1四半期：33百万米ドル、2019年度第2四半期：25百万米ドル）を反映している。

注記5 その他の収益

単位：百万米ドル	2020年 6月30日 終了四半期	2020年 3月31日 終了四半期	2019年 6月30日 終了四半期	2020年 6月30日 累計期間	2019年 6月30日 累計期間
関連会社、共同支配企業及び子会社					
子会社取得及び処分純利得 / (損失) ⁽¹⁾	(2)	8	10	7	11
関連会社投資の処分純利得 / (損失)	0	0	0	0	4
関連会社及び共同支配企業の純利益に対する持分	13	16	10	29	25
関連会社の減損	0	0	(1)	0	(1)
合計	11	25	20	36	39
その他の収益					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分 からの純利得 / (損失)	15	9	1	24	2
不動産収益 ⁽²⁾	6	7	6	13	13
売却目的で保有する不動産処分純利得 / (損失)	9	0	7	9	7
UBSグループAG又はその子会社に提供された共通業務からの収益	106	106	127	212	247
その他	7	17	70	24	91
その他の収益合計	153	164	232	317	400

⁽¹⁾ 在外営業活動体の処分又は閉鎖に関連してその他の包括利益から振り替えられた為替換算損益を含む。⁽²⁾ 第三者から受け取った賃貸料を含む。

注記6 人件費

単位：百万米ドル	2020年 6月30日 終了四半期	2020年 3月31日 終了四半期	2019年 6月30日 終了四半期	2020年 6月30日 累計期間	2019年 6月30日 累計期間
給与及び変動報酬	2,276	2,132	2,120	4,408	4,147
ファイナンシャル・アドバイザー報酬 ⁽¹⁾	941	1,094	1,005	2,035	1,965
契約社員給与	35	28	38	64	74
社会保険	182	164	152	347	322
年金及びその他の退職後給付制度	143	177	139	321	309
その他の人件費	104	113	116	217	222
人件費合計	3,682	3,710	3,571	7,391	7,040

⁽¹⁾ ファイナンシャル・アドバイザー報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが直接上げた収益に基づくグリッドを基礎とした報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間、資産及びその他の変数に基づき算定される補助報酬により構成されている。これには、権利確定のための要件を条件とした、採用時にファイナンシャル・アドバイザーと締結した報酬コミットメントに関連する費用も含まれている。

注記7 一般管理費

単位：百万米ドル	2020年 6月30日 終了四半期	2020年 3月31日 終了四半期	2019年 6月30日 終了四半期	2020年 6月30日 累計期間	2019年 6月30日 累計期間
賃借料	86	88	81	174	169
ITその他の機器の使用料及び維持管理費	79	89	79	168	167
通信及び市場データサービス費用	125	124	131	248	262
管理費	1,241	1,395	1,236	2,636	2,505
内、UBSグループAG又はその子会社から請求される共通業務費用	1,127	1,250	1,139	2,377	2,275
内、英国及びドイツの銀行賦課金	3	15	(32)	17	(17)
マーケティング及び広報費用 ⁽¹⁾	47	39	49	87	99
旅費及び交際費	23	58	87	81	164
専門家報酬	143	138	173	281	329
IT及びその他のサービスの外部委託費用	113	127	140	240	286
訴訟、規制上の問題及び類似の問題 ⁽²⁾	2	6	4	8	(4)
その他	20	18	24	38	53
一般管理費合計	1,879	2,080	2,004	3,960	4,030

⁽¹⁾ 慈善目的寄付金を含む。⁽²⁾ 損益計算書で認識された訴訟、規制上の問題及び類似の問題に対する引当金の純増加／（取崩）が反映されている。詳細については、注記15を参照。さらに、第三者からの回収（2020年度第2四半期：0百万米ドル、2020年度第1四半期：1百万米ドル、2019年度第2四半期：1百万米ドル）が含まれている。

注記8 法人所得税

2020年度第2四半期において、UBS AGで認識された法人所得税費用は328百万米ドル（実効税率は21.5%）であり、2019年度第2四半期においては349百万米ドルであった。

当期の税金費用は329百万米ドル、前年同期は196百万米ドルであり、UBSスイスAG及びその他の事業体の課税所得に関連するものである。

繰延税金費用153百万米ドルに対し、繰延税務上の便益（純額）は1百万米ドルであった。この便益（純額）には、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に関して過年度に認識した繰延税金資産（以下「DTA」という。）の償却に関する費用63百万米ドルが含まれている。これは、主にUBSアメリカズ・インクに関連するものである。これらの費用は、繰延税務上の便益項目（2020年度第2四半期におけるUBS AGからUBSアメリカズ・インク及びUBSファイナンシャル・サービス・インクへの不動産資産の拠出により生じた追加のDTAの認識に係る税務上の便益31百万米ドルが含まれている。）により相殺された。追加のDTAの認識は2018年度第4四半期において資産計上することを選択した特定の過去の不動産費用に関連するものである。この金額は通年の税務上の便益の予想額の半分に相当するものであるため、2020年度第3四半期及び第4四半期において合計31百万米ドルがIAS第34号「期中財務報告」に従い認識される予定である。また、繰延税務上の便益項目には、繰延報酬報奨に対する将来の税金控除の期待値が増大したことに伴い、一時差異のDTAの増加に関する便益33百万米ドルが含まれている。

[次へ](#)

注記9 予想信用損失の測定

a) 期中の予想信用損失

2020年度第2四半期の信用損失費用(純額)は合計272百万米ドルであった。これは、ステージ1及びステージ2のポジションに関連する費用純額202百万米ドルと信用減損(ステージ3)のポジションに関連する費用純額70百万米ドルを反映したものである。

ステージ1及びステージ2の信用損失費用(純額)202百万米ドルは、主に、COVID-19のパンデミックの影響(特にGDP及び失業率に関する最新の仮定)を反映した最新のマクロ経済的仮定を考慮した、将来予測に関するシナリオの更新による費用純額127百万米ドルによるものであった。これにより、デフォルト確率も増加し、エクスポージャーがステージ1からステージ2に移行した。

ステージ1及びステージ2における残りの費用75百万米ドルは、主に、スイスの大企業及び中小企業に対する特定のエクスポージャーについての専門家の判断に基づくオーバーレイの影響、並びに当行のローン・ブック内(主にインベストメント・バンク)での再測定を反映している。これらは、当行が2020年度第1四半期に引当金を増額した、エネルギー関連のエクスポージャー及び複数の不動産投資信託との有価証券ファイナンス取引に係る戻入れにより一部相殺された。

ステージ3の信用損失費用(純額)は70百万米ドルであった。インベストメント・バンクにおけるステージ3の費用純額22百万米ドルは、様々なポジションにわたって認識された費用38百万米ドルによるものであるが、この金額は、当行が2020年度第1四半期に引当金を増額した、複数の不動産投資信託との有価証券ファイナンス取引に係る戻入れにより一部相殺された。グループ・ファンクションでは、非中核業務及びレガシー・ポートフォリオにおけるエネルギー関連のエクスポージャーにより、ステージ3の費用20百万米ドルが発生した。グローバル・ウェルス・マネジメントにおけるステージ3の費用純額19百万米ドルは、主に単一のストラクチャード・マージン・レンディングのポジションに係る9百万米ドルを反映しており、残る10百万米ドルはポートフォリオ全体における多数の小口ポジションを反映している。パーソナル&コーポレート・バンキングでは、主に企業向け貸出ポートフォリオの顧客2社が新たにデフォルトに陥ったことにより、ステージ3の費用純額10百万米ドルが発生した。

b) ECLモデル、シナリオ、シナリオ加重及び主要インプットの変更

COVID-19の流行により、2019年末以降、世界経済の見通しは顕著に悪化している。COVID-19とそれに関連するロックダウン措置は、世界の主要国経済に重大な影響を及ぼしている。不確実性は依然として高水準にあり、予測は困難であり、さらにマイナスの影響をもたらすような潜在的なトリガーが複数示されている。

シナリオ及びシナリオ加重

2020年度第2四半期において、2020年6月30日現在の経済及び政治情勢を踏まえて、2020年度第1四半期に適用されていた2つのシナリオ及び関連するマクロ経済的要因が見直された。これは、地域及び事業部門全体にわたるUBS AGのリスク及び財務の専門家からのインプットを得て、一連の臨時ガバナンス会議を通じて実施された。

シナリオの説明に関する主要な側面が、以下に要約されている。

- ベースライン・シナリオは2020年6月30日に更新されており、関連市場におけるGDPの大幅な悪化を考慮している。米国及びスイスのGDPは2020年にはそれぞれ約6.4%及び5.5%減少すると予想されているが、これは2020年前半における大幅な減少と、2020年後半にそれぞれ約4%及び8%の継続的回復が見込まれていることを反映している。ユーロ圏においても、GDPの8.2%減少など、2020年の経済活動は非常に厳しい縮小となっている。さらに、ベースラインは2020年前半に見られた失業率の急激な増加を反映しており、失業率は米国では14%前後に高止まりし、スイスでは2020年末までに4%をわずかに下回る水準まで上昇すると見込まれている。住宅価格は、スイスではほぼ横ばいであるが、米国では、2020年及び2021年の2年間に累積で約4%減少すると想定されている。全体的には、2021年には経済の改善が見込まれており、GDPは米国及びスイスともに約4%の増加が見込まれている。
- グローバル・クライシスのシナリオ(シビア・ダウンサイドのシナリオとも呼ばれる)は、最新の市場データとCOVID-19の流行による影響を考慮して、2020年度第2四半期に更新された。このシナリオの仮定は、COVID-19関連の混乱の想定と整合していると考えられるが、ベースライン・シナリオでの想定よりも著しく悪影響が大きい。GDPの通年の縮小は2021年まで続き、2021年末以降は緩やかな回復にとどまると見込まれ

る。2020年度第1四半期末におけるそれらの数値と比べ、2021年度第1四半期末までの期間も考慮すると、GDPは米国、スイスともに11%以上減少し、失業率は高止まりし、ピーク時には米国では17%、スイスでは6%を超えると想定されている。住宅価格も、米国及びスイスにおいてそれぞれ14%及び20%程度、大幅に下落すると想定されている。

- COVID-19のパンデミックが進行していることを踏まえ、経営者は2020年度第1四半期において、2019年末時点で適用されていたアップサイド（資産価格の高騰）及びマイルド・ダウンサイド（金融引き締め）の両シナリオに関して期中の見直しが必要かどうかを評価した。これらシナリオが特殊状況下において可能性の低いものとなったためである。この評価は2020年度第2四半期に見直され、経営者は、アップサイド及びマイルド・ダウンサイドのシナリオに関する説明を、COVID-19の状況がより明らかになれば関連性が再度高まるものとして、第1四半期と整合した現状のままとすることに合意した。ただし、その確率加重は、（ ）モデル化に関する説明や経済ショック要因に使用できる先行事例に関して、あまりに多くの不確実性があり、裏付可能な情報も欠如していること、並びに（ ）確率加重の推定が投機的なものであった可能性があることから、一時的にゼロに設定すべきであるとした。この評価は2020年度第3四半期に見直される予定である。

主要パラメーター	ベースライン	
	2020年	2021年
実質GDP成長率(年間変動率、%、年間平均)		
米国	(6.4)	4.5
ユーロ圏	(8.2)	6.2
スイス	(5.5)	4.4
失業率(年間比率、%、レベル、四半期平均)		
米国	14.1	7.8
ユーロ圏	9.8	6.6
スイス	3.9	3.4
不動産(年間変動率、%、四半期平均)		
米国	(2.8)	(1.6)
ユーロ圏	(10.2)	8.6
スイス戸建住宅	(0.2)	0.5

2020年度第2四半期末の状況が異例であり、不確実性が広がっていることから、UBS AGは、加重の割当てを2020年度第1四半期に決定されたままとすることを決定した。すなわち、ベースラインに70%、グローバル・クライシスのシナリオに30%の加重が割り当てられている。全体として、これらの加重は、依然として経済的成果の限界に対する現在の市場心理を反映しており、更新されたベースライン・シナリオに対するバイアスはあるものの、グローバル・クライシスのシナリオも十分に信用しているので、これにより、パンデミックが効果的に封じ込められない可能性があるとの見通しも考慮されている。

経済シナリオ及び適用された加重

ECLシナリオ	割り当てられた加重(%)		
	2020年6月30日現在	2020年3月31日現在	2019年12月31日現在
アップサイド	0.0	0.0	7.5
ベースライン	70.0	70.0	42.5
マイルド・ダウンサイド	0.0	0.0	35.0
グローバル・クライシス	30.0	30.0	15.0

異なるシナリオ加重の組み合わせに対する感応度及び「プロフォーマ・オール・ステージ2」の測定

予想信用損失(以下「ECL」という。)はシナリオ加重の変更への感応度が高く、特にベースライン・シナリオから離れた説明やパラメーターが選択された場合は、信用損失の非線形性が強調される。UBS AGは、2020年度第2四半期末に、ステージ1又はステージ2のポジションに対して636百万米ドルのECLに係る評価性引当金及び負債性引当金を計上した。仮にUBS AGがベースライン・シナリオに100%の加重を適用していた場合、又はグローバル・クライシスのシナリオに100%の加重を適用していた場合、ECLに係る評価性引当金及び負債性引当

金はそれぞれ約5億米ドル及び約12億米ドルとなっていた。IFRS第9号を、それに相当する米国GAAPの基準と比較する方法として、仮にポートフォリオ全体のステージ1及びステージ2の全てのポジションを、信用リスクの著しい増加(「以下「SICR」という。)」の状態にあるか否かにかかわらず、ベースラインに70%及びグローバル・クライシスのシナリオに30%の加重を適用して全期間ECLで測定していた場合、減損の対象とならないポジションに関するECLに係る評価性引当金及び負債性引当金は、約15億米ドルとなっていた。

c) ECLに関連する貸借対照表のポジション及びオフバランス・シートのポジション(ECLに係る評価性引当金及び負債性引当金を含む。)

以下の表は、ECLの対象となる金融商品及び特定の非金融商品に関する情報である。償却原価で測定される金融商品については、帳簿価額純額は、予想信用損失に係る評価性引当金考慮後の信用リスクに対する最大エクスポージャーを表す。その他の包括利益を通じて公正価値(以下「FVOCI」という。)で測定される金融資産もまたECLの対象となる。ただし、償却原価で測定される金融商品とは異なり、これらの金融資産の帳簿価額からFVOCIで測定される金融商品の予想信用損失に係る評価性引当金は減額されない。むしろ、FVOCIで測定される金融資産の帳簿価額は、信用リスクに対する最大エクスポージャーを表す。

オンバランス・シートの金融資産に加え、一部のオフバランス・シート金融商品及びその他の信用枠もまたECLの対象である。オフバランス・シート金融商品の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、最大契約額に基づき算出される。

単位：百万米ドル		2020年6月30日現在						
償却原価で測定される金融商品	帳簿価額 ^{(1)、(2)}				ECLに係る評価性引当金			
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
現金及び中央銀行預け金	149,549	149,549	0	0	0	0	0	0
銀行貸出金及び前渡金	15,544	15,445	99	0	(6)	(4)	(1)	(1)
有価証券ファイナンス取引による債権	85,271	85,271	0	0	(2)	(2)	0	0
デリバティブに係る差入担保金	30,846	30,846	0	0	(1)	(1)	0	0
顧客貸出金及び前渡金	345,783	320,108	23,673	2,002	(1,089)	(134)	(236)	(719)
内、住宅ローンのある個人顧客	137,563	128,527	8,076	960	(157)	(25)	(93)	(39)
内、不動産ファイナンス	40,653	34,083	6,559	11	(55)	(10)	(42)	(4)
内、大手法人顧客	14,376	11,148	2,962	266	(308)	(34)	(58)	(217)
内、中小企業の顧客	13,518	7,845	5,177	496	(319)	(21)	(29)	(269)
内、ロンバード	116,482	116,292	0	191	(71)	(11)	0	(60)
内、クレジットカード	1,396	1,065	304	26	(35)	(9)	(11)	(15)
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	3,194	3,155	30	9	(83)	(5)	0	(78)
償却原価で測定されるその他の金融資産	27,324	26,178	404	741	(151)	(40)	(10)	(100)
内、ファイナンス・アドバイザーに対する貸出金	2,673	2,090	201	382	(116)	(34)	(7)	(74)
償却原価で測定される金融資産合計	654,318	627,398	24,176	2,743	(1,249)	(181)	(247)	(821)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	8,624	8,624	0	0	0	0	0	0
ECLの要求事項の適用範囲に含まれるオンバランス・シートの金融資産合計	662,942	636,023	24,176	2,743	(1,249)	(181)	(247)	(821)
エクスポージャー合計					ECLに係る負債性引当金			
オフバランス・シート(ECL適用範囲内)	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
保証	16,313	14,768	1,369	176	(47)	(11)	(4)	(32)
内、大手法人顧客	3,494	2,640	733	121	(8)	(3)	(3)	(3)
内、中小企業の顧客	1,293	725	514	54	(25)	(1)	(1)	(24)

内、金融仲介機関及び ヘッジ・ファンド	6,964	6,910	54	0	(6)	(6)	0	0
内、ロンバード	602	602	0	0	(1)	0	0	(1)
内、コモディティ・トレー ド・ファイナンス	1,601	1,583	18	0	(1)	(1)	0	0
取消不能ローン・コミット メント	39,651	34,494	5,044	114	(121)	(57)	(64)	0
内、大手法人顧客	23,167	18,284	4,838	45	(109)	(50)	(59)	0
先日付スタートのリバース・ レボ契約及び有価証券借入 契約	2,210	2,210	0	0	0	0	0	0
無条件に取消可能な信用枠	39,701	34,771	4,870	60	(65)	(34)	(32)	0
内、不動産ファイナンス	5,666	5,019	647	0	(25)	(4)	(21)	0
内、大手法人顧客	4,356	3,482	856	18	(9)	(4)	(5)	0
内、中小企業の顧客	4,980	2,962	1,984	34	(17)	(14)	(4)	0
内、ロンバード	9,410	9,410	0	0	(1)	(1)	0	0
内、クレジットカード	8,159	7,726	425	8	(10)	(7)	(2)	0
契約に基づく取消不能な 既存貸出金の期間延長	4,265	4,240	25	1	(7)	(7)	0	0
オフバランス・シートの 金融商品及びその他の 信用枠合計	102,141	90,483	11,307	351	(240)	(108)	(100)	(32)
評価性引当金及び負債性引当金 合計					(1,489)	(290)	(346)	(853)

(1) 償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は、各ECLに係る評価性引当金控除後の金額である総額のエクスポージャーの合計を示している。

(2) ECLエクスポージャーのステージ別の表示には、モデルのアウトプットに対する経営者のオーバーレイの影響を考慮した最善の見積りが含まれている。

単位：百万米ドル								
2020年 3月31日現在								
	帳簿価額 ⁽¹⁾				ECLに係る評価性引当金			
償却原価で測定される金融商品	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3
現金及び中央銀行預け金	139,258	139,258	0	0	0	0	0	0
銀行貸出金及び前渡金	16,893	16,815	78	0	(6)	(4)	(1)	(1)
有価証券ファイナンス取引に よる債権	89,648	88,394	449	804	(34)	(2)	(15)	(16)
デリバティブに係る差入担保金	39,549	39,549	0	0	0	0	0	0
顧客貸出金及び前渡金	339,946	323,136	14,896	1,914	(936)	(101)	(164)	(671)
内、住宅ローンのある 個人顧客	134,759	126,633	7,168	957	(111)	(17)	(55)	(39)
内、不動産ファイナンス	39,097	33,876	5,205	16	(49)	(6)	(39)	(4)
内、大手法人顧客	15,343	14,328	849	166	(191)	(21)	(35)	(134)
内、中小企業の顧客	11,943	10,453	1,036	455	(358)	(18)	(20)	(320)
内、ロンバード	114,401	114,144	0	258	(56)	(10)	0	(46)
内、クレジットカード	1,317	985	308	23	(34)	(7)	(14)	(14)
内、コモディティ・トレー ド・ファイナンス	2,801	2,778	13	10	(82)	(5)	0	(77)
償却原価で測定されるその他の 金融資産	23,907	22,961	410	536	(143)	(31)	(15)	(97)
内、ファイナンシャル・アド バイザーに対する貸出金	2,699	2,198	303	198	(112)	(25)	(13)	(73)
償却原価で測定される金融資産 合計	649,202	630,114	15,833	3,255	(1,120)	(139)	(195)	(786)
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定される金融資産	7,653	7,653	0	0	0	0	0	0
ECLの要求事項の適用範囲に含 まれるオンバランス・シート の金融資産合計	656,855	637,767	15,833	3,255	(1,120)	(139)	(195)	(786)

エクスポージャー合計					ECLに係る負債性引当金			
オフバランス・シート (ECL適用範囲内)	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3
保証	17,830	17,387	361	83	(76)	(8)	(1)	(66)
内、大手法人顧客	3,742	3,471	244	26	(33)	(1)	0	(32)
内、中小企業の顧客	1,308	1,185	67	56	(28)	0	0	(27)
内、金融仲介機関及び ヘッジ・ファンド	7,965	7,949	16	0	(5)	(5)	0	0
内、ロンバード	603	603	0	0	(7)	0	0	(7)
内、コモディティ・トレー ド・ファイナンス	1,967	1,951	16	0	(1)	(1)	0	0
取消不能ローン・コミット メント	28,334	27,701	550	84	(46)	(34)	(13)	0
内、大手法人顧客	18,224	17,712	453	59	(33)	(26)	(7)	0
先日付スタートのリバース・ レボ契約及び有価証券借入 契約	5,123	5,123	0	0	0	0	0	0
無条件に取消可能な信用枠	36,374	35,396	942	35	(36)	(20)	(16)	0
内、不動産ファイナンス	4,989	4,679	310	0	(16)	(3)	(12)	0
内、大手法人顧客	3,784	3,697	70	17	(2)	(1)	0	0
内、中小企業の顧客	4,644	4,492	133	18	(10)	(9)	(1)	0
内、ロンバード	7,649	7,649	0	0	0	(1)	0	0
内、クレジットカード	8,295	7,923	371	0	(5)	(4)	(2)	0
契約に基づく取消不能な 既存貸出金の期間延長	4,040	4,038	0	2	(4)	(4)	0	0
オフバランス・シートの 金融商品及びその他の 信用枠合計	91,701	89,644	1,852	204	(162)	(66)	(29)	(66)
評価性引当金及び負債性引当金 合計					(1,282)	(205)	(225)	(852)

(1) 償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は、各ECLに係る評価性引当金控除後の金額である総額のエクスポージャーの合計を示している。

単位：百万米ドル								
2019年12月31日現在								
償却原価で測定される金融商品	帳簿価額 ⁽¹⁾				ECLに係る評価性引当金			
	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3
現金及び中央銀行預け金	107,068	107,068	0	0	0	0	0	0
銀行貸出金及び前渡金	12,379	12,298	80	0	(6)	(4)	(1)	(1)
有価証券ファイナンス取引による債権	84,245	84,245	0	0	(2)	(2)	0	0
デリバティブに係る差入担保金	23,289	23,289	0	0	0	0	0	0
顧客貸出金及び前渡金	327,992	310,705	15,538	1,749	(764)	(82)	(123)	(559)
内、住宅ローンのある個人顧客	132,646	124,063	7,624	959	(110)	(15)	(55)	(41)
内、不動産ファイナンス	38,481	32,932	5,532	17	(43)	(5)	(34)	(4)
内、大手法人顧客	9,703	9,184	424	94	(117)	(15)	(4)	(98)
内、中小企業の顧客	11,786	9,817	1,449	521	(303)	(17)	(15)	(271)
内、ロンバード	112,893	112,796	0	98	(22)	(4)	0	(18)
内、クレジットカード	1,661	1,314	325	22	(35)	(8)	(14)	(13)
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	2,844	2,826	8	10	(81)	(5)	0	(77)
償却原価で測定されるその他の金融資産	23,012	21,985	451	576	(143)	(35)	(13)	(95)
内、ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金	2,877	2,341	334	202	(109)	(29)	(11)	(70)
償却原価で測定される金融資産合計	577,985	559,590	16,069	2,326	(915)	(124)	(137)	(655)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	6,345	6,345	0	0	0	0	0	0
ECLの要求事項の適用範囲に含まれるオンバランス・シートの金融資産合計	584,329	565,935	16,069	2,326	(915)	(124)	(137)	(655)

エクスポージャー合計								
ECLに係る負債性引当金								
オフバランス・シート (ECL適用範囲内)	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3
保証	18,142	17,757	304	82	(42)	(8)	(1)	(33)
内、大手法人顧客	3,687	3,461	203	24	(10)	(1)	0	(9)
内、中小企業の顧客	1,180	1,055	67	58	(24)	0	0	(23)
内、金融仲介機関及びヘッジ・ファンド	7,966	7,950	16	0	(5)	(4)	0	0
内、ロンバード	622	622	0	0	(1)	0	0	(1)
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	2,334	2,320	13	0	(1)	(1)	0	0
取消不能ローン・コミットメント	27,547	27,078	419	50	(35)	(30)	(5)	0
内、大手法人顧客	18,735	18,349	359	27	(27)	(24)	(3)	0
先日付スタートのリバース・レボ契約及び有価証券借入契約	1,657	1,657	0	0	0	0	0	0
無条件に取消可能な信用枠	36,979	35,735	1,197	46	(34)	(17)	(17)	0
内、不動産ファイナンス	5,242	4,934	307	0	(16)	(3)	(13)	0
内、大手法人顧客	4,274	4,188	69	17	(1)	(1)	0	0
内、中小企業の顧客	4,787	4,589	171	27	(9)	(8)	(1)	0
内、ロンバード	7,976	7,975	0	1	0	0	0	0
内、クレジットカード	7,890	7,535	355	0	(6)	(4)	(2)	0
内、コモディティ・トレード・ファイナンス	344	344	0	0	0	0	0	0
契約に基づく取消不能な既存貸出金の期間延長	3,289	3,285	0	4	(3)	(3)	0	0

オフバランス・シートの 金融商品及びその他の 信用枠合計	87,614	85,513	1,920	182	(114)	(58)	(23)	(33)
評価性引当金及び負債性引当金 合計					(1,029)	(181)	(160)	(688)

(1) 償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は、各ECLに係る評価性引当金控除後の金額である総額のエクスポージャーの合計を示している。

以下の表は、当行の中核業務の貸出ポートフォリオ(顧客貸出金及び前渡金、償却原価で測定されるその他の資産、並びに関連するオフバランス・シートのエクスポージャー)に関するECLの総額のエクスポージャー及びECLカバレッジ比率の情報を示している。現金及び中央銀行預け金、銀行貸出金及び前渡金、有価証券ファイナンス取引による債権、デリバティブに係る差入担保金、並びにその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産は、ECLに対する感応度が低いため、以下の表には含めていない。

ECLカバレッジ比率は、ECLに係る評価性引当金及び負債性引当金をエクスポージャーの帳簿価額(総額)で割って算出している。

中核業務の貸出金ポートフォリオのECLカバレッジ比率

2020年 6月30日現在								
	帳簿価額(総額) ⁽¹⁾ (百万米ドル)				ECLカバレッジ (bps)			
償却原価で測定される金融商品	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3
顧客貸出金及び前渡金	346,872	320,242	23,909	2,721	31	4	99	2,643
内、住宅ローンのある 個人顧客	137,720	128,552	8,169	1,000	11	2	113	394
内、不動産ファイナンス	40,708	34,093	6,601	15	14	3	63	2,541
内、大手法人顧客	14,684	11,182	3,020	483	210	30	191	4,488
内、中小企業の顧客	13,837	7,866	5,206	765	231	27	55	3,520
内、ロンバード	116,554	116,303	0	251	6	1	0	2,403
内、クレジットカード	1,430	1,074	315	41	242	81	354	3,569
内、コモディティ・ トレード・ファイナンス	3,278	3,160	30	87	254	15	8	8,973
償却原価で測定されるその他の 金融資産	27,475	26,219	414	842	55	15	241	1,194
内、ファイナンシャル・ アドバイザーに対する 貸出金	2,789	2,124	208	456	415	161	347	1,627

	エクスポージャーの総額 (百万米ドル)				ECLカバレッジ (bps)			
オフバランス・シート (ECL適用範囲内)	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3
保証	16,313	14,768	1,369	176	29	7	27	1,831
取消不能ローン・ コミットメント	39,651	34,494	5,044	114	31	16	128	0
無条件に取消可能な信用枠	39,701	34,771	4,870	60	16	10	65	0
契約に基づく取消不能な 既存貸出金の期間延長	4,265	4,240	25	1	16	16	15	0

(1) ECLエクスポージャーのステージ別の表示には、モデルのアウトプットに対する経営者のオーバーレイの影響を考慮した最善の見積りが含まれている。

2020年 3月31日現在								
	帳簿価額(総額) (百万米ドル)				ECLカバレッジ (bps)			
償却原価で測定される金融商品	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3

顧客貸出金及び前渡金	340,882	323,237	15,060	2,585	27	3	109	2,596
内、住宅ローンのある 個人顧客	134,870	126,650	7,224	996	8	1	77	390
内、不動産ファイナンス	39,146	33,881	5,245	20	12	2	75	2,047
内、大手法人顧客	15,534	14,349	885	300	123	15	401	4,476
内、中小企業の顧客	12,301	10,470	1,055	775	291	17	188	4,129
内、ロンバード	114,457	114,154	0	303	5	1	0	1,508
内、クレジットカード	1,351	993	322	37	254	72	420	3,708
内、コモディティ・ トレード・ファイナンス	2,882	2,783	13	87	283	18	1	8,818
償却原価で測定されるその他の 金融資産	24,050	22,992	425	633	59	13	360	1,531
内、ファイナンシャル・ アドバイザーに対する 貸出金	2,811	2,224	317	271	397	114	418	2,702

オフバランス・シート (ECL適用範囲内)	エクスポージャーの総額 (百万米ドル)				ECLカバレッジ (bps)			
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
保証	17,830	17,387	361	83	42	5	30	8,045
取消不能ローン・ コミットメント	28,334	27,701	550	84	16	12	228	0
無条件に取消可能な信用枠	36,374	35,396	942	35	10	6	168	0
契約に基づく取消不能な 既存貸出金の期間延長	4,040	4,038	0	2	10	10	0	0

2019年12月31日現在

償却原価で測定される金融商品	帳簿価額(総額) (百万米ドル)				ECLカバレッジ (bps)			
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
顧客貸出金及び前渡金	328,756	310,787	15,661	2,308	23	3	79	2,420
内、住宅ローンのある 個人顧客	132,756	124,077	7,679	1,000	8	1	72	406
内、不動産ファイナンス	38,524	32,937	5,567	21	11	2	62	1,765
内、大手法人顧客	9,819	9,199	429	192	119	16	100	5,088
内、中小企業の顧客	12,089	9,834	1,464	791	251	18	104	3,420
内、ローンバード	112,915	112,799	0	116	2	0	0	1,566
内、クレジットカード	1,696	1,322	339	35	205	60	404	3,718
内、コモディティ・ トレード・ファイナンス	2,925	2,831	8	87	278	17	3	8,844
償却原価で測定されるその他の 金融資産	23,154	22,019	463	672	62	16	274	1,420
内、ファイナンシャル・ アドバイザーに対する 貸出金	2,987	2,370	344	272	366	122	305	2,570

オフバランス・シート (ECL適用範囲内)	エクスポージャーの総額 (百万米ドル)				ECLカバレッジ (bps)			
	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ1	ステージ2	ステージ3
保証	18,142	17,757	304	82	23	4	30	4,032
取消不能ローン・ コミットメント	27,547	27,078	419	50	13	11	120	0
無条件に取消可能な信用枠	36,979	35,735	1,197	46	9	5	143	0
契約に基づく取消不能な 既存貸出金の期間延長	3,289	3,285	0	4	8	8	0	0

注記10 公正価値測定

本注記は、金融商品及び非金融商品の双方に関する公正価値測定の情報を提供するものであり、評価原則、評価ガバナンス、公正価値ヒエラルキーの区分、評価調整、評価技法及び評価インプット、公正価値測定の感応度、並びに公正価値で測定されない金融商品の公正価値算定に適用する方法に関して更なる詳細を提供している、2019年度年次報告書（英文）の「連結財務書類」のセクション（訳者注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション）の「注記24 公正価値測定」と併せて読まれるべきである。

公正価値で測定又は開示される金融及び非金融資産・負債は全て、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルのうちの1つのレベルに分類される。状況によっては、公正価値の測定に用いられるインプットで、公正価値ヒエラルキーの異なるレベルのものが使われている場合がある。開示の目的上、ポジション全体の公正価値に対して重要な最も低いレベルのインプットに相当するヒエラルキーに当該商品全体を分類する。

- レベル1：活発な市場における同一の資産及び負債に関する（無調整の）相場価格
- レベル2：全ての重要なインプットが観察可能な市場データである場合、又はそのデータに基づいている場合の評価技法
- レベル3：重要なインプットが観察可能な市場データに基づかない評価手法

a) 公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定される金融及び非金融資産・負債の公正価値ヒエラルキー区分は、以下の表の通り要約される。

市場相場価格又は評価技法による公正価値の決定⁽¹⁾

単位：百万米ドル	2020年6月30日現在				2020年3月31日現在				2019年12月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
継続的に公正価値で測定される金融資産												
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	82,046	13,399	2,710	98,155	73,687	14,982	2,018	90,686	113,635	12,248	1,812	127,695
内、												
資本性金融商品	64,164	710	76	64,949	54,960	535	185	55,680	96,162	400	226	96,788
国債	11,057	2,272	10	13,339	11,017	2,826	9	13,852	9,630	1,770	64	11,464
投資信託受益証券	6,282	1,744	27	8,053	7,077	1,556	21	8,654	7,088	1,729	50	8,867
社債及び地方債	537	7,416	779	8,732	618	8,432	498	9,549	755	6,796	542	8,093
貸出金	0	980	1,600	2,580	0	1,205	1,120	2,325	0	1,180	791	1,971
資産担保証券	7	277	218	501	16	428	184	628	0	372	140	512
デリバティブ金融商品	868	149,601	1,541	152,010	1,193	209,349	2,445	212,986	356	120,224	1,264	121,843
内、												
外国為替契約	472	53,317	7	53,797	635	94,070	26	94,731	240	52,228	8	52,476
金利契約	25	55,147	330	55,502	20	55,402	418	55,839	6	42,288	263	42,558
株式ノ株式指数契約	0	36,195	795	36,991	4	53,989	1,301	55,294	7	22,220	597	22,825
クレジット・デリバティブ契約	0	1,540	405	1,945	0	1,574	669	2,243	0	1,612	394	2,007
コモディティ契約	0	3,302	1	3,304	0	3,909	6	3,915	0	1,820	0	1,821
ブローカレッジ債権	0	19,848	0	19,848	0	20,319	0	20,319	0	18,007	0	18,007
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	49,389	40,886	3,735	94,010	39,666	39,125	3,699	82,490	40,608	39,065	3,962	83,636
内、												
ユニットリンク型投資契約金融資産	26,387	0	5	26,392	22,826	0	0	22,826	27,568	118	0	27,686
社債及び地方債	578	20,737	0	21,316	655	19,753	0	20,408	653	18,732	0	19,385
国債	22,175	4,540	0	26,714	15,954	3,853	0	19,808	12,089	3,700	0	15,790
貸出金	0	8,317	1,024	9,340	0	8,390	1,081	9,470	0	10,206	1,231	11,438
有価証券ファイナンス取引	0	7,163	126	7,289	0	6,909	147	7,056	0	6,148	147	6,294
オークション・レート証券	0	0	1,393	1,393	0	0	1,393	1,393	0	0	1,536	1,536
投資信託受益証券	188	115	103	406	138	132	107	378	194	140	98	432
資本性金融商品	61	0	545	606	93	3	454	549	103	4	451	559
その他	0	13	540	553	0	84	518	602	0	16	499	515
継続的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産												
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	1,551	7,074	0	8,624	1,651	6,002	0	7,653	1,906	4,439	0	6,345
内、												
資産担保証券	0	6,634	0	6,634	0	5,507	0	5,507	0	3,955	0	3,955
国債	1,515	98	0	1,612	1,613	92	0	1,705	1,859	16	0	1,875
社債及び地方債	36	341	0	378	38	404	0	441	47	468	0	515
継続的に公正価値で測定される非金融資産												
貴金属及びその他の現物コモディティ	4,890	0	0	4,890	4,050	0	0	4,050	4,597	0	0	4,597

非継続的に公正価値で測定される非金融資産

その他の非金融資産 ⁽²⁾	0	0	130	130	0	0	202	202	0	0	199	199
公正価値で測定される資産合計	138,744	230,808	8,116	377,668	120,247	289,776	8,364	418,386	161,102	193,983	7,237	362,322

市場相場価格又は評価技法による公正価値の決定⁽¹⁾ (続き)

	2020年 6 月30日現在				2020年 3 月31日現在				2019年12月31日現在			
単位：百万米ドル	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
継続的に公正価値で測定される金融負債												
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	28,216	6,093	117	34,426	26,965	5,464	143	32,572	25,791	4,726	75	30,591
内、												
資本性金融商品	23,464	306	76	23,846	22,289	283	26	22,599	22,526	149	59	22,734
社債及び地方債	38	4,558	39	4,635	22	3,921	74	4,018	40	3,606	16	3,661
国債	4,052	770	0	4,822	3,880	710	0	4,590	2,820	646	0	3,466
投資信託受益証券	662	431	2	1,096	774	532	43	1,349	404	294	0	698
デリバティブ金融商品	871	148,116	3,293	152,280	1,246	201,775	3,633	206,654	385	118,498	1,996	120,880
内、												
外国為替契約	447	54,385	67	54,899	636	92,516	65	93,218	248	53,705	60	54,013
金利契約	7	49,048	838	49,894	6	49,780	892	50,678	7	36,434	130	36,571
株式／株式指数契約	0	39,622	1,445	41,067	4	53,968	1,557	55,528	3	24,171	1,293	25,468
クレジット・デリバティブ契約	0	1,781	917	2,698	0	1,875	1,065	2,940	0	2,448	512	2,960
コモディティ契約	0	3,128	10	3,138	0	3,437	0	3,438	0	1,707	0	1,707
継続的に公正価値で測定される金融負債												
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	0	40,248	0	40,248	0	37,652	0	37,652	0	37,233	0	37,233
公正価値での測定を指定された社債	0	49,123	8,521	57,644	0	46,013	7,027	53,040	0	56,943	9,649	66,592
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	0	36,766	2,365	39,131	0	30,309	1,485	31,794	0	35,119	1,039	36,157
内、												
ユニットリンク型投資契約に係る金融負債	0	26,573	0	26,573	0	23,150	0	23,150	0	28,145	0	28,145
有価証券ファイナンス取引	0	8,371	0	8,371	0	5,992	0	5,992	0	5,742	0	5,742
債券(店頭)	0	1,796	1,057	2,852	0	1,159	1,138	2,297	0	1,231	791	2,022
公正価値で測定される負債合計	29,087	280,347	14,296	323,729	28,211	321,213	12,289	361,713	26,176	252,518	12,759	291,452

⁽¹⁾ 区分処理された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、この表から除外されている。これらのデリバティブの公正価値は、表示期間において重要ではなかった。⁽²⁾ その他の非金融資産は主に、売却目的で保有する不動産及びその他の非流動資産で構成されている。当該資産は、売却目的で保有する基準を満たしていることにより売却費用控除後の公正価値で測定される。

b)評価調整

繰延Day1損益リザーブ

以下の表は、該当する期間の繰延Day1損益リザーブの変動を要約したものである。

繰延Day1損益は通常、同等の商品の価格もしくは原パラメーターが観察可能となった時点又は当該取引がクローズアウトされた時点で「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品のその他の収益純額」に計上される。

繰延Day1損益リザーブ

	終了四半期			累計期間	
単位：百万米ドル	2020年 6 月30日	2020年 3 月31日	2019年 6 月30日	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
期首リザーブ残高	194	146	161	146	255
新規取引で繰り延べられた利益 / (損失)	121	118	58	239	90
損益計算書で認識された(利益) / 損失	(72)	(69)	(60)	(141)	(187)

為替換算調整	0	(1)	0	(1)	(1)
期末リザーブ残高	243	194	158	243	158

自己の信用

公正価値での測定を指定された金融負債の評価には、公正価値の自己の信用要素を考慮することが求められる。自己の信用リスクは、この要素が評価の目的上、UBSの取引相手先及びその他の市場参加者によって考慮されている場合に、UBSの公正価値オプションを適用する負債の評価に反映される。ただし、自己の信用リスクは、全額担保されたUBSの負債及び自己の信用要素を含めないことが市場慣行として確立しているその他の債務には反映されない。

UBSの自己の信用の見積り方法及び関連する会計基準は、2019年度年次報告書（英文）の「連結財務書類」のセクション（訳者注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション）の「注記24 公正価値測定」に記載されている。

2020年度第2四半期に、公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用に関連するその他の包括利益は、マイナス1,095百万米ドルであった。これは主にUBSの信用スプレッドが大幅に縮小し、概ねCOVID-19のパンデミック前に観察された水準になったためである。

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用調整

その他の包括利益への計上額					
	終了四半期			累計期間	
単位：百万米ドル	2020年 6 月30日	2020年 3 月31日	2019年 6 月30日	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
当事業年度認識額					
実現利得 / (損失)	8	1	6	9	6
未実現利得 / (損失)	(1,103)	1,156	66	53	(260)
利得 / (損失)合計、税効果前	(1,095)	1,156	72	62	(254)
単位：百万米ドル	2020年 6 月30日現在			2020年 3 月31日現在	
期末貸借対照表認識額					
現時点までの累計未実現利得 / (損失)		(31)	1,069		60

信用評価調整、調達評価調整、負債評価調整及びその他の評価調整

UBSの信用評価調整（以下「CVA」という。）、調達評価調整（以下「FVA」という。）、負債評価調整（以下「DVA」という。）及びその他の評価調整を見積もる手法に関する詳細については、2019年度年次報告書（英文）の「連結財務書類」のセクション（訳者注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション）の「注記24 公正価値測定」に記載されている。

2020年度第2四半期において、COVID-19のパンデミックの経済的影響により、2020年度第1四半期に観察された信用スプレッド及び資金調達スプレッドの大幅な拡大によって戻入が生じたことから、CVA及びFVAが減少した。また、流動性及びモデルの不確実性に対するその他の評価調整は、主に2020年度第2四半期に市場が安定したことによるビッド・オファースプレッドの縮小によって減少した。

金融商品の評価調整

現時点までの累計利得 / (損失)、単位：百万米ドル	2020年 6 月30日現在	2020年 3 月31日現在	2019年12月31日現在
信用評価調整⁽¹⁾	(78)	(92)	(48)
調達評価調整⁽²⁾	(141)	(378)	(93)
負債評価調整	1	2	1

その他の評価調整	(715)	(879)	(566)
内、流動性	(385)	(536)	(300)
内、モデルの不確実性	(330)	(343)	(266)

⁽¹⁾ 当該金額は、債務不履行に陥った相手方に対するリザーブを含まない。⁽²⁾ ストラクチャード・ファイナンス取引に係るFVAには、2020年6月30日現在、44百万米ドル、2020年3月31日現在、194百万米ドル、2019年12月31日現在、43百万米ドルが含まれている。

c) レベル1とレベル2の間の振替

本セクションに記載した金額は、全報告期間を通じて保有していた金融商品のレベル1とレベル2との間の振替を反映している。

2020年度上半期における資産及び負債のレベル2からレベル1への振替、又はレベル1からレベル2への振替は重要ではなかった。

d) レベル3 商品：評価技法及びインプット

次の表は、重要なレベル3資産及び負債、並びに公正価値の測定に用いられた評価技法、当該評価技法に使用された観察不能とみなされた重要なインプット及びかかる観察不能なインプットの値のレンジを表示している。

値のレンジとは、評価技法に使用される最高レベルと最低レベルのインプットを表している。従って、このレンジは特定のインプットに係る不確実性のレベルではなく、関連する資産・負債の基本的な特性を反映している。このレンジは、各貸借対照表日に保有される商品の特性に基づいて、期間ごと及びパラメーターごとに異なることとなる。さらに、観察不能なインプットのレンジ及び加重平均値は、各社の保有商品が多様であることにより、他の金融機関ごとに異なる場合がある。

以下の表に開示されている重要な観察不能なインプットは、2019年度年次報告書（英文）の「連結財務書類」のセクション（訳者注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション）の「注記24 公正価値測定」に記載されているものと一致している。観察不能な各インプットの変動が単独で公正価値測定に及ぼす可能性がある潜在的な影響（インプットのレンジに幅が生じる要因についての理解の手助けとなる情報を含む）についても、2019年度年次報告書（英文）の「連結財務書類」のセクション（訳者注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション）の「注記24 公正価値測定」に記載されている。

レベル3 資産及び負債の公正価値測定に使用される評価技法及びインプット

単位：十億米ドル	公正価値				重要な 観察不能な インプット ⁽¹⁾	インプットのレンジ								単位 ⁽¹⁾
	資産		負債			2020年 6月30日現在				2019年12月31日現在				
	2020年 6月30日 現在	2019年 12月31日 現在	2020年 6月30日 現在	2019年 12月31日 現在		最低値	最高値	加重 平均 値 ⁽²⁾	最低値	最高値	加重 平均 値 ⁽²⁾			
	現在	現在	現在	現在		最低値	最高値	加重 平均 値 ⁽²⁾	最低値	最高値	加重 平均 値 ⁽²⁾			
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産 / 負債、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産														
社債及び地方債	0.8	0.5	0.0	0.0	市場類似商品 の相対的価値	債券相当価格	0	143	101	0	143	101	ポイント	
売買された貸出金、 公正価値での測定を 指定された貸出金、 ローン・コミットメ ント及び保証	3.1	2.4	0.1	0.0	市場類似商品 の相対的価値	貸出金 相当価格	0	100	99	0	101	99	ポイント	
					割引期待 キャッシュ・ フロー	信用 スプレッド	250	1,000		225	530		ベーシ ス・ポイ ント	
					市場類似商品 及び証券化 モデル	ディスカウン ト・マージン	1	19	3	0	14	2	%	
オークション・レー ト証券	1.4	1.5			市場類似商品 の相対的価値	債券相当価格	79	91	80	79	98	88	ポイント	
投資信託受益証券 ⁽³⁾	0.1	0.1	0.0	0.0	市場類似商品 の相対的価値	純資産価値								
資本性金融商品 ⁽³⁾	0.6	0.7	0.1	0.1	市場類似商品 の相対的価値	価格								
公正価値での測定を 指定された社債 ⁽⁴⁾			8.5	9.6										
公正価値での測定を 指定されたその他の 金融負債			2.4	1.0	割引期待 キャッシュ・ フロー	資金調達 スプレッド	44	175		44	175		ベーシ ス・ポイ ント	
デリバティブ 金融商品														
金利契約	0.3	0.3	0.8	0.1	オプション・ モデル	金利のボラ ティリティ	33	80		15	63		ベーシ ス・ポイ ント	
クレジット・ デリバティブ契約	0.4	0.4	0.9	0.5	割引期待 キャッシュ・ フロー	信用 スプレッド	(2)	558		1	700		ベーシ ス・ポイ ント	
						債券相当価格	0	113		0	100		ポイント	
株式 / 株式指数契約	0.8	0.6	1.4	1.3	オプション・ モデル	株式配当 利回り	0	14		0	14		%	
						株式、株価 及びその他の 指数のボラ ティリティ	4	125		4	105		%	
						株式 / 為替相関	(45)	61		(45)	71		%	
						株式 / 株式相関	(17)	99		(17)	98		%	

⁽¹⁾ 重要な観察不能なインプットのレンジは、ポイント、パーセント（％）及びベース・ポイントで表示される。ポイントは額面に対する割合である（例えば、100ポイントとは、額面の100％である。）。⁽²⁾ デリバティブ以外の金融商品には加重平均値が表示されている。この加重平均値は、各金融商品の公正価値に基づいてインプットを加重することにより算定されている。デリバティブ契約に係るインプットの加重平均値は、重要な意味を持たないため、表示されていない。⁽³⁾ インプットのレンジは、投資の性質が多様であり、予想される値が分散しているため、開示されていない。⁽⁴⁾ 公正価値での測定を指定された社債の評価技法、重要な観察不能なインプット、及びインプットのレンジについては、本表の別の場所に表示された対応するデリバティブと同じである。

e) レベル3 商品：観察不能なインプットの仮定の変更に対する感応度

以下の表は、合理的に利用可能な代替的仮定を反映するように１つ又は複数の観察不能なインプットを変更した場合、公正価値が大幅に変動すると推測される、レベル３に分類された金融資産と金融負債、及びその変更による影響の見積額を要約したものである。

以下の表は、公正価値の潜在的な変動が重要であるとみなされる金融資産及び金融負債の種類ごとの有利な影響及び不利な影響を表示している。公正価値での測定を指定された社債及び公正価値での測定を指定された負債性金融商品（店頭）に係る公正価値測定の感応度は、以下の表に表示された対応するデリバティブ又は仕組金融商品に報告されている。

以下に示すこの感応度のデータは、貸借対照表日現在におけるレベル３のインプットの合理的に利用可能な代替値に基づく評価の不確実性を見積りを表しており、ストレス・シナリオの影響の見積りを表すものではない。一般的に、これらの金融資産及び金融負債はレベル１から３のインプットの組合せに影響を受ける。レベル１及び２とレベル３のパラメーター間（例：通常、レベル１かレベル２である金利と通常、レベル３である期限前償還率との間）には明白な相互依存性が存在する場合があるが、このような相互依存性は以下の表に組み込まれていない。以下に記載されるレベル３パラメーター間の直接的相互関係は、評価の不確実性の重要な要素ではない。

観察不能なインプットの仮定の変更に対する公正価値測定の感応度⁽¹⁾

	2020年６月30日現在		2020年３月31日現在		2019年12月31日現在	
単位：百万米ドル	有利な変動	不利な変動	有利な変動	不利な変動	有利な変動	不利な変動
売買された貸出金、公正価値での測定を指定された貸出金、 ローン・コミットメント及び保証	71	(83)	165	(209)	46	(21)
有価証券ファイナンス取引	26	(26)	35	(33)	11	(11)
オークション・レート証券	105	(105)	105	(105)	87	(87)
資産担保証券	45	(45)	42	(51)	35	(40)
資本性金融商品	160	(92)	150	(82)	140	(80)
金利デリバティブ契約（純額）	12	(23)	16	(20)	8	(17)
クレジット・デリバティブ契約（純額）	6 ⁽²⁾	(11) ⁽²⁾	34	(38)	31	(35)
外国為替デリバティブ契約（純額）	14	(8)	15	(13)	12	(8)
株式／株式指数デリバティブ契約（純額）	351	(352)	362	(429)	183	(197)
その他	35	(35)	48	(50)	47	(51)
合計	824	(780)	972	(1,028)	600	(547)

⁽¹⁾ 発行済及びOTCの負債性金融商品の感応度は、対応するデリバティブ又は仕組金融商品に報告されている。⁽²⁾ 一般的なカーブではなく、発行者固有の代替的なクレジット・デフォルト・スワップ・カーブを用いる変動から生じる評価の不確実性を見積りに適用される精緻化を含む。

f) レベル３商品：期中の変動

レベル３商品に係る重大な変動

次の表は、継続的に公正価値で測定される重要なレベル３資産及び負債の追加情報を示したものである。レベル３資産及び負債は公正価値ヒエラルキーのレベル１又はレベル２に分類される商品でヘッジされる場合があることから、表に計上された実現及び未実現利得／（損失）には、関連するヘッジ活動の影響が含まれないことがある。さらに、評価は通常、観察可能なパラメーターと観察不能なパラメーターの両方から算定されるため、表に表示された実現及び未実現利得／（損失）は、レベル３のインプットから生じるものに限定されない。

レベル3商品の変動⁽¹⁾

単位：十億米ドル	2018年 12月31日 現在残高	包括利益に含まれる利 得 / (損失)合計		購入	売却	発行	決済	レベル3 への 振替	レベル3 からの 振替	為替換算	2019年 6月30日 現在残高
		利益に 含まれる 純利得 / (損失) ⁽²⁾	内、報告 期間未現 在で保有 されるレ ベル3商 品に関連 するもの								
公正価値で測定されるトレーディング											
目的保有金融資産	2.0	(0.1)	0.0	0.3	(1.2)	0.8	0.0	0.2	(0.3)	0.0	1.6
内、											
投資信託受益証券	0.4	0.0	0.0	0.0	(0.2)	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0	0.2
社債及び地方債	0.7	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.5
貸出金	0.7	(0.1)	0.0	0.1	(0.7)	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7
その他	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3
デリバティブ金融商品 - 資産	1.4	(0.2)	(0.1)	0.0	0.0	0.3	(0.2)	0.2	(0.1)	0.0	1.5
内、											
金利契約	0.4	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.6
株式 / 株式指数契約	0.5	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.4
クレジット・デリバティブ契約	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.5
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公正価値で測定されるトレーディング											
目的保有でない金融資産	4.4	0.3	0.3	0.3	(0.4)	0.0	0.0	0.2	(0.9)	0.0	3.9
内、											
貸出金	1.8	0.2	0.2	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.2	(0.9)	0.0	1.3
オークション・レート証券	1.7	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6
資本性金融商品	0.5	0.1	0.1	0.0	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
その他	0.5	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
デリバティブ金融商品 - 負債	2.2	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.2	(0.4)	0.1	(0.2)	0.0	1.9
内、											
金利契約	0.2	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
株式 / 株式指数契約	1.4	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.1	(0.3)	0.0	(0.2)	0.0	1.0
クレジット・デリバティブ契約	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.1	0.0	0.0	0.6
その他	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
公正価値での測定を指定された社債	11.0	0.4	0.4	0.0	0.0	3.9	(2.2)	0.3	(2.1)	0.0	11.4
公正価値での測定を指定されたその他の											
金融負債	1.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	(0.7)	0.0	0.0	0.0	0.7

⁽¹⁾ 2020年より、UBSは、当期に購入し、当期末前に売却した金融商品の影響を表から除外することにより、レベル3の変動の開示を向上させている。これに応じて過年度の比較情報が修正再表示されている。⁽²⁾ 包括利益に含まれる純利得 / (損失) は、受取利息純額、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額及びその他の収益で構成されている。⁽³⁾ 2020年6月30日現在のレベル3資産の合計は、81億米ドル（2019年12月31日現在：72億米ドル）であった。2020年6月30日現在のレベル3負債の合計は、143億米ドル（2019年12月31日現在：128億米ドル）であった。

レベル3商品の変動⁽¹⁾（続き）

	2019年 12月31日 現在 残高 ⁽³⁾	包括利益に含まれる 利得 / (損失)合計		購入	売却	発行	決済	レベル3 への 移行	レベル3 からの 移行	為替換算	2020年 6月30日 現在 残高 ⁽³⁾
		利益に 含まれる 純利得 / (損失) ⁽²⁾	内、報告期 間未現在で 保有される レベル3商 品に関連 するもの								
単位：十億米ドル											
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	1.8	(0.1)	0.0	0.3	(1.0)	1.4	0.0	0.3	0.0	0.0	2.7
内、											
投資信託受益証券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
社債及び地方債	0.5	0.0	0.0	0.2	(0.2)	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.8
貸出金	0.8	0.0	0.0	0.0	(0.6)	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6
その他	0.4	0.0	0.0	0.0	(0.2)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3
デリバティブ金融商品 - 資産	1.3	0.3	0.4	0.0	0.0	0.5	(0.5)	0.0	(0.1)	0.0	1.5
内、											
金利契約	0.3	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.3
株式 / 株式指数契約	0.6	0.0	0.1	0.0	0.0	0.5	(0.2)	0.0	(0.1)	0.0	0.8
クレジット・デリバティブ契約	0.4	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.4
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	4.0	(0.1)	(0.1)	0.5	(0.6)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	3.7
内、											
貸出金	1.2	0.0	0.0	0.4	(0.5)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
オークション・レート証券	1.5	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4
資本性金融商品	0.5	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.5
その他	0.7	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8
デリバティブ金融商品 - 負債	2.0	1.2	1.1	0.0	0.0	0.5	(0.8)	0.6	(0.3)	0.0	3.3
内、											
金利契約	0.1	0.7	0.7	0.0	0.0	0.0	(0.3)	0.3	0.0	0.0	0.8
株式 / 株式指数契約	1.3	0.2	0.2	0.0	0.0	0.5	(0.4)	0.0	(0.2)	0.0	1.4
クレジット・デリバティブ契約	0.5	0.3	0.3	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.3	(0.1)	0.0	0.9
その他	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
公正価値での測定を指定された社債	9.6	0.1	0.2	0.0	0.0	2.9	(3.5)	0.4	(1.0)	0.0	8.5
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	1.0	0.1	0.1	0.0	0.0	1.5	(0.3)	0.0	0.0	0.0	2.4

レベル3へ／レベル3から振り替えられた資産及び負債は、かかる資産及び負債が当年度の期首時点ですでに振り替えられていたものとして表示されている。

2020年度上半期におけるレベル3へ／レベル3から振り替えられた資産の合計は、それぞれ4億米ドル及び2億米ドルであった。レベル3への振替は、主に社債及び地方債から成る。この振替は、関連する評価インプットの観察可能性が低下したことによるものである。

2020年度上半期におけるレベル3へ／レベル3から振り替えられた負債の合計は、それぞれ10億米ドル及び13億米ドルであった。レベル3への振替は、主に公正価値での測定を指定された社債（主として、発行済クレジット・リンク債及び発行済エクイティ・リンク債並びにクレジット・デリバティブ契約及び金利デリバティブ契約）から成り、関連する評価インプットの観察可能性が低下したことによるものである。レベル3からの振替は、組込デリバティブ・インプットの観察可能性の増加により、公正価値での測定を指定された社債、主に発行済エクイティ・リンク債から成る。

g) 公正価値で測定されない金融商品

以下の表は、公正価値で測定されない金融商品の見積公正価値を反映している。

公正価値で測定されない金融商品

	2020年6月30日現在		2020年3月31日現在		2019年12月31日現在	
単位：十億米ドル	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
資産						
現金及び中央銀行預け金	149.5	149.5	139.3	139.3	107.1	107.1
銀行貸出金及び前渡金	15.5	15.5	16.9	16.9	12.4	12.4
有価証券ファイナンス取引による債権	85.3	85.3	89.6	89.7	84.2	84.2
デリバティブに係る差入担保金	30.8	30.8	39.5	39.5	23.3	23.3
顧客貸出金及び前渡金	345.8	345.8	339.9	341.8	328.0	330.3
償却原価で測定されるその他の金融資産	27.3	27.9	23.9	24.7	23.0	23.3
負債						
銀行預り金	12.4	12.4	18.8	18.8	6.6	6.6
有価証券ファイナンス取引による債務	12.0	12.0	12.9	12.9	7.8	7.8
デリバティブに係る受入担保金	36.9	36.9	45.6	45.6	31.4	31.4
顧客預金	477.1	477.3	468.4	468.5	450.6	450.7
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達	49.7	49.7	49.2	46.6	47.9	49.6
償却原価で測定される債務	77.2	78.2	66.5	66.7	62.8	64.3
償却原価で測定されるその他の金融負債 ⁽¹⁾	6.3	6.3	6.7	6.7	6.5	6.5

⁽¹⁾ リース負債を除く。

上記の表の公正価値は、開示目的のためにのみ算定されたものである。公正価値の評価技法及び仮定は、公正価値で測定されないUBS AGの金融商品の公正価値にのみ関連する。他の金融機関では公正価値の見積りに異なる評価方法及び仮定が用いられている場合があるため、このような公正価値の開示を他の金融機関と必ずしも比較できない可能性がある。

注記11 デリバティブ

a)デリバティブ

2020年6月30日現在
単位：十億米ドル

	デリバティブ 金融資産	デリバティブ 金融資産に関連す る想定元本 ⁽³⁾	デリバティブ 金融負債	デリバティブ 金融負債に関連す る想定元本 ⁽³⁾	その他の 想定元本 ⁽⁴⁾
デリバティブ金融商品^{(1),(2)}					
金利契約	55.5	910	49.9	887	11,797
クレジット・デリバティブ契約	1.9	66	2.7	68	0
外国為替契約	53.8	2,971	54.9	2,818	2
株式／株式指数契約	37.0	376	41.1	474	105
コモディティ契約	3.3	66	3.1	58	11
デリバティブ以外の金融商品の未決済の購入 ⁽⁵⁾	0.3	32	0.2	12	
デリバティブ以外の金融商品の未決済の売却 ⁽⁵⁾	0.2	31	0.4	18	
IFRSに準拠したネットティングに基づくデリバティブ金融商品合計⁽⁶⁾	152.0	4,451	152.3	4,334	11,914
貸借対照表上で認識されない潜在的なネットティング ⁽⁷⁾	(138.1)		(134.3)		
内、認識された金融負債／資産のネットティング	(112.3)		(112.3)		
内、受入担保金／差入担保金とのネットティング	(25.8)		(21.9)		
潜在的なネットティング考慮後のデリバティブ合計	13.9		18.0		

2020年3月31日現在
単位：十億米ドル

デリバティブ金融商品^{(1),(2)}					
金利契約	55.8	971	50.7	924	12,095
クレジット・デリバティブ契約	2.2	81	2.9	68	0
外国為替契約	94.7	3,413	93.2	3,221	2
株式／株式指数契約	55.3	422	55.5	487	111
コモディティ契約	3.9	73	3.4	70	11
デリバティブ以外の金融商品の未決済の購入 ⁽⁵⁾	0.4	38	0.4	16	
デリバティブ以外の金融商品の未決済の売却 ⁽⁵⁾	0.5	39	0.5	22	
IFRSに準拠したネットティングに基づくデリバティブ金融商品合計⁽⁶⁾	213.0	5,037	206.7	4,807	12,219
貸借対照表上で認識されない潜在的なネットティング ⁽⁷⁾	(193.2)		(186.6)		
内、認識された金融負債／資産のネットティング	(160.7)		(160.7)		
内、受入担保金／差入担保金とのネットティング	(32.5)		(25.9)		
潜在的なネットティング考慮後のデリバティブ金融商品合計	19.8		20.1		

2019年12月31日現在
単位：十億米ドル

デリバティブ金融商品^{(1),(2)}					
金利契約	42.6	1,007	36.6	961	11,999
クレジット・デリバティブ契約	2.0	70	3.0	70	0
外国為替契約	52.5	3,174	54.0	2,994	1
株式／株式指数契約	22.8	420	25.5	534	122
コモディティ契約	1.8	56	1.7	60	13
デリバティブ以外の金融商品の未決済の購入 ⁽⁵⁾	0.1	17	0.1	7	
デリバティブ以外の金融商品の未決済の売却 ⁽⁵⁾	0.1	15	0.1	10	
IFRSに準拠したネットティングに基づくデリバティブ金融商品合計⁽⁶⁾	121.8	4,759	120.9	4,635	12,135

貸借対照表上で認識されない潜在的なネットティング ⁽⁷⁾	(110.7)	(106.1)
内、認識された金融負債／資産のネットティング	(89.3)	(89.3)
内、受入担保金／差入担保金とのネットティング	(21.4)	(16.8)
潜在的なネットティング考慮後のデリバティブ金融商品 合計	11.1	14.8

⁽¹⁾ 2020年6月30日現在のデリバティブ金融負債は、デリバティブのローン・コミットメントに関連する35百万米ドル(2020年3月31日現在：43百万米ドル、2019年12月31日現在：17百万米ドル)を含む。これらのローン・コミットメントに関連する想定元本は本表に含まれていないが、注記16に「ローン・コミットメント」として開示されている。⁽²⁾ 一部の先日付スタートのレボ契約及びリバース・レボ契約が含まれ、これらは「純損益を通じて公正価値で測定するもの」に分類され、デリバティブに認識されている。表示されているいずれの期間においても、これらのデリバティブの公正価値は重要でなかった。当該デリバティブに関連する想定元本は本表に含まれていないが、注記16に「先日付スタートの取引」として開示されている。⁽³⁾ 貸借対照表上でデリバティブ金融商品が純額で表示される場合でも、ネットティングされるデリバティブ金融商品のそれぞれの想定元本は総額で表示される。⁽⁴⁾ その他の想定元本は、中央清算機関又は取引所のいずれかを通じて決済されたデリバティブに関連している。これらのデリバティブの公正価値は、対応する証拠金控除後の金額で、貸借対照表のデリバティブに係る差入担保金及びデリバティブに係る受入担保金に表示されており、表示されているいずれの期間においても重要ではなかった。⁽⁵⁾ 約定日から決済日までの間に売買したデリバティブ以外の金融商品の公正価値の変動は、デリバティブ金融商品として認識されている。⁽⁶⁾ UBS AGが、平時もしくは、UBS AG及び全ての契約相手先に債務不履行や破産又は倒産などが発生した非常時の双方の状況において、認識した金額を相殺する無条件で法的に強制可能な権利を有し、かつ純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有する場合、金融資産及び金融負債は貸借対照表上、純額で表示されている。⁽⁷⁾ 貸借対照表上で純額表示するための要件が全ては満たされていない場合の、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約に準拠した潜在的なネットティングを反映している。詳細については、2019年度年次報告書（英文）の「連結財務書類」のセクション（訳者注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション）の「注記25 金融資産と金融負債の相殺」を参照。

主にインベストメント・バンクのデリバティブ・ソリューションズ及びファイナンス事業における為替及び株式／株式指数契約のロールオフ及び市場主導の変動を反映して、2020年度第1四半期と比較してデリバティブ金融資産は610億米ドル減少し、デリバティブ金融負債は540億米ドル減少した。

b) デリバティブに係る担保金

	差入担保金 2020年6月 30日現在	受入担保金 2020年6月 30日現在	差入担保金 2020年3月 31日現在	受入担保金 2020年3月 31日現在	差入担保金 2019年12月 31日現在	受入担保金 2019年12月 31日現在
単位：十億米ドル						
IFRSに準拠したネットティングに基づくデリバティブに係る担保金 ⁽¹⁾	30.8	36.9	39.5	45.6	23.3	31.4
貸借対照表上で認識されない潜在的なネットティング ⁽²⁾	(18.0)	(20.1)	(21.7)	(24.2)	(14.4)	(18.1)
内、認識された金融負債／資産のネットティング	(16.7)	(18.3)	(19.6)	(21.8)	(13.3)	(16.5)
内、受入担保金／差入担保金とのネットティング	(1.3)	(1.8)	(2.1)	(2.4)	(1.1)	(1.7)
潜在的なネットティング考慮後のデリバティブに係る担保金	12.8	16.8	17.9	21.5	8.9	13.3

⁽¹⁾ UBS AGが、平時もしくは、UBS AG又はその契約相手先に債務不履行や破産又は倒産などが発生した非常時の双方の状況において、認識した金額を相殺する無条件で法的に強制可能な権利を有し、かつ純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有する場合、金融資産及び金融負債は貸借対照表上、純額で表示されている。⁽²⁾ 貸借対照表上で純額表示するための要件が全ては満たされていない場合の、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約に準拠した潜在的なネットティングを反映している。詳細については、2019年度年次報告書（英文）の「連結財務書類」のセクション（訳者注：原文の「Consolidated financial statements」のセクション）の「注記25 金融資産と金融負債の相殺」を参照。

注記12 その他の資産及び負債

a) 償却原価で測定されるその他の金融資産

単位：百万米ドル	2020年6月30日現在	2020年3月31日現在	2019年12月31日現在
----------	--------------	--------------	---------------

負債性証券	19,062	14,118	14,141
内、国債	9,812	8,458	8,492
ファイナンシャル・アドバイザーに対する貸出金 ⁽¹⁾	2,673	2,699	2,877
報酬及び手数料関連債権	1,650	2,084	1,520
ファイナンス・リース債権	1,409	1,386	1,444
決済勘定	317	893	587
未収利息	624	625	742
その他	1,589	2,102	1,701
償却原価で測定されるその他の金融資産合計	27,324	23,907	23,012

⁽¹⁾ 米国及びカナダのファイナンシャル・アドバイザーに関連するものである。

b) その他の非金融資産

単位：百万米ドル	2020年 6 月30日現在	2020年 3 月31日現在	2019年12月31日現在
貴金属及びその他の現物コモディティ	4,890	4,050	4,597
保釈保証金 ⁽¹⁾	1,300	1,273	1,293
前払費用	697	787	687
未収付加価値税及びその他の税金	335	336	436
売却目的で保有する不動産及びその他の非流動資産	242	202	199
その他	385	651	335
その他の非金融資産合計	7,849	7,299	7,547

⁽¹⁾ 詳細については、注記15bの項目 1 を参照。

c) 償却原価で測定されるその他の金融負債

単位：百万米ドル	2020年 6 月30日現在	2020年 3 月31日現在	2019年12月31日現在
その他の未払費用	1,426	1,639	1,697
未払利息	1,183	1,083	1,596
決済勘定	1,802	1,827	1,368
リース負債	3,763	3,744	3,858
その他	1,930	2,168	1,854
償却原価で測定されるその他の金融負債合計	10,103	10,462	10,373

d) 公正価値での測定を指定されたその他の金融負債

単位：百万米ドル	2020年 6 月30日現在	2020年 3 月31日現在	2019年12月31日現在
ユニットリンク型投資契約に係る金融負債	26,573	23,150	28,145
有価証券ファイナンス取引	8,371	5,992	5,742
負債性金融商品(店頭)	2,852	2,297	2,022
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達	1,220	259	217
その他	114	96	31
公正価値で測定されるその他の金融負債合計	39,131	31,794	36,157
内、自己の信用の(利得)/損失累計額	(8)	(328)	6

e) その他の非金融負債

単位：百万米ドル	2020年 6 月30日現在	2020年 3 月31日現在	2019年12月31日現在
----------	----------------	----------------	---------------

報酬関連負債	3,706	2,656	4,296
内、ファイナンシャル・アドバイザー報酬制度	1,267	1,188	1,459
内、その他の報酬制度	1,156	371	1,750
内、確定給付年金負債及び退職後給付負債純額	767	624	629
内、その他の報酬関連負債 ⁽¹⁾	516	473	458
繰延税金負債	668	800	311
当期税金負債	827	649	780
未払付加価値税及びその他の未払税金	477	502	445
繰延収益	243	213	134
その他	186	245	202
その他の非金融負債合計	6,106	5,065	6,168

⁽¹⁾ 給与税及び未取得休暇に関する負債を含む。

注記13 公正価値での測定を指定された社債

単位：百万米ドル	2020年 6 月30日現在	2020年 3 月31日現在	2019年12月31日現在
社債			
エクイティ・リンク債 ⁽¹⁾	35,657	32,927	41,722
金利連動債	13,694	12,898	16,318
クレジット・リンク債	1,866	1,682	1,916
固定利付債	4,436	3,797	4,636
コモディティ・リンク債	1,335	1,249	1,567
その他	655	488	432
公正価値での測定を指定された社債合計	57,644	53,040	66,592
内、UBS AGが発行した当初満期 1 年超のもの ⁽²⁾	41,403	37,364	51,031
内、自己の信用の(利得)/損失累計額	39	(741)	82

⁽¹⁾ 投資信託受益証券ユニットリンク型商品を含む。⁽²⁾ UBS AGが企業として発行したもの。早期償還条項を考慮しない当初の約定満期に基づく。2020年 6 月30日現在、残高の100%が無担保（2020年 3 月31日現在：残高の100%が無担保、2019年12月31日現在：残高の99%超が無担保）。

注記14 償却原価で測定される社債

単位：百万米ドル	2020年 6 月30日現在	2020年 3 月31日現在	2019年12月31日現在
譲渡性預金	16,401	9,246	5,190
コマーシャル・ペーパー	16,156	15,453	14,413
その他の短期社債	3,877	2,468	2,235
短期社債⁽¹⁾	36,434	27,167	21,837
シニア無担保債	21,751	20,590	22,356
内、UBS AGが発行した当初満期 1 年超のもの ⁽²⁾	21,729	20,576	22,349
カバード・ボンド	2,605	2,570	2,633
劣後債	7,598	7,551	7,431
内、低トリガーの損失吸収Tier 2 資本商品	7,063	7,017	6,892
内、パーゼル に準拠していないTier 2 資本商品	534	534	540
スイスの中央モーゲージ機関を通じて発行された社債	8,795	8,597	8,574
その他の長期債務	3	3	4
長期社債⁽³⁾	40,752	39,312	40,998
償却原価で測定される社債合計⁽⁴⁾	77,186	66,479	62,835

⁽¹⁾ 当初の約定満期 1 年以内の社債。⁽²⁾ UBS AGが企業として発行したもの。早期償還条項を考慮しない当初の約定満期に基づく。2020年 6 月30日現在、残高の100%が無担保（2020年 3 月31日現在：残高の100%が無担保、2019年12月31日現在：残高の100%が無担保）。⁽³⁾ 当初満期 1 年以上の社債。社債を短期及び長期に分類する際、早期償還条項は考慮していない。⁽⁴⁾ 区分処理された組込デリバティブ控除後。当該デリバティブの公正価値は、表示期間において重要ではなかった。

注記15 引当金及び偶発負債

a) 引当金

以下の表は、引当金合計の概要を示したものである。

単位：百万米ドル	2020年 6 月30日現在	2020年 3 月31日現在	2019年12月31日現在
予想信用損失に係る評価性引当金以外の引当金	2,324	2,368	2,825
予想信用損失に係る評価性引当金	240	162	114
引当金合計	2,564	2,530	2,938

以下の表は、予想信用損失に係る評価性引当金以外の引当金の追加情報である。

単位：百万米ドル	訴訟、規制上及び 類似の問題 ⁽¹⁾	リストラクチャ リング	その他 ⁽³⁾	合計
2019年12月31日現在の残高	2,475	99	251	2,825
2020年 3 月31日現在の残高	1,998	132	238	2,368
損益計算書で認識された引当金の増加	20	14	8	42
損益計算書で認識された引当金の取崩	(18)	(7)	(1)	(27)
所定の目的に従って使用された引当金	(33)	(39)	(7)	(79)
為替換算調整 / 割引の振戻し	14	1	4	19
2020年 6 月30日現在の残高	1,980	101⁽²⁾	243	2,324

⁽¹⁾ 法律、責任及びコンプライアンスに関するリスクにより生じる損失引当金から成る。⁽²⁾ 主に2020年 6 月30日現在の人件費関連のリストラクチャリング引当金41百万米ドル（2020年 3 月31日現在：68百万米ドル、2019年12月31日現在：33百万米ドル）及び2020年 6 月30日現在の不利なリース契約に係る引当金55百万米ドル（2020年 3 月31日現在：59百万米ドル、2019年12月31日現在：61百万米ドル）から成る。⁽³⁾ 主に、不動産、従業員給付及びオペレーショナル・リスクに係る引当金を含む。

リストラクチャリング引当金は、主に退職手当の金額及び不利な契約に関連している。退職手当関連の引当金は、短期間（通常 6 ヶ月以内）に使用されるが、人員の自然減によりリストラクチャリングの影響を受ける人員数が減少し、ひいては費用の見積額が減少した場合には、計上金額に変動が生じる可能性がある。

不動産に関する不利な契約は、サブテナントから不動産が明け渡される又は全額は回収されない場合に、UBS AGが、水道光熱費、サービス料、税金及びメンテナンスなどの非リース構成部分の支払いを約束した時点で認識される。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に係る引当金及び偶発負債に関する情報が注記15bに含められている。その他の種類の引当金に関連する重要な偶発負債はない。

ｂ) 訴訟、規制上の問題及び類似の問題

UBSは、紛争及び規制上の手続から生じる重要な訴訟及び類似のリスクにさらされる、法的及び規制的な環境で事業を営んでいる。その結果UBS（本注記の目的上、UBS AG及び／又は１社もしくは複数の子会社を適宜指す。）は、訴訟、仲裁、及び規制当局による調査、犯罪の捜査を含め、様々な紛争や法的手続に関与している。

こうした問題は多くの不確実性を伴い、訴訟の初期段階にある場合は特に、解決の結果や時期を予測し難いことが多い。さらに、UBSが和解を締結する状況もある。これは、UBSに責任はないとUBSが考えている問題であっても、費用、経営者の混乱、又は責任に異議を唱え続けることによる風評上の影響を回避するために生じることがある。このような問題全てに内在する不確実性は、すでに引当金が設定されている問題及びその他の偶発負債の両方に関して生じる可能性のある流出の金額及び時期に影響を及ぼす。UBSに対して発生したこのような問題に対して、UBSは、法的助言を求めた上で、過去の事象の結果としてUBSが現在の法的又は推定的債務を有している可能性の方が高く、資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ金額について信頼性のある見積りが可能であると経営者が判断した場合に、引当金を設定する。これらの要素が別途満たされる場合、類似の請求に関するUBSの過去の実績に基づき、UBSに対してまだ提起されていないが、提起が予想される請求に対して引当金を計上することがある。これらの条件のいずれかが満たされない場合、そのような問題により偶発負債が生じる。債務の金額を信頼性をもって見積ることができない場合、資源が流出する可能性が高くても認識されない負債が存在する。従って、こうした問題に関して資源が流出する可能性に重要性がある場合でも、引当金は設定されていない。報告日以降かつ財務書類の発行前に発生した進展で、当該問題に対する引当金の経営者の評価に影響を与えるもの（例えば、進展が報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供している場合）は、IAS第10号における修正を要する後発事象であり、報告期間の財務書類上修正を認識しなければならない。

特定の訴訟、規制上及びその他の問題が以下に記載されており、これには経営者が重要であるとする全ての問題及び潜在的な財務上、風評上及びその他の影響により経営者が重要であるとするその他の問題が含まれている。請求された損害賠償金額、取引の規模又はその他の情報は、入手可能であり、潜在的なエクスポージャーの重要性を利用者が検討することを助ける上で適切である場合に記載されている。

下記の一部の問題に関して、当行はすでに引当金を設定していると述べており、そのような記載のないその他の問題もある。当行がそのような記載をしていて、引当金の額の開示は、発生する可能性が高かつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えていることを明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると考える場合には、当行は金額を開示していない。また、このような開示を不可能とする守秘義務に当行が従っている場合もある。当行が引当金を設定しているかどうかに言及していない問題に関しては、（a）当行は引当金を設定していない（適用される会計基準に基づいて問題を偶発負債として処理している場合）か、又は（b）当行は引当金を設定しているが、そのような事実の開示は、発生する可能性が高かつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えている事実を明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると当行が考えているかのいずれかである。

引当金を設定した特定の訴訟、規制上及び類似の問題に関して、当行は資源流出の予想時期を見積ることができる。ただし、これらの資源流出の予想時期を見積ることができる問題に関し、予測される資源流出の合計額は、関連する期間にわたる現在及び将来の流動性の水準に比して重要ではない。

１つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に対して引き当てた金額の合計は、上記の注記16aの「引当金」の表に開示されている。偶発負債の１つの種類として、当行の訴訟、規制上及び類似の問題に対する負債の見積合計額を提供することは実務上不可能である。そのような見積りを行うことは、特異な種類の事実又は新たな法的理論に関わる、始まっていないかもしくは裁判の初期段階にある請求及び訴訟手続、又は原告が損害賠償の請求額を明らかにしていない請求及び訴訟手続についてUBSに推論的な法的評価を行うことを要求するものである。従って、UBSは、訴訟、規制上及び類似の問題から生じる将来の損失を数値的に見積めることはできないが、この種類から発生する可能性が合理的にあり得るであろう将来の損失の合計額は、現在の引当金の水準を大幅に上回っていると考えている。

また訴訟、規制上及び類似の問題は、金銭以外の制裁や重要な影響を与える場合もある。例えば、UBSが基準金利、とりわけ英国銀行協会のロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）の提示に関連して米国司法省（以下「DOJ」という。）犯罪局詐欺部と結んだ不起訴合意は、UBSが為替問題に関連して米国の犯罪行為を行ったという判断に基づき、DOJによって解除された。このため、UBS AGは、LIBOR問題に関連する送金不正の１訴因について有罪を認め、罰金を支払い、経過観察の対象となった（2020年１月に終了）。

有罪答弁又は有罪判決により、UBSに重要な影響を与える可能性がある。行政手続を解決するに当たり、UBSが特定の業務を引き続き行うために規制上の不適格を解消するよう求められたり、また規制当局に許認可や承認を制限、停止又は取消する権利が与えられたり、金融市場ユーティリティにUBSの当該ユーティリティへの参加を制限、停止又は取消する許可が与えられたりする場合がある。かかる解消が得られない場合や、許認可、承認又は参加の制限、停止又は取消を受ける場合は、UBSにとって重要な影響を与える可能性がある。

訴訟、規制上及び類似の問題に伴う損失のリスクは、自己資本規制上、オペレーショナル・リスクの構成要素である。自己資本規制及びこれに対応するためのオペレーショナル・リスクの計算に関する情報は、UBSグループの2020年度第2四半期財務報告書の「資本管理」のセクション（訳者注：原文の「Capital management」のセクション）に含まれている。

各事業部門及びグループ・ファンクションの訴訟、規制上の問題及び類似の問題に係る引当金⁽¹⁾

単位：百万米ドル	グローバル・ウェルス・マネジメント	パーソナル＆コーポレート・バンキング	アセット・マネジメント	インベストメント・バンク	グループ・ファンクション	UBS
2019年12月31日現在の残高	782	113	0	255	1,325	2,475
2020年3月31日現在の残高	747	112	0	205	934	1,998
損益計算書で認識された引当金の増加	20	0	0	1	0	20
損益計算書で認識された引当金の取崩	(12)	(6)	0	0	0	(18)
所定の目的に従って使用された引当金	(33)	0	0	(1)	0	(33)
為替換算調整 / 割引の振戻し	9	2	0	2	0	14
2020年6月30日現在の残高	732	108	0	207	934	1,980

⁽¹⁾ 本開示に記載された問題に係る引当金は、グローバル・ウェルス・マネジメント（項目3及び4）、及びグループ・ファンクション（項目2）に計上されている。本開示の項目1及び6に記載された問題に係る引当金は、グローバル・ウェルス・マネジメントとパーソナル＆コーポレート・バンキングに配分されており、本開示の項目5に記載された問題に係る引当金は、インベストメント・バンク及びグループ・ファンクションに配分されている。

1 クロスボーダーのウェルス・マネジメント事業に関する照会

多数の国々における税務当局及び規制当局は、UBS及びその他の金融機関が提供するクロスボーダーのウェルス・マネジメント・サービスに関連して、それぞれの管轄区域に所在する情報に関する照会を行い、要求を出し、あるいは従業員を調査した。金融サービスのクロスボーダー取引に関する税務情報自動交換やその他の手段を実施することにより、今後さらに照会が生じる可能性がある。UBSは、国際的税務行政支援の要請に基づき、スイス連邦税務局（以下「FTA」という。）から開示命令を受け、情報の提供を求められている。この要請は、UBSの現在及び以前の顧客の複数の口座番号を対象としており、2006年から2008年のデータに基づいている。UBSは、影響を受ける顧客に対して当該行政支援の手続及び手続上の権利（不服申立ての権利など）を通知する手段を講じた。当該要請は、ドイツ当局から受領したデータによるものである。同当局は、調査の過程で、スイスで登録されているUBSの顧客に関連する特定のデータを入手し、当該データを他の欧州諸国と共有していると考えられる。UBSは、他国から同様の要請があると予想している。

2016年に、スイス連邦行政裁判所は、フランスにおける一括要請に関連した行政支援手続において、UBSには、最終的なFTAの顧客データ開示命令の全てに対して不服を申し立てる権利があるとの判決を下した。2018年7月30日、スイス連邦行政裁判所は、UBSの不服申立てを受理し、フランスの行政支援手続の要請を取り下げた。FTAは、スイス連邦最高裁判所に対して上告を提起した。2019年7月26日、当該連邦最高裁判所は、スイス連邦行政裁判所の決定を覆した。2019年12月、当該連邦行政裁判所は、その決定を書面で公表した。当該判決は、FTAに対して、データ送信を行う前に、要請書に記載された目的でのみ送信データが使用されることについて、フランス当局から確認書を入手することを要求した。当初の要請書に記載された目的は、口座保有者が負う未払税金に関する情報を入手することであった。従って、フランス当局に送信されたデータは、警察当局に提出されるべきではなく、また本項目に記載したUBSに対する係争中の事案に使用されるべきではない。2020年2月、FTAは、フランスの行政支援手続においてUBSに当事者の地位を与えないよう命じた。UBSは、当該連邦行

政裁判所に対して当該判決の控訴の申立てを行った。7月15日、当該連邦行政裁判所は、UBSがこれらの手続において当事者としての地位を有していないとして、FTAの決定を支持した。UBSは、この判決をスイス最高裁判所に上訴するために10日の猶予を与えられている。

2013年より、UBS（フランス）S.A.、UBS AG及び一部の元従業員は、フランスでクライアントの不法勧誘に共謀した容疑、並びに脱税及び未承認の銀行業務・金融商品の勧誘で得た収入を不正洗浄したことにに関してフランスで調査を受けている。この調査に関連して、捜査判事はUBS AGに対し、保釈保証金（「caution」）を11億ユーロとし、UBS（フランス）S.A.に対し、同保釈保証金を40百万ユーロ（上訴により10百万ユーロに減額）とする命令を下した。

裁判が2018年10月8日から2018年11月15日にかけて第一審裁判所において行われた。2019年2月20日、裁判所は、UBS AGについてはフランスでクライアントの不法勧誘を行い、脱税で得た収入の不正洗浄を悪質に行ったものとして、またUBS（フランス）S.A.については不法勧誘及び脱税で得た収入の不正洗浄を幫助したものとして有罪判決を下した。裁判所は、UBS AG及びUBS（フランス）S.A.に対して合計37億ユーロの罰金を科すとともに、フランス政府に対して800百万ユーロの民事制裁金を科すことを認めた。UBSは、当該判決の控訴の申立てを行った。フランスの法律においては、上訴中は、判決は保留となる。当初2020年6月2日に予定されていた控訴審は、2021年3月8日から24日までに変更されている。控訴裁判所は、法律及び事実を踏まえて、再審を行う。罰金及び制裁金は、第一審裁判所が科したもののより多額又は少額になる可能性がある。法律問題に関して、フランスの最高裁判所である破棄院（Cour de Cassation）に対して控訴を提起することができる。

法律及び事実を踏まえ、UBSは、第一審裁判所の判決は覆されるべきであると考えている。UBSは、スイス及びフランスの法律並びにEU貯蓄課税指令（「European Savings Tax Directive」）に基づく義務を履行したと考えている。責を負うべきであったとしても（ただし、これに対しUBSは不服を申立てている。）、科せられた罰金及び制裁金の額は、法律及び事実によって裏付け可能な額を大幅に上回ると考えている。特に、UBSは、裁判所は、不正が行われたとされる資産に対する未払税金ではなく、誤って、規制された資産に基づき、罰金を決定しており、また、誤って、民間の当事者が立証していないコストに基づき、制裁金を認めていると考えている。UBSは無罪であると考えているものの、2020年6月30日現在の当行の貸借対照表上、この問題に関連する450百万ユーロ（2020年6月30日現在、506百万米ドル）の金額の引当金が反映されている。当該事案については様々な結果が想定されるため、見積りの不確実性は高い。実際の罰金及び民事制裁金の額が引当金の額を上回る合理的な可能性はあるものの、2020年6月30日現在の当行の貸借対照表に反映されている引当金は、想定される財務上の影響の当行の最善の見積りを反映している。

2016年に、UBSは、ベルギーの捜査判事から、UBSが脱税及び権限のない人物による未承認の銀行業務・金融商品の勧誘で得た収入の不正洗浄、並びに重大な脱税に関与したとして方式審査（「inculpé」）を受けている旨の通知を受けた。2018年に、イタリアの税務当局及び検察庁は、2012年から2017年までのイタリアにおける活動により、UBSは税金及び罰金が科せられる可能性があるとして主張した。2019年6月、UBSはイタリアの税務当局と和解し、UBS AGのイタリアにおける恒久的施設予定に関連して税務当局により提起されている請求を解決するために101百万ユーロを支払った。2019年10月、ミラノ裁判所の予備調査の裁判官は、イタリア行政法231（Italian Administrative Law 231）第63条に基づき、ミラノ検察庁との和解を認めた。当該和解に基づき、UBS AG、UBSスイスAG及びUBSモナコは、過去の内部統制が不十分であったという主張に基づく請求の和解のため、合計10.3百万ユーロを支払った。当該和解に関連して、不正行為の認定は求めなかった。

この項目1に記載された問題に関して、2020年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

2 住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求

米国住宅ローン市場の危機に先立つ2002年から2007年まで、UBSは、米国の住宅モーゲージ担保証券（以下「RMBS」という。）の実質的な発行体及び引受会社であり、また、米国住宅モーゲージの購入者であり販売者であった。

2014年より、ニューヨーク州東部地区米国検事事務局は、1989年金融機関改革救済執行法（以下「FIRREA」という。）に従って、UBSから2005年から2007年までのUBSのRMBS事業に関連する情報を求めている。2018年11月8日、DOJは、ニューヨーク州東部地区検事事務局に民事訴訟を提起した。当該訴訟は、2006年及び2007年の

UBSによる40件のRMBS取引の発行、引受、売却に関連して、FIRREAに基づき、不特定の民事制裁金を要請するものである。2019年2月6日に、UBSは民事訴訟の棄却を申し立てた。2019年12月10日、当該地方裁判所は、棄却を求めるUBSの申立てを却下した。

この項目2に記載された問題に関して、2020年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

3 マドフ

バーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー（以下「BMIS」という。）の投資詐欺に関連して、UBS AG、UBS（ルクセンブルク）S.A.（現在のUBSヨーロッパSEのルクセンブルク支店）及びその他の一部のUBS子会社は、スイス金融市場監督当局（以下「FINMA」という。）及びルクセンブルク金融監督委員会を含む、多数の規制当局による照会の対象となっている。これらの照会は、ルクセンブルク法の下で設定された2つの第三者ファンド（そのほぼ全ての資産はBMISに委託されていた。）、及びオフショア管轄区域で設定され、BMISへの直接的又は間接的なエクスポージャーを持つ特定のファンドに関するものであった。これらのファンドは深刻な損失を被り、ルクセンブルクのファンドは清算中である。両ファンドを規定する文書は、保管会社、管理会社、運用会社、販売会社及びプロモーターを含む、様々な役割を担っているUBSの企業を特定しており、また、UBSの従業員が取締役会のメンバーを務めていることを示している。

2009年及び2010年に、ルクセンブルクの2つのファンドの清算人が、総額約21億ユーロ（当該ファンドがBMISの清算に係る受託者（以下「BMISの受託者」という。）に対する支払いの責任が生じる可能性のある金額を含む。）の支払いを求めて、UBSの企業、UBS以外の企業及び特定の個人（UBSの現・旧従業員を含む。）に対して訴訟を提起した。

受益者と称する多くの者が、マドフの詐欺に関連して被ったとする損失の補償を求めて、UBSの企業（及びUBS以外の企業）を相手に請求を申立てている。これらの訴訟の大半は、ルクセンブルクで提起されており、ルクセンブルクでは、8件のテスト・ケースにおける請求は容認できないとした判決がルクセンブルク控訴裁判所によって追認され、ルクセンブルク最高裁判所は、1件のテスト・ケースの請求者による追加の上訴も退けた。

米国においては、BMISの受託者が、特にルクセンブルクの2つのファンド及びオフショアのファンドの1つに関連するUBSの企業等に対して請求を申立てた。これらの訴訟の全被告に対する請求総額は、最低でも20億米ドルである。2014年に、米国連邦最高裁判所は、詐欺的譲渡であると主張された約125百万米ドルの支払の回収と優先的支払いに対する請求を除いて、全ての請求を却下した判決を不服として上訴する許可を求めたBMISの受託者による申立てを退けた。2016年に、破産裁判所は、UBSの企業等に対するこれらの請求を棄却した。2019年2月、控訴裁判所はBMISの受託者の残りの請求の棄却を覆し、その後米国連邦最高裁判所は控訴裁判所の決定の見直しを求める申立てを却下した。追加的な手続のため、当該訴訟は破産裁判所に差し戻された。

4 プエルトリコ

プエルトリコ債及びUBSトラスト・カンパニー・オブ・プエルトリコが単独運用及び共同運用し、UBSファイナンシャル・サービス・インコーポレイテッド・オブ・プエルトリコ（以下「UBS PR」という。）が販売するクローズド・エンド型投資信託（以下「当投資信託」という。）の市場価格が2013年以降下落したことは、複数の規制当局による照会、並びに顧客が提起した訴訟及び調停（損害賠償請求総額34億米ドル）の原因となった。このうち、損害賠償請求総額26億米ドル分の請求については、和解、調停又は請求の取下げにより解決している。本請求は、当投資信託又はプエルトリコ債を保有するプエルトリコの顧客及び／又はUBSの目的自由ローンの担保にUBS口座の資産を使用した顧客が提起したものである。顧客が提起した訴訟及び調停の申立てには、詐欺、虚偽表示並びに不適当なファンド及びローンが含まれる。

また、2014年に、当投資信託で何億米ドルもの損失を被ったと主張する出資者の代表訴訟が、様々なUBSの企業や投資信託の現・旧役員に対して提起された。2015年に、棄却を求める被告の申立ては却下された。被告による当該判決への上訴許可の請求は、プエルトリコ上訴裁判所及びプエルトリコ最高裁判所によって退けられた。2014年に、2008年5月から2014年5月までの期間に投資家が被った損失に対する損害賠償を求める1件の連邦集団訴訟も、様々なUBSの企業、UBS PRの上級経営幹部及び一部当投資信託の共同マネージャーに対して提起された。原告の集団認定の申立ての却下により、2018年10月に当該訴訟は棄却された。

2014年及び2015年に、UBSは、UBSの業務の調査に関連して、プエルトリコ自治連邦区の金融監督庁、米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、金融業規制機構と和解を締結した。

2011年に、プエルトリコ米自治連邦区の従業員退職制度（以下「当制度」という。）を代表した代表訴訟が、UBS PR（引受業務及びコンサルティング業務に関連して被告に加えられた。）を含む40を超える被告に対して提起された。原告は、2008年に当制度の債券30億米ドルの発行及び引受に関連して、推定される受託者義務及び契約上の義務に被告が違反したと主張し、800百万米ドルを超える損害賠償を求めた。2016年に、裁判所は、当該訴訟に原告として加わるという当制度の要求を認めたが、原告団は修正訴状を提出する必要がある旨の命令を下した。2017年に、裁判所は被告による修正訴状の却下の申立てを退けた。

2015年から、プエルトリコ米自治連邦区（以下「自治連邦区」という。）の一部の機関及び公社はプエルトリコ債に係る特定の金利の支払を履行しなかった。2016年に、米国連邦法に従って、プエルトリコの財政を監視し、債務再編を行う権限を有する監督委員会が設置された。同監督委員会は、一部の債権者の権利行使を停止させている。2017年に、監督委員会は、連邦地方裁判所判事の指導の下、一部の債券を破産に類似した手続に付した。このような事象、さらなる債務不履行、同自治連邦区の債務を再編する法的手段の構築や同自治連邦区の財政の一層の監視を行う追加の法的措置、あるいは同自治連邦区の債務の再編により、プエルトリコの証券に関するUBSへの請求及び潜在的な損害賠償請求が増加する可能性がある。

2019年5月、監督委員会は、プエルトリコ連邦地方裁判所に申立てを行い、UBSを含むプエルトリコ債の募集に参加した金融会社、法律事務所、会計事務所に対する請求を提起し、これらの募集に関連して支払われた引受及びスワップ手数料の返還を求めた。UBSは、関連する募集において約125百万米ドルの手数料を受け取ったと見積っている。

2019年8月及び2020年2月、プエルトリコ債の発行を保証した米国の保険会社3社は、UBS及びその他プエルトリコ債の引受会社7社を提訴した。この訴訟は、被告に対して損害賠償として合わせて総額955百万米ドルの支払を要求している。これらの訴訟請求の原告は、保証の対象である2002年から2007年までの間に発行されたプエルトリコ債の目論見書に含まれる財務諸表を被告が十分に精査しなかったと主張し、引受会社とは契約上の関係がなかったにも関わらず、原告は当該財務諸表に依拠して、当該債券の保証に合意したと述べている。

この項目4に記載された問題に関して、2020年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考える金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

5 外国為替、LIBOR及び基準金利並びにその他の取引実務

外国為替に関連する規制上の問題：2013年より、多くの当局が、外国為替相場及び貴金属価格の不正操作の疑いに関する調査を開始した。これらの調査によって、UBSは、英国金融行為監督機構（以下「FCA」という。）、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、FINMA、連邦準備制度理事会及びコネチカット州銀行局、DOJの犯罪局並びに欧州委員会との間で決議に入った。UBSは、連邦準備制度理事会及び通貨監督庁（コネチカット州銀行局に代わるものとして）の停止命令に基づき、関連する当局に協力し、特定の改善措置に取り組む継続的な義務を有している。またUBSは、外国為替事業及び貴金属事業に関する競争法違反の可能性について、DOJの反トラスト局及び他の管轄区域の当局から条件付免責が認められている。これらの解決にかかわらず、外国為替の問題に関する一部の当局による調査は依然として継続している。

外国為替に関連する民事訴訟：2013年以降、UBS及び他の銀行に対する推定集団訴訟が、被告の銀行のいずれかと外国為替取引を行った者の推定上の集団を代表して米国連邦裁判所及びその他の管轄区域に提起されている。UBSが総額141百万米ドルを支払い、和解集団への協力を行うことを定めた和解合意に基づき、UBSは、被告の銀行、並びに先物為替予約及びこれに対するオプション取引を行っている個人との間の為替取引に関連する米国連邦裁判所集団訴訟を解決した。一部の集団訴訟の参加者はこの和解には応じず、米国及び英国の裁判所において、UBS及び他の銀行に対し、米国及び欧州の独占禁止法違反及び不当利得を行ったものとして、個別の訴訟を提起している。

2015年に、自己使用を目的として外貨を被告及び申し立てられた共謀者から直接購入した米国の個人及び企業を代表した1件の推定集団訴訟が、UBS及び他の多くの銀行に対して、連邦裁判所に提起された。2017年3月に、裁判所はUBS（及び他行）の訴状棄却の申立てを認めた。原告は、2017年8月に修正訴状を提出した。2018年3月に、裁判所は被告の修正訴状却下の申立てを退けた。

2017年に、米国で被告又はその共謀者から為替商品を間接的に購入した個人及び企業を代表した2件の推定集団訴訟が、UBS及び他の多くの銀行に対して、ニューヨーク州連邦裁判所に提起され、2017年6月に併合訴状が提出された。2018年3月に、裁判所は当該併合訴状を却下した。2018年10月に、裁判所は原告が修正訴状提出の許可を求める申立てを認めた。UBS及び他の銀行11行は、合計10百万米ドルで集団訴訟を和解することについて、原告と合意に達した。和解は裁判所の承認が条件である。

LIBOR及びその他の基準金利に関連する規制上の問題：SEC、CFTC、DOJ、FCA、英国重大不正捜査局、シンガポール通貨監督庁、香港金融管理局、FINMA、米国における様々な州司法長官、及び様々な管轄区域における競争当局を含む多くの政府機関が、一定の時点のLIBOR及び他の基準金利を操作するUBSの不適切な試みに係る調査をこれまで実施している。UBSは、基準金利に関連して、捜査当局との和解に至ったか、あるいはその捜査が終了した。UBSは、解決の当事者である当局に協力し、基準金利の呈示に関する特定の救済措置を行う継続的な義務を負っている。UBSは、特定のレートに関する反トラスト法又は競争法の違反の可能性に関連して、DOJの反トラスト局及びスイス競争委員会（以下「WEKO」という。）を含む一定の管轄区域の当局から条件付の制裁措置の減免又は条件付の免責が認められた。ただし、WEKOの事務局はUBSが完全免責の資格を満たしていないと主張していることから、UBSはWEKOと最終的な和解に至っていない。

LIBOR及びその他の基準金利に関連する民事訴訟：特定の基準金利に基づくデリバティブ取引を行なった当事者を代表した多くの推定集団訴訟及びその他の訴訟が、UBS及び多くの他の銀行に対して、ニューヨークの連邦裁判所において係属中である。さらに、変動利付モーゲージ、優先証券及び債券、担保差入債券、貸出金、預金勘定、投資及びその他の利付商品を含む、LIBOR及び他の基準金利に金利が連動する様々な商品に関連した損失を主張する複数の訴訟も米国及び他の管轄区域で係属中である。これらの申立ては、様々な方法による、いくつかの基準金利（米ドルLIBOR、ユーロ円TIBOR、日本円LIBOR、EURIBOR、スイス・フランLIBOR、英ポンドLIBOR、シンガポール・ドルSIBOR及びシンガポール・ドルSOR、オーストラリアBBSWなどを含む。）の操作について主張しており、様々な法理論に基づいて金額未定の補償的損害賠償及び他の損害賠償を求めている。

米国における米ドルLIBORに関連する集団訴訟及び個別訴訟：2013年及び2015年に、米ドルLIBOR訴訟の地方裁判所は、特定の原告の反トラスト法及び連邦恐喝防止法に係る請求、並びにCEA及び州の判例法に基づく請求の全部又は一部を却下した。第2巡回区は反トラスト法に係る請求を退けた地方裁判所の判決を無効としたが、地方裁判所はUBSに対する反トラスト法に係る請求を2016年に再度却下した。一部の原告は、当該判決を不服として第2巡回区に上訴した。これとは別に、2018年に、第2巡回区は、一部の個人の原告の請求を退けた地方裁判所の2015年の判決を一部破棄し、これら訴訟のうち一部は現在係争中である。UBSは2016年に、米ドルLIBORの集団訴訟を解決するために債券保有者集団の代表者と和解合意に至った。当該和解合意は予備承認を得ているが、依然として最終承認を条件とする。2018年に、地方裁判所は、UBSに対して行われている請求に係る米ドル集団訴訟の集団認定を求める原告の申立てを却下したが、原告はかかる判決を不服として第2巡回区に上訴する許可を求めている。2018年7月に、第2巡回区は米ドルの貸手集団による上訴の申立てを却下し、2018年11月に、米ドル為替の集団の申立てを却下した。2019年12月に、UBSは、米ドルLIBORの集団訴訟を解決するために米ドルの貸手集団の代表者と和解合意に至った。当該和解合意は裁判所の最終承認を得ている。2019年1月に、2014年2月1日から米ドルLIBOR商品を被告銀行と直接取引を行った米国の居住者を代表した推定集団訴訟が、UBS及び他の多くの銀行に対して、米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所に提起された。訴状は、反トラスト及び不当利得返還を主張している。2019年8月に、被告は訴訟の棄却を申し立てた。2020年3月26日、裁判所は被告による訴訟の棄却申立てを全面的に認めた。原告は当該棄却を上訴した。

米国におけるその他の基準金利に関する集団訴訟：2014年に、1件のユーロ円TIBOR訴訟の裁判所は、当事者適格を欠くとして、連邦反トラスト法に基づく請求を含む、原告の請求の一部を却下した。2015年に、同裁判所は、同一の理由で連邦恐喝防止法に基づく原告の請求を却下し、連邦反トラスト法に基づきUBSに対して行った原告の請求に対する以前の却下を支持した。2017年に、裁判所は、スイス・フランLIBORの訴訟の裁判所と同様に、当事者適格を欠くとして、別の円LIBOR / ユーロ円TIBORの訴訟も全面的に却下した。さらに2017年に、EURIBOR訴訟の裁判所は、人的管轄権がないことを理由に、UBS及び他の海外の一部被告に関する訴訟を却下した。別の円LIBOR、ユーロ円TIBOR及びEURIBOR訴訟の原告は、当該却下について上訴した。2020年4月に、控訴裁判所は、円LIBOR / ユーロ円TIBORの申立ての棄却を覆した。EURIBOR訴訟は引き続き上訴中である。2018年10月に、SIBOR / SOR訴訟の裁判所は、原告のUBSに対する請求以外を却下した。これらの却下判決を受け、スイス・フランLIBOR及びSIBOR / SOR訴訟の原告は修正訴状を提出し、裁判所は再度の棄却申立てを2019年7月（SIBOR / SOR）及び2019年9月（スイス・フランLIBOR）に認めた。両訴訟の原告は控訴の申立てを行った。2018年11月に、BBSW訴訟の裁判所は、人的管轄権がないことを理由に、UBS及び他の海外の一部被告に関する訴訟を却下した。却下を受け、BBSW訴訟の原告は、2019年4月に修正訴状を提起し、修正訴状に名前を挙げられ

たUBS及び他の被告は棄却を申し立てた。2020年2月に、BBSW訴訟の裁判所は被告による修正訴状の棄却申立ての一部を認め、一部は却下した。裁判所は、2019年8月に英ポンドLIBOR訴訟を却下したが、原告は2019年9月に当該却下を上訴した。

国債：2007年以降の米国債市場の参加者を代表して、UBS及び他の銀行に対し、推定集団訴訟が2015年より米国連邦裁判所に提起されている。2017年に、併合訴状が米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所に提出された。当該訴状は、これらの銀行がオークション及び流通市場で販売された米国債に関して共謀し、その価格を操作したと申立てており、反トラスト法及び不当利得に対する請求を主張している。当該併合訴状の却下を求める被告の申立中である。欧州の国債及びその他の国債に関して、同様の集団訴訟が提起された。

UBS、また報道によれば他の銀行は、様々な当局からの国債の取引実務に関する調査及び情報提供の要請に対応している。現時点までの自己評価では、UBSは適切な措置を講じている。

政府支援企業債：2019年2月から、UBS及び他の銀行に対する集団訴訟が、政府支援企業（以下「GSE」という。）債の取引を行った原告を代表して米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所に提起された。2009年1月1日から2016年1月1日までの間のGSE債の取引に談合が行われたと主張する統合訴状が提起された。2019年12月に、UBS及び他11社の被告は、集団訴訟を合計250百万米ドルで和解することに合意した。当該和解は、裁判所の承認を必要とする。

上記の和解及び命令に含まれていない追加の問題及び管轄区域に関して、2020年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る（又は下回る）ことがある。

6 スイスにおける手数料返還

2012年にスイス連邦最高裁判所は、UBSに対するテスト・ケースにおいて、第三者及びグループ会社の投資信託及び仕組商品の販売に関してある会社に支払われた販売手数料は、有効な権利放棄がない限り、その会社と投資一任契約を締結している顧客に対して開示され、返還されなければならないという判決を下した。

FINMAは、最高裁判所の判決に対応して、スイスの全銀行に監督者覚書を発行した。UBSは、FINMAの要求事項を満たしており、影響を受ける可能性のある全顧客に通知した。

最高裁判所の判決により、多数の顧客がUBSに手数料の開示及び返還を請求しており、引き続き請求する可能性がある。顧客の請求は1件ごとに検討されている。これらの検討に当たり考慮される事項には、特に、投資一任契約の存在及び販売手数料に関する有効な権利放棄が顧客への文書に含まれているか否かがある。

この項目6に記載された問題に関して、2020年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考える金額の引当金が反映されている。最終的なエクスポージャーは、顧客の請求及びその解決、予測及び評価が困難である要素により決定する。このため、当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

注記16 保証、コミットメント及び先日付スタートの取引

以下の表は、保証、コミットメント及び先日付スタートの取引の取消不能金額の上限を表している。

	総額		総額合計	サブ・パーティシ ペーション	純額
	公正価値で 測定	公正価値で 測定されない			
2020年6月30日現在 単位：百万米ドル					
保証合計	963	16,313	17,275	(2,627)	14,648
貸出コミットメント	7,390	39,651	47,042	(782)	46,259
先日付スタートの取引 ⁽¹⁾					
リバース・レボ契約	37,327	2,206	39,533		
有価証券借入契約		4	4		
レボ契約	43,367	2,172	45,539		
2020年3月31日現在 単位：百万米ドル					
保証合計	969	17,830	18,800	(2,634)	16,166
貸出コミットメント	13,514	28,334	41,848	(817)	41,031
先日付スタートの取引 ⁽¹⁾					
リバース・レボ契約	41,161	5,113	46,275		
有価証券借入契約		9	9		
レボ契約	31,293	1,221	32,515		
2019年12月31日現在 単位：百万米ドル					
保証合計	986	18,142	19,128	(2,646)	16,482
貸出コミットメント	6,308	27,547	33,856	(787)	33,069
先日付スタートの取引 ⁽¹⁾					
リバース・レボ契約	20,284	1,657	21,941		
レボ契約	7,740	408	8,148		

(1) UBS又は取引相手先のいずれかによって将来に支払われる予定の現金。

注記17 為替換算レート

以下の表は、米ドル以外の機能通貨建てのUBS AGの営業活動体に係る財務情報を米ドルに換算するために使われた主要な為替レートである。

	期末為替レート				平均レート ⁽¹⁾				
	2020年6月 30日現在	2020年3月 31日現在	2019年12月 31日現在	2019年6月 30日現在	2020年6月 30日終了 四半期	2020年3月 31日終了 四半期	2019年6月 30日終了 四半期	2020年6月 30日累計 期間	2019年6月 30日累計 期間
1 スイス・フラン	1.06	1.04	1.03	1.02	1.04	1.04	1.00	1.04	1.00
1 ユーロ	1.12	1.10	1.12	1.14	1.11	1.10	1.13	1.11	1.13
1 英ポンド	1.24	1.24	1.32	1.27	1.24	1.28	1.28	1.26	1.30
100円	0.93	0.93	0.92	0.93	0.93	0.93	0.92	0.93	0.91

⁽¹⁾ 米ドル以外を機能通貨としている営業活動体の月次の損益計算書項目は、月末の為替レートで米ドルに換算されている。開示されている四半期平均レートは、同じ機能通貨を使用しているUBS AGの全ての営業活動体における毎月の収益及び費用の総額に応じて加重した3ヶ月間の月末の為替レートの平均を表す。個々の事業部門の加重平均レートは、UBS AGの加重平均レートから乖離している場合がある。

注記18 SEC規則に基づき義務付けられた保証会社の補足情報

UBSスイスAGの連帯債務

2015年度に、スイスで記帳されたパーソナル&コーポレート・バンキング事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門は、スイス合併法に準拠した資産譲渡によりUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された。資産譲渡契約の条件に従い、UBSスイスAGは、資産譲渡日に存在するUBS AGの契約上の債務（UBS AGが発行した特定の登録負債性証券の完全かつ無条件の保証を含む。）に対する連帯責任を引き受けた。この連帯債務を反映するため、UBSスイスAGは、連帯保証人である子会社として独立した列項目に表示されている。

UBS AGの契約上の債務に係るUBSスイスAGの連帯債務は、2020年度上半期に60億米ドル減少し、2020年6月30日現在、110億米ドルとなった。この減少は主に公正価値での測定を指定された社債の変動によるものである。

保証会社の補足連結損益計算書

単位：百万米ドル					
2020年6月30日に終了した6ヶ月間	UBS AG (個別) ⁽¹⁾	UBSスイス AG(個別) ⁽¹⁾	その他の 子会社 ⁽²⁾	相殺消去処理	UBS AG(連結)
営業収益					
償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息	1,813	1,821	1,439	(481)	4,591
償却原価で測定される金融商品に係る支払利息	(2,152)	(258)	(759)	651	(2,519)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息純額	507	83	175	(149)	616
受取利息純額	169	1,645	854	20	2,689
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額	2,570	435	386	329	3,719
信用損失（費用）/ 戻入	(239)	(218)	(83)	0	(540)
受取報酬及び手数料	1,855	2,293	6,581	(518)	10,211
支払報酬及び手数料	(307)	(454)	(623)	509	(875)
受取報酬及び手数料純額	1,548	1,839	5,958	(8)	9,336
その他の収益	2,207	135	831	(2,857)	317
営業収益合計	6,255	3,836	7,947	(2,517)	15,521
営業費用					
人件費	1,713	1,027	4,651	0	7,391
一般管理費	1,619	1,568	1,983	(1,210)	3,960
有形固定資産及びソフトウェア減価償却費及び減損	430	122	320	(57)	814
のれん及び無形資産の償却費及び減損	2	0	30	0	32
営業費用合計	3,764	2,716	6,983	(1,267)	12,197
税引前営業利益 / (損失)	2,490	1,120	964	(1,250)	3,324
税金費用 / (税務上の便益)	138	215	266	83	703
当期純利益 / (損失)	2,352	904	698	(1,333)	2,621
非支配株主持分に帰属する当期純利益 / (損失)	0	0	6	0	6
株主に帰属する当期純利益 / (損失)	2,352	904	691	(1,333)	2,615

(1) UBS AG（個別）及びUBSスイスAG（個別）として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。(2) 「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE及びUBSアセット・マネジメントAGに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれる。

保証会社の補足連結包括利益計算書

単位：百万米ドル					
2020年6月30日に終了した6ヶ月間	UBS AG (個別) ⁽¹⁾	UBSスイス AG(個別) ⁽¹⁾	その他の 子会社 ⁽²⁾	相殺消去処理	UBS AG(連結)
株主に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	2,352	904	691	(1,333)	2,615
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益					
為替換算調整、税効果後	7	278	(111)	(72)	103
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、税効果後	0	0	149	0	149
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後	1,348	84	176	(8)	1,600
ヘッジのコスト、税効果後	9	0	(13)	0	(4)
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益合計、税効果後	1,364	362	201	(80)	1,847
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益					
確定給付制度、税効果後	(131)	(97)	(42)	0	(270)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用、税効果後	62				62
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益合計、税効果後	(69)	(97)	(42)	0	(208)
その他の包括利益合計	1,295	265	160	(80)	1,639
株主に帰属する包括利益合計	3,647	1,169	851	(1,413)	4,254
非支配株主持分に帰属する包括利益合計			3		3
包括利益合計	3,647	1,169	854	(1,413)	4,256

⁽¹⁾ UBS AG (個別) 及びUBSスイスAG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。⁽²⁾ 「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE及びUBSアセット・マネジメントAGに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれる。

保証会社の補足連結貸借対照表

単位：百万米ドル					
2020年 6 月30日現在	UBS AG (個別) ⁽¹⁾	UBSスイス AG(個別) ⁽¹⁾	その他の 子会社 ⁽²⁾	相殺消去処理	UBS AG(連結)
資産					
現金及び中央銀行預け金	51,258	77,212	21,078		149,549
銀行貸出金及び前渡金	36,886	6,357	20,183	(47,882)	15,544
有価証券ファイナンス取引による債権	60,577	2,024	49,286	(26,617)	85,271
デリバティブに係る差入担保金	29,262	1,176	11,311	(10,903)	30,846
顧客貸出金及び前渡金	95,491	208,911	64,068	(22,687)	345,783
償却原価で測定されるその他の金融資産	8,856	8,283	12,555	(2,370)	27,324
償却原価で測定される金融資産合計	282,331	303,964	178,481	(110,458)	654,318
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	83,227	195	17,219	(2,486)	98,155
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある差入担保資産	42,186	0	7,914	(11,595)	38,505
デリバティブ金融商品	145,995	5,482	44,302	(43,769)	152,010
ブローカレッジ債権	13,134		6,716	(1)	19,848
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	53,515	12,720	47,101	(19,326)	94,010
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計	295,872	18,396	115,338	(65,582)	364,023
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	162		8,462		8,624
子会社及び関連会社投資	52,355	30	46	(51,377)	1,054
有形固定資産及びソフトウェア	7,113	1,252	3,841	(316)	11,889
のれん及び無形資産	220		6,160	35	6,414
繰延税金資産	588		8,676		9,263
その他の非金融資産	5,159	2,016	836	(162)	7,849
資産合計	643,798	325,658	321,839	(227,860)	1,063,435
負債					
銀行預り金	50,545	31,811	43,107	(113,053)	12,410
有価証券ファイナンス取引による債務	15,041	687	23,023	(26,732)	12,019
デリバティブに係る受入担保金	35,569	136	12,011	(10,833)	36,883
顧客預金	86,983	260,966	97,899	31,296	477,145
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達 ⁽³⁾	49,701				49,701
償却原価で測定される社債	68,459	8,801	4	(78)	77,186
償却原価で測定されるその他の金融負債	5,148	2,807	5,013	(2,865)	10,103
償却原価で測定される金融負債合計	311,446	305,208	181,057	(122,265)	675,446
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	29,709	648	6,373	(2,303)	34,426
デリバティブ金融商品	146,606	5,058	44,373	(43,757)	152,280
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	24,854		15,401	(7)	40,248
公正価値での測定を指定された社債	56,866		817	(40)	57,644
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	14,430		32,789	(8,088)	39,131
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計	272,464	5,706	99,753	(54,194)	323,729
引当金	1,145	270	1,166	(17)	2,564

その他の非金融負債	1,877	906	3,217	106	6,106
負債合計	586,933	312,090	285,194	(176,370)	1,007,847
株主に帰属する持分	56,865	13,568	36,473	(51,490)	55,416
非支配株主持分に帰属する持分			173		173
資本合計	56,865	13,568	36,645	(51,490)	55,589
負債及び資本合計	643,798	325,658	321,839	(227,860)	1,063,435

⁽¹⁾ UBS AG（個別）及びUBSスイスAG（個別）として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。⁽²⁾ 「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE及びUBSアセット・マネジメントAGに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれる。⁽³⁾ UBSグループAGからUBS AGへの資金調達を表している。

保証会社の補足連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万米ドル				
2020年6月30日に終了した6ヶ月間	UBS AG ⁽¹⁾	UBSスイスAG ⁽¹⁾	その他の子会社 ⁽¹⁾	UBS AG(連結)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	7,484	16,765	16,811	41,060
投資活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)				
子会社、関連会社及び無形資産取得	0	(1)	0	(1)
子会社、関連会社及び無形資産処分	14	0	0	14
有形固定資産及びソフトウェア購入	(277)	(139)	(309)	(725)
有形固定資産及びソフトウェア処分	1	0	3	4
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の購入	(77)	0	(4,055)	(4,132)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分及び償還	27	0	1,917	1,944
償却原価で測定される負債性証券の(購入)／償還純額	(3,126)	(373)	(1,318)	(4,817)
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	(3,437)	(513)	(3,762)	(7,713)
財務活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)				
短期借入債務発行／(償還)純額	14,916	(3)	(1)	14,912
UBS株式に係る分配金の支払	(2,550)	0	0	(2,550)
リース負債の返済	(133)	0	(129)	(262)
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務発行	43,013	336	68	43,417
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務償還	(44,520)	(306)	(62)	(44,887)
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達 ⁽²⁾	1,334	0	0	1,334
非支配株主持分の変動純額	0	0	(4)	(4)
グループ内の資本取引及び配当に係る活動純額	1,513	(749)	(763)	0
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	13,573	(723)	(890)	11,960
キャッシュ・フロー合計				
現金及び現金同等物期首残高	39,598	62,551	17,655	119,804
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	17,620	15,529	12,160	45,308

現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	48	1,549	(30)	1,567
現金及び現金同等物期末残高⁽³⁾	57,266	79,629	29,784	166,679
内、現金及び中央銀行預け金	51,139	77,212	21,078	149,430
内、銀行貸出金及び前渡金	4,492	1,979	7,867	14,339
内、マネー・マーケット・ペーパー	1,635	437	839	2,911

⁽¹⁾ キャッシュ・フローは、グループ内の資本取引及び配当に係る活動純額を除き、一般的に、UBS AG（連結）の観点から見た第三者の見解を表している。⁽²⁾ UBSグループAGからUBS AGへの資金調達を表している。⁽³⁾ 当初の満期が3ヶ月以内の残高から成る。5,393百万米ドルの現金及び現金同等物が制限付きである。

保証会社の補足連結損益計算書

単位：百万米ドル					
2019年6月30日に終了した6ヶ月間	UBS AG (個別) ^{(1)、(2)}	UBSスイス AG(個別) ⁽¹⁾	その他の 子会社 ⁽³⁾	相殺消去処理	UBS AG(連結)
営業収益					
償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息	2,517	2,098	1,923	(1,109)	5,429
償却原価で測定される金融商品に係る支払利息	(3,542)	(396)	(1,263)	1,303	(3,898)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る受取利息純額	676	(155)	225	(172)	573
受取利息純額	(349)	1,547	885	21	2,104
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係るその他の収益純額	2,936	500	630	(195)	3,872
信用損失(費用) / 戻入	(63)	21	(8)	18	(33)
受取報酬及び手数料	1,693	2,176	6,118	(515)	9,474
支払報酬及び手数料	(357)	(419)	(574)	508	(842)
受取報酬及び手数料純額	1,337 ⁽⁴⁾	1,758 ⁽⁴⁾	5,544	(7)	8,631
その他の収益	3,550	117	902	(4,169)	400
営業収益合計	7,411	3,942	7,954	(4,331)	14,975
営業費用					
人件費	1,724	1,000	4,309	6	7,040
一般管理費	1,644	1,590	2,153	(1,357)	4,030
有形固定資産及びソフトウェア減価償却費及び減損	418	109	287	(52)	761
のれん及び無形資産の償却費及び減損	3	0	31	0	33
営業費用合計	3,789	2,698	6,780	(1,402)	11,864
税引前営業利益 / (損失)	3,622	1,244	1,174	(2,929)	3,110
税金費用 / (税務上の便益)	171	264	316	(15)	736
当期純利益 / (損失)	3,451	980	858	(2,914)	2,374
非支配株主持分に帰属する当期純利益 / (損失)	0	0	(1)	0	(1)
株主に帰属する当期純利益 / (損失)	3,451	980	859	(2,914)	2,375

⁽¹⁾ UBS AG (個別) 及びUBSスイスAG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。⁽²⁾ 2020年度第2四半期より、UBS AGは、関連会社投資に関して持分法による会計処理を行い、減損控除後の取得原価で計上しなくなった。新たな測定方針により、UBS AGの関連会社投資の価値に関するより適切な情報が得られることになる。当該変更を過去の全ての期間に対し遡及適用したことにより、2019年6月30日に終了した6ヶ月間の株主に帰属する当期純利益は72百万米ドル減少し、ほぼ全てがその他の収益に反映された。⁽³⁾ 「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE及びUBSアセット・マネジメントAGに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれる。⁽⁴⁾ スイスで記帳されていたグローバル・ウェルス・マネジメントの国際的な事業の実質的所有権の一部を、2019年度にUBSスイスAGからUBS AGへ譲渡した影響が含まれる。詳細については、2019年12月31日終了年度のUBS AGの個別財務書類及び規制情報の「UBS AGの個別財務書類」のセクション（訳者注：原文の「UBS AG standalone financial statements」のセクション）における「注記25 組織変更及び比較可能性に影響を与えるその他の事象」を参照。

保証会社の補足連結包括利益計算書

単位：百万米ドル					
	UBS AG (個別) ^{(1)、(2)}	UBSスイス AG(個別) ⁽¹⁾	その他の 子会社 ⁽³⁾	相殺消去処理	UBS AG(連結)
2019年6月30日に終了した6ヶ月間					
株主に帰属する包括利益					
当期純利益 / (損失)	3,451	980	859	(2,914)	2,375
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益					
為替換算調整、税効果後	(7)	33	14	(1)	39
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される 金融資産、税効果後	5	0	123	0	128
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後	855	229	156	(7)	1,232
損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益合計、税効果後	852	261	293	(8)	1,398
損益計算書に振り替えられないことのないその他の 包括利益					
確定給付制度、税効果後	(104)	(11)	(50)	0	(165)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の 信用、税効果後	(246)				(246)
損益計算書に振り替えられないことのないその他の 包括利益合計、税効果後	(350)	(11)	(50)	0	(411)
その他の包括利益合計	503	251	243	(8)	988
株主に帰属する包括利益合計	3,953	1,231	1,102	(2,922)	3,363
非支配株主持分に帰属する包括利益合計			(3)		(3)
包括利益合計	3,953	1,231	1,099	(2,922)	3,360

⁽¹⁾ UBS AG (個別) 及びUBSスイスAG (個別) として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。⁽²⁾ 2020年度第2四半期より、UBS AGは、関連会社投資に関して持分法による会計処理を行い、減損控除後の取得原価で計上しなくなった。新たな測定方針により、UBS AGの関連会社投資の価値に関するより適切な情報が得られることになる。当該変更を過去の全ての期間に対し遡及適用したことにより、2019年6月30日に終了した6ヶ月間の株主に帰属する包括利益合計は74百万米ドル減少し、株主に帰属する当期純利益の72百万米ドルの減少及び株主に帰属するその他の包括利益合計の2百万米ドルの減少を反映している。⁽³⁾ 「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE及びUBSアセット・マネジメントAGに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれる。

保証会社の補足連結貸借対照表

単位：百万米ドル					
2019年12月31日現在	UBS AG (個別) ^{(1)、(2)}	UBSスイス AG(個別) ⁽¹⁾	その他の 子会社 ⁽³⁾	相殺消去処理	UBS AG(連結)
資産					
現金及び中央銀行預け金	36,386	60,926	9,756		107,068
銀行貸出金及び前渡金	32,888	7,992	17,430	(45,931)	12,379
有価証券ファイナンス取引による債権	56,946	12,536	42,534	(27,771)	84,245
デリバティブに係る差入担保金	22,830	990	8,508	(9,038)	23,289
顧客貸出金及び前渡金	88,386	193,543	63,676	(17,612)	327,992
償却原価で測定されるその他の金融資産	5,723	8,168	11,448	(2,327)	23,012
償却原価で測定される金融資産合計	243,159	284,154	153,351	(102,679)	577,985
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融資産	113,802	53	15,320	(1,479)	127,695
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある差入担保資産	58,599	0	5,386	(22,701)	41,285
デリバティブ金融商品	118,708	4,251	29,782	(30,899)	121,843
ブローカレッジ債権	11,453		6,556	(1)	18,007
公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産	49,525	6,701	41,908	(14,498)	83,636
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産合計	293,488	11,004	93,565	(46,877)	351,181
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	176		6,169		6,345
子会社及び関連会社投資	52,140	28	39	(51,156)	1,051
有形固定資産及びソフトウェア	7,318	1,144	3,749	(385)	11,826
のれん及び無形資産	222		6,212	35	6,469
繰延税金資産	618	0	8,895		9,513
その他の非金融資産	5,060	1,770	857	(140)	7,547
資産合計	602,181	298,101	272,837	(201,202)	971,916
負債					
銀行預り金	55,738	28,240	35,773	(113,181)	6,570
有価証券ファイナンス取引による債務	21,326	565	13,583	(27,696)	7,778
デリバティブに係る受入担保金	30,571	98	9,773	(9,027)	31,416
顧客預金	85,954	239,226	86,550	38,861	450,591
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達 ⁽⁴⁾	47,866				47,866
償却原価で測定される社債	54,317	8,583	5	(70)	62,835
償却原価で測定されるその他の金融負債	5,347	2,666	5,204	(2,844)	10,373
償却原価で測定される金融負債合計	301,119	279,379	150,888	(113,956)	617,429
公正価値で測定されるトレーディング目的保有金融負債	25,292	383	6,233	(1,317)	30,591
デリバティブ金融商品	117,597	4,046	30,089	(30,852)	120,880
公正価値での測定を指定されたブローカレッジ債務	25,358		11,877	(3)	37,233
公正価値での測定を指定された社債	65,677		952	(38)	66,592
公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	8,571		31,031	(3,445)	36,157
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債合計	242,495	4,429	80,184	(35,655)	291,452
引当金	1,101	196	1,641		2,938

その他の非金融負債	1,657	931	3,559	21	6,168
負債合計	546,372	284,936	236,271	(149,591)	917,988
株主に帰属する持分	55,808	13,165	36,391	(51,611)	53,754
非支配株主持分に帰属する持分			174		174
資本合計	55,808	13,165	36,566	(51,611)	53,928
負債及び資本合計	602,181	298,101	272,837	(201,202)	971,916

⁽¹⁾ UBS AG（個別）及びUBSスイスAG（個別）として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。⁽²⁾ 2020年度第2四半期より、UBS AGは、関連会社投資に関して持分法による会計処理を行い、減損控除後の取得原価で計上しなくなった。新たな測定方針により、UBS AGの関連会社投資の価値に関するより適切な情報が得られることになる。当該変更を過去の全ての期間に對し遡及適用したことにより、2019年12月31日現在の子会社及び関連会社投資は929百万米ドル増加し、2019年12月31日現在の株主に帰属する持分は914百万米ドル増加した。⁽³⁾ 「その他の子会社」の列には、重要なサブ・グループであるUBSアメリカズ・ホールディング・エルエルシー、UBSヨーロッパSE、UBSアセット・マネジメントAGに係る連結情報、並びにその他の子会社に係る単体情報が含まれる。⁽⁴⁾ UBSグループAGからUBS AGへの資金調達を表している。

保証会社の補足連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万米ドル				
2019年6月30日に終了した6ヶ月間	UBS AG ⁽¹⁾	UBSスイスAG ⁽¹⁾	その他の子会社 ⁽¹⁾	UBS AG(連結)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)⁽²⁾	11,822	(2,064)	(8,546)	1,213
投資活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)				
子会社、関連会社及び無形資産取得	(5)	0	0	(5)
子会社、関連会社及び無形資産処分	100	0	0	100
有形固定資産及びソフトウェア購入	(319)	(91)	(280)	(690)
有形固定資産及びソフトウェア処分	8	0	0	8
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の購入	3	0	(1,760)	(1,757)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の処分及び償還	0	0	1,160	1,160
償却原価で測定される負債性証券の(購入)/償還純額	1	596	55	653
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	(212)	505	(823)	(531)
財務活動によるキャッシュ・フロー収入/(支出)				
短期借入債務発行/(償還)純額	(14,244)	(3)	(1)	(14,248)
UBS株式に係る分配金の支払	(3,250)	0	0	(3,250)
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務発行	27,968	467	57	28,491
公正価値での測定を指定された社債を含む長期借入債務償還	(25,552)	(378)	(1)	(25,931)
UBSグループAG及びその子会社からの資金調達 ⁽³⁾	2,980	0	0	2,980
非支配株主持分の変動純額	0	0	(6)	(6)
グループ内の資本取引及び配当に係る活動純額	2,437	(2,055)	(382)	0
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	(9,663)	(1,969)	(333)	(11,964)
キャッシュ・フロー合計				
現金及び現金同等物期首残高	42,895	54,757	28,201	125,853

営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー 収入 / (支出)	1,947	(3,528)	(9,702)	(11,283)
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	531	218	(137)	613
現金及び現金同等物期末残高⁽⁴⁾	45,373	51,448	18,362	115,183
内、現金及び中央銀行預け金	40,235	49,707	11,399	101,341
内、銀行貸出金及び前渡金	3,892	1,589	6,394	11,874
内、マネー・マーケット・ペーパー	1,246	152	570	1,968

⁽¹⁾ キャッシュ・フローは、グループ内の資本取引及び配当に係る活動純額を除き、一般的に、UBS AG（連結）の観点から見た第三者の見解を表している。⁽²⁾ 2019年において、リース負債の元本部分に係る現金支払額は、営業活動に分類されており、公正価値で測定されるトレーディング目的保有でない金融資産、その他の金融資産及びその他の金融負債の下に記載されていた。⁽³⁾ UBSグループ・ファンディング（スイス）AGからUBS AGへの資金調達を表している。⁽⁴⁾ 当初の満期が3ヶ月以内の残高から成る。3,161百万米ドルの現金及び現金同等物が制限付きである。

[次へ](#)

UBS AG個別財務情報

損益計算書

	百万米ドル				
	終了四半期			累計期間	
	2020年 6 月30日	2020年 3 月31日	2019年 6 月30日	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
受取利息及び割引料 ⁽¹⁾	1,137	1,482	1,977	2,619	3,971
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息 及び受取配当金	522	670	702	1,192	1,332
金融投資からの受取利息及び受取配当金	76	93	119	169	243
支払利息 ⁽²⁾	(1,658)	(1,820)	(3,349)	(3,478)	(5,953)
受取利息総額	76	425	(551)	501	(407)
信用損失(費用) / 戻入	(23)	(97)	(46)	(121)	(53)
受取利息純額	53	328	(598)	381	(460)
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料 並びにその他の受取報酬及び手数料	844	947	890	1,791	1,636
与関連報酬及び手数料	47	76	35	122	64
支払報酬及び手数料	(145)	(162)	(158)	(307)	(357)
受取報酬及び手数料純額	746	860	767	1,606	1,344
トレーディング収益純額	1,279	1,160	1,583	2,439	2,587
子会社及びその他の持分投資からの受取配当金	1,317	285	2,660	1,602	2,731
保有不動産からの収益	130	126	134	256	279
その他の経常収益	323	357	422	681	838
その他の経常費用	(90)	(103)	(129)	(193)	(242)
経常活動からのその他の収益	1,680	666	3,087	2,346	3,605
営業収益合計	3,757	3,014	4,839	6,771	7,076
人件費	1,297	565	812	1,862	1,823
一般管理費	833	893	868	1,726	1,779
営業費用小計	2,130	1,459	1,679	3,588	3,601
子会社及びその他の持分投資の減損	(26)	112	18	86	96
有形固定資産、ソフトウェア及び無形資産の 減価償却費、償却費及び減損	175	175	182	350	352
引当金の変動及び損失	7	9	(65)	15	(34)
営業費用合計	2,286	1,754	1,815	4,040	4,015
営業利益	1,471	1,260	3,025	2,731	3,062
特別利益	65	32	29	98	116
税金費用 / (税務上の便益)	112	70	56	182	125
当期純利益 / (損失)	1,424	1,223	2,997	2,647	3,052

	百万スイス・フラン				
	終了四半期			累計期間	
	2020年 6 月30日	2020年 3 月31日	2019年 6 月30日	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
受取利息及び割引料 ⁽¹⁾	1,091	1,427	1,974	2,518	3,960
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息 及び受取配当金	499	646	698	1,145	1,327
金融投資からの受取利息及び受取配当金	72	90	119	162	242
支払利息 ⁽²⁾	(1,591)	(1,753)	(3,352)	(3,344)	(5,946)
受取利息総額	71	410	(561)	481	(417)
信用損失(費用) / 戻入	(22)	(94)	(45)	(116)	(52)
受取利息純額	49	316	(607)	365	(468)
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料 並びにその他の受取報酬及び手数料	808	912	893	1,720	1,636
与信関連報酬及び手数料	45	73	35	118	64
支払報酬及び手数料	(139)	(156)	(158)	(295)	(356)
受取報酬及び手数料純額	714	829	770	1,542	1,345
トレーディング収益純額	1,225	1,118	1,600	2,343	2,597
子会社及びその他の持分投資からの受取配当金	1,266	275	2,700	1,541	2,771
保有不動産からの収益	124	122	134	246	279
その他の経常収益	310	344	421	654	836
その他の経常費用	(86)	(99)	(129)	(185)	(242)
経常活動からのその他の収益	1,614	642	3,127	2,256	3,643
営業収益合計	3,601	2,905	4,890	6,506	7,116
人件費	1,244	545	811	1,789	1,818
一般管理費	798	861	867	1,659	1,775
営業費用小計	2,042	1,405	1,678	3,448	3,593
子会社及びその他の持分投資の減損	(23)	108	18	84	95
有形固定資産、ソフトウェア及び無形資産の 減価償却費、償却費及び減損	168	168	182	336	351
引当金の変動及び損失	6	8	(66)	15	(34)
営業費用合計	2,193	1,690	1,812	3,883	4,004
営業利益	1,408	1,214	3,077	2,623	3,112
特別利益	63	31	28	94	115
税金費用 / (税務上の便益)	107	67	56	174	125
当期純利益 / (損失)	1,364	1,178	3,049	2,542	3,102

⁽¹⁾ 受取利息及び割引料には、2020年 6 月30日、2020年 3 月31日及び2019年 6 月30日に終了した四半期の金融資産に係るマイナスの受取利息89百万米ドル(85百万スイス・フラン)、68百万米ドル(65百万スイス・フラン)及び108百万米ドル(108百万スイス・フラン)がそれぞれ含まれている。⁽²⁾ 2020年 6 月30日、2020年 3 月31日及び2019年 6 月30日に終了した四半期の金融負債に係るマイナスの支払利息64百万米ドル(62百万スイス・フラン)、59百万米ドル(57百万スイス・フラン)及び74百万米ドル(74百万スイス・フラン)がそれぞれ含まれている。

損益計算書（続き）

億円（米ドルからの換算値）					
	終了四半期			累計期間	
	2020年 6 月30日	2020年 3 月31日	2019年 6 月30日	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
受取利息及び割引料 ⁽¹⁾	1,204	1,569	2,093	2,773	4,205
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息 及び受取配当金	553	709	743	1,262	1,410
金融投資からの受取利息及び受取配当金	80	98	126	179	257
支払利息 ⁽²⁾	(1,756)	(1,927)	(3,546)	(3,683)	(6,304)
受取利息総額	80	450	(583)	531	(431)
信用損失(費用) / 戻入	(24)	(103)	(49)	(128)	(56)
受取利息純額	56	347	(633)	403	(487)
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料 並びにその他の受取報酬及び手数料	894	1,003	942	1,896	1,732
与信関連報酬及び手数料	50	80	37	129	68
支払報酬及び手数料	(154)	(172)	(167)	(325)	(378)
受取報酬及び手数料純額	790	911	812	1,701	1,423
トレーディング収益純額	1,354	1,228	1,676	2,583	2,739
子会社及びその他の持分投資からの受取配当金	1,395	302	2,817	1,696	2,892
保有不動産からの収益	138	133	142	271	295
その他の経常収益	342	378	447	721	887
その他の経常費用	(95)	(109)	(137)	(204)	(256)
経常活動からのその他の収益	1,779	705	3,269	2,484	3,817
営業収益合計	3,978	3,192	5,124	7,170	7,493
人件費	1,373	598	860	1,972	1,930
一般管理費	882	946	919	1,828	1,884
営業費用小計	2,255	1,545	1,778	3,799	3,813
子会社及びその他の持分投資の減損	(28)	119	19	91	102
有形固定資産、ソフトウェア及び無形資産の 減価償却費、償却費及び減損	185	185	193	371	373
引当金の変動及び損失	7	10	(69)	16	(36)
営業費用合計	2,421	1,857	1,922	4,278	4,251
営業利益	1,558	1,334	3,203	2,892	3,242
特別利益	69	34	31	104	123
税金費用 / (税務上の便益)	119	74	59	193	132
当期純利益 / (損失)	1,508	1,295	3,174	2,803	3,232

	億円（スイス・フランからの換算値）				
	終了四半期			累計期間	
	2020年 6 月30日	2020年 3 月31日	2019年 6 月30日	2020年 6 月30日	2019年 6 月30日
受取利息及び割引料 ⁽¹⁾	1,278	1,671	2,312	2,949	4,638
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息 及び受取配当金	584	757	817	1,341	1,554
金融投資からの受取利息及び受取配当金	84	105	139	190	283
支払利息 ⁽²⁾	(1,863)	(2,053)	(3,926)	(3,916)	(6,964)
受取利息総額	83	480	(657)	563	(488)
信用損失(費用) / 戻入	(26)	(110)	(53)	(136)	(61)
受取利息純額	57	370	(711)	427	(548)
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料 並びにその他の受取報酬及び手数料	946	1,068	1,046	2,014	1,916
与信関連報酬及び手数料	53	85	41	138	75
支払報酬及び手数料	(163)	(183)	(185)	(346)	(417)
受取報酬及び手数料純額	836	971	902	1,806	1,575
トレーディング収益純額	1,435	1,309	1,874	2,744	3,042
子会社及びその他の持分投資からの受取配当金	1,483	322	3,162	1,805	3,245
保有不動産からの収益	145	143	157	288	327
その他の経常収益	363	403	493	766	979
その他の経常費用	(101)	(116)	(151)	(217)	(283)
経常活動からのその他の収益	1,890	752	3,662	2,642	4,267
営業収益合計	4,217	3,402	5,727	7,620	8,334
人件費	1,457	638	950	2,095	2,129
一般管理費	935	1,008	1,015	1,943	2,079
営業費用小計	2,392	1,646	1,965	4,038	4,208
子会社及びその他の持分投資の減損	(27)	126	21	98	111
有形固定資産、ソフトウェア及び無形資産の 減価償却費、償却費及び減損	197	197	213	394	411
引当金の変動及び損失	7	9	(77)	18	(40)
営業費用合計	2,568	1,979	2,122	4,548	4,689
営業利益	1,649	1,422	3,604	3,072	3,645
特別利益	74	36	33	110	135
税金費用 / (税務上の便益)	125	78	66	204	146
当期純利益 / (損失)	1,598	1,380	3,571	2,977	3,633

⁽¹⁾ 受取利息及び割引料には、2020年 6 月30日、2020年 3 月31日及び2019年 6 月30日に終了した四半期の金融資産に係るマイナスの受取利息94億円（100億円）、72億円（76億円）及び114億円（126億円）がそれぞれ含まれている。⁽²⁾ 2020年 6 月30日、2020年 3 月31日及び2019年 6 月30日に終了した四半期の金融負債に係るマイナスの支払利息68億円(73億円)、62億円(67億円)及び78億円(87億円)がそれぞれ含まれている。

貸借対照表

	百万米ドル			百万スイス・フラン		
	2020年 6月30日現在	2020年 3月31日現在	2019年 12月31日現在	2020年 6月30日現在	2020年 3月31日現在	2019年 12月31日現在
資産						
現金及び中央銀行預け金	50,995	46,430	36,258	48,298	44,737	35,102
銀行預け金	34,000	34,527	27,474	32,202	33,268	26,598
証券ファイナンス取引による債権	69,680	62,714	62,844	65,994	60,428	60,841
顧客貸出金	118,238	127,369	110,334	111,984	122,726	106,818
総損失吸収力(以下「TLAC」という。)適格の重要な規制対象子会社への資金拠出	24,531	24,238	24,203	23,234	23,355	23,432
モーゲージ・ローン	4,358	4,444	4,664	4,127	4,282	4,515
トレーディング・ポートフォリオ資産	86,442	80,906	116,843	81,870	77,957	113,119
デリバティブ金融商品	15,891	24,298	12,436	15,050	23,412	12,039
金融投資	29,435	21,165	23,463	27,878	20,393	22,715
未収収益及び前払費用	1,300	1,322	1,400	1,231	1,274	1,356
子会社及びその他の持分投資	49,784	49,486	49,631	47,151	47,682	48,049
有形固定資産及びソフトウェア	6,093	6,184	6,227	5,771	5,958	6,029
のれん及びその他無形資産	10	11	12	9	10	12
その他の資産	3,102	4,442	3,158	2,936	4,278	3,056
資産合計	493,858	487,536	478,946	467,736	469,760	463,681
内、劣後資産	18,280	17,985	6,688	17,313	17,329	6,475
内、強制転換及び／又は債権放棄の対象となるもの	16,486	16,243	4,885	15,614	15,650	4,729
負債						
銀行預り金	58,587	61,824	61,860	55,489	59,570	59,889
証券ファイナンス取引による債務	24,786	28,254	27,022	23,475	27,224	26,160
顧客預り金	121,869	122,070	120,417	115,423	117,620	116,580
UBS AGレベルでTLAC適格のUBSグループAGからの資金調達	48,933	47,792	47,553	46,345	46,050	46,037
トレーディング・ポートフォリオ負債	29,720	27,495	25,292	28,148	26,493	24,486
デリバティブ金融商品	20,704	24,886	16,326	19,609	23,978	15,805
公正価値での測定を指定された金融負債	57,082	53,384	65,647	54,063	51,438	63,555
内、公正価値での測定を指定された社債	55,049	51,797	64,260	52,137	49,908	62,212
内、公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	2,034	1,587	1,386	1,926	1,529	1,342
発行済社債	69,140	58,241	55,014	65,483	56,118	53,261
内、UBS AGレベルでTLAC適格	7,265	7,225	7,266	6,881	6,962	7,034
未払費用及び繰延収益	2,706	2,319	3,362	2,563	2,234	3,255
その他の負債	7,359	7,169	3,551	6,970	6,902	3,439
引当金	1,170	1,174	1,198	1,108	1,131	1,160
負債合計	442,056	434,609	427,242	418,675	418,759	413,626

貸借対照表（続き）

	百万米ドル			百万スイス・フラン		
	2020年 6月30日現在	2020年 3月31日現在	2019年 12月31日現在	2020年 6月30日現在	2020年 3月31日現在	2019年 12月31日現在
資本						
資本金	393	393	393	386	386	386
一般法定準備金	36,326	36,326	36,326	35,649	35,649	35,649
内、法定資本準備金	36,326	36,326	36,326	35,649	35,649	35,649
内、資本準備金	36,326	36,326	36,326	35,649	35,649	35,649
任意利益準備金 ⁽¹⁾	12,435	11,138	11,138	10,484	9,898	10,130
繰越利益 / (損失) ⁽¹⁾	0	3,848	0	0	3,890	0
当期純利益 / (損失)	2,647	1,223	3,848	2,542	1,178	3,890
資本合計	51,802	52,927	51,705	49,061	51,001	50,055
負債及び資本合計	493,858	487,536	478,946	467,736	469,760	463,681
内、劣後債務	56,961	55,576	22,236	53,948	53,550	21,528
内、強制転換及び / 又は債権放棄の対象となるもの	56,399	55,027	21,674	53,416	53,020	20,984

⁽¹⁾ 2020年4月27日に開催された年次株主総会で承認された通り、2020年第2四半期において、UBS AGは、UBSグループAGに対して繰越利益 / (損失) から現金配当金2,550百万米ドル(2,462百万スイス・フラン)の支払いを行った。繰越利益 / (損失) 残高の残りは、任意利益準備金に計上された。

貸借対照表（続き）

	億円（米ドルからの換算値）			億円（スイス・フランからの換算値）		
	2020年 6月30日現在	2020年 3月31日現在	2019年 12月31日現在	2020年 6月30日現在	2020年 3月31日現在	2019年 12月31日現在
資産						
現金及び中央銀行預け金	53,999	49,165	38,394	56,567	52,396	41,111
銀行預け金	36,003	36,561	29,092	37,715	38,963	31,152
証券ファイナンス取引による債権	73,784	66,408	66,546	77,292	70,773	71,257
顧客貸出金	125,202	134,871	116,833	131,156	143,737	125,105
総損失吸収力(以下「TLAC」という。)適格の重要な規制対象子会社への資金拠出	25,976	25,666	25,629	27,212	27,353	27,444
モーゲージ・ローン	4,615	4,706	4,939	4,834	5,015	5,288
トレーディング・ポートフォリオ資産	91,533	85,671	123,725	95,886	91,303	132,485
デリバティブ金融商品	16,827	25,729	13,168	17,627	27,420	14,100
金融投資	31,169	22,412	24,845	32,651	23,884	26,604
未収収益及び前払費用	1,377	1,400	1,482	1,442	1,492	1,588
子会社及びその他の持分投資	52,716	52,401	52,554	55,223	55,845	56,275
有形固定資産及びソフトウェア	6,452	6,548	6,594	6,759	6,978	7,061
のれん及びその他無形資産	11	12	13	11	12	14
その他の資産	3,285	4,704	3,344	3,439	5,010	3,579
資産合計	522,946	516,252	507,156	547,812	550,183	543,063
内、劣後資産	19,357	19,044	7,082	20,277	20,296	7,584
内、強制転換及び／又は債権放棄の対象となるもの	17,457	17,200	5,173	18,287	18,329	5,539
負債						
銀行預り金	62,038	65,465	65,504	64,989	69,768	70,142
証券ファイナンス取引による債務	26,246	29,918	28,614	27,494	31,885	30,639
顧客預り金	129,047	129,260	127,510	135,183	137,757	136,538
UBS AGレベルでTLAC適格のUBSグループAGからの資金調達	51,815	50,607	50,354	54,279	53,934	53,919
トレーディング・ポートフォリオ負債	31,471	29,114	26,782	32,967	31,029	28,678
デリバティブ金融商品	21,923	26,352	17,288	22,966	28,083	18,511
公正価値での測定を指定された金融負債	60,444	56,528	69,514	63,319	60,244	74,436
内、公正価値での測定を指定された社債	58,291	54,848	68,045	61,063	58,452	72,863
内、公正価値での測定を指定されたその他の金融負債	2,154	1,680	1,468	2,256	1,791	1,572
発行済社債	73,212	61,671	58,254	76,694	65,725	62,379
内、UBS AGレベルでTLAC適格	7,693	7,651	7,694	8,059	8,154	8,238
未払費用及び繰延収益	2,865	2,456	3,560	3,002	2,616	3,812
その他の負債	7,792	7,591	3,760	8,163	8,084	4,028
引当金	1,239	1,243	1,269	1,298	1,325	1,359
負債合計	468,093	460,207	452,407	490,352	490,451	484,439

貸借対照表（続き）

	億円（米ドルからの換算値）			億円（スイス・フランからの換算値）		
	2020年 6月30日現在	2020年 3月31日現在	2019年 12月31日現在	2020年 6月30日現在	2020年 3月31日現在	2019年 12月31日現在
資本						
資本金	416	416	416	452	452	452
一般法定準備金	38,466	38,466	38,466	41,752	41,752	41,752
内、法定資本準備金	38,466	38,466	38,466	41,752	41,752	41,752
内、資本準備金	38,466	38,466	38,466	41,752	41,752	41,752
任意利益準備金 ⁽¹⁾	13,167	11,794	11,794	12,279	11,593	11,864
繰越利益／（損失） ⁽¹⁾	0	4,075	0	0	4,556	0
当期純利益／（損失）	2,803	1,295	4,075	2,977	1,380	4,556
資本合計	54,853	56,044	54,750	57,460	59,732	58,624
負債及び資本合計	522,946	516,252	507,156	547,812	550,183	543,063
内、劣後債務	60,316	58,849	23,546	63,184	62,718	25,214
内、強制転換及び／又は債権放棄の対象となるもの	59,721	58,268	22,951	62,561	62,097	24,576

⁽¹⁾ 2020年4月27日に開催された年次株主総会で承認された通り、2020年第2四半期において、UBS AGは、UBSグループAGに対して繰越利益／（損失）から現金配当金2,700億円（2,883億円）の支払いを行った。繰越利益／（損失）残高の残りは、任意利益準備金に計上された。

会計の基礎

UBS AGの個別財務書類は、スイスGAAP（FINMA会計規則、FINMA令2020/1及び銀行規則）に準拠して作成されている。

会計方針は、原則として2019年度年次報告書(英文)に含まれるUBS AGの連結財務書類に対する「注記1」に記載されている、IFRSに基づく連結財務書類の会計方針と同様である。スイスGAAPとIFRSの主要な相違は、UBS AGの連結財務書類に対する「注記38」に記載されている。UBS AGの個別財務書類に適用された会計方針に関する追加情報は、2019年12月31日現在のUBS AGの個別財務書類に対する「注記2」に記載されている。

UBS AGの期中財務情報の作成には、2019年12月31日現在の年次個別財務書類に適用されているものと同様の会計方針及び算定方法が適用されている。

本期中財務情報は無監査であり、UBS AGの2019年監査済個別財務書類とともに閲覧されるべきものであり、かかる2019年監査済個別財務書類はwww.ubs.com/investorsの「Complementary financial information」にある「Holding company and significant regulated subsidiaries and sub-groups」で閲覧可能である。

2【その他】

(1) 決算日後の状況

以下の事象を除き、UBSグループAG及びUBS AGの2020年度第2四半期財務報告書の参照日（2020年6月30日）より後に重要な事象は発生しなかった。以下の事象とは、2020年7月21日にUBSが発表した事象（UBSグループAGの2020年度第2四半期財務報告書の公表）及び2020年7月24日にUBSが発表した事象（UBS AGの2020年度第2四半期財務報告書の公表）である。

(2) 訴訟

本半期報告書の「第6 1 中間財務書類」に掲載される連結財務書類に対する注記の「注記15 引当金及び偶発負債」を参照のこと。

3【会計原則及び会計慣行の相違】

本書記載のUBS AGの連結財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。UBS AG の個別財務書類はスイスGAAP（FINMA令2015/1及びスイス銀行法）に準拠して作成されている。従って、両会計原則及び会計慣行ともに日本で一般に公正妥当と認められている会計原則（日本基準）に基づいて作成された財務書類とは相違する部分がある。

IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点、並びにスイスGAAPと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点の要約は下記のとおりである。

・ 連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違

(1) 連結手続

(a) 連結会社間の会計方針の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類は、類似の状況における類似の取引及び事象に関し、統一的な会計方針を用いて作成される。在外子会社の財務書類は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社が使用するIFRSに準拠した会計方針に一致させるよう必要なすべての修正及び組替が行われる。また、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、関連会社が類似の状況における同様の取引及び事象について投資者と異なる会計方針を用いている場合、持分法の適用にあたり投資者が関連会社の財務書類を用いる際には、関連会社の会計方針を投資者の会計方針に一致させるように修正が行われる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社の財務諸表がIFRS又は米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合、及び国内子会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合（当連結会計年度の有価証券報告書により開示する予定の場合も含む。）には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(b) 報告日の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類作成に用いる親会社及び子会社の財務書類は、同一の日現在で作成しなければならない。親会社の報告期間の末日が子会社と異なる場合には、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、連結のために親会社の報告期間の末日現在の追加的な財務書類を作成する。実務上不可能な場合、当該日と親会社の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。IFRS第10号はいずれの場合も、子会社の報告期間の末日と連結財務書類の報告期間の末日の相違が3ヶ月を超えないよう要求している。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

また、関連会社又は共同支配企業については、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、持分法の適用において入手し得る直近の関連会社又は共同支配企業の財務書類を利用するが、投資者の報告期間の末日が関連会社又は共同支配企業と異なる場合、関連会社又は共同支配企業は、実務上不可能な場合を除いて、投資者のために投資者の財務書類と同じ日付で財務書類を作成する。子会社の場合のように、実務上不可能であり、持分法の適用に用いる関連会社又は共同支配企業の財務諸表を投資者と異なる日で作成する場合、当該日と投資者の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。IAS第28号はいずれの場合も、関連会社又は共同支配企業の報告期間の末日と連結財務書類の報告期間の末日の相違が3ヶ月を超えないよう要求している。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行う。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、投資会社は、関連会社の直近の財務諸表を使用する。投資会社と関連会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引又は事象が発生しているときには、財務書類の修正又は注記の開示のいずれかを行う。

(2) 連結の範囲及び持分法の適用範囲

IFRSでは、連結財務書類の作成に際し、グループが直接的又は間接的に支配を有する会社を完全に連結し、共同支配企業（IFRS第11号及びIAS第28号で定義される。）及び重要な影響力を有する会社（IAS第28号で定義される関連会社投資）に対して持分法を適用することが要求される。報告企業がIFRS第10号で定義される投資企業である場合は、連結要件に関して例外規定がある。投資者は、（ ）事業体の関連性のある活動に対するパワーを有している場合、（ ）変動リターンに対するエクスポージャーを有している場合、及び（ ）そのパワーを自らのリターンに影響を及ぼすように行使する能力を有している場合に投資先を支配しているとされる。重要な影響力とは、投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配又は共同支配ではないものをいう。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、又は連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社及び重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。

特別目的会社については、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」及び「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額又は当該取引の期末残高等の一定の開示が当該特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められる。

(3) 非支配持分

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得企業は取得日において、清算された場合に被取得企業の純資産に対する比例持分への権利を提供する現在の所有持分である被取得企業に対する非支配持分の構成要素を、（ ）公正価値又は（ ）被取得企業の識別可能純資産の認識額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分のいずれかで測定する。取得企業はそれぞれの取得について、2つの測定基礎のいずれかを選択適用している。

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失にならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法（全面時価評価法）により評価することが要求されている。一方で、IFRSのように非支配株主持分(旧少数株主持分)自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、非支配株主持分(旧少数株主持分)は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

(4) 為替換算

IFRSにおいて外貨建取引は、取引日の直物為替レートで報告企業の機能通貨に換算される。貸借対照表日において、外貨建ての貨幣性資産及び貨幣性負債は、全て決算日の為替レートで機能通貨に換算される。

取得原価で測定される非貨幣性項目は、取引日の為替レートで換算される。

連結の際、在外営業活動体の資産及び負債は、貸借対照表日の為替レートで（UBS AGの）表示通貨に換算され、損益項目及びその他の包括利益は、期中平均レートで換算される。資本金、資本剰余金及び自己株式は、取得時又は発生時の平均レートで換算され、資本金の払戻し又は自己株式の処分時に実現される当該平均レートと直物為替レートとの差額は資本剰余金に計上される。キャッシュ・フロー・ヘッジ及びFVOCIで測定される金融資産に関してOCIに認識された累積額は貸借対照表日の為替レートで換算され、為替換算の影響は利益剰余金を通じて調整される。

日本では、機能通貨・表示通貨の概念がないことを除いて、IFRSの基準と重要な差異はない。したがって、親会社および連結子会社はその資産、負債、収益および費用をそれぞれの国の通貨で測定している。連結財務諸表の作成にあたり、在外子会社の資産および負債項目は決算日レートで、資本項目は、親会社による株式の取得時における項目については、株式取得時の為替相場により、親会社による株式の取得後に生じた項目については、当該項目の発生時の為替相場により換算する。

(5) のれん

IFRS第3号「企業結合」に基づき、のれんとは、取得日における被取得企業の識別可能資産（純額）の公正価値に対する当グループの持分相当額を取得原価が超過する部分である。のれんは償却されないが、企業は各報告期間末に、のれんに減損の兆候がないか評価している。かかる兆候が存在する場合、企業は、のれんの減損テストを実施する必要がある。減損の兆候の有無に関係なく、UBS AGは毎年、減損テストを実施している。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、のれんは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額で認識される。原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

(6) 金融商品の分類及び測定

IFRS第9号は、それぞれの金融資産を管理する事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて全ての金融資産（資本性金融商品を除く。）を、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益（以下「OCI」という。）を通じて公正価値で測定される金融資産、又は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産として分類することを要求している。金融資産が償却原価又はOCIを通じた公正価値での測定のための基準を満たす場合、資産及び負債を異なる基準で測定するために生じる会計上のミスマッチを大幅に低減又は解消するのであれば、当該資産を純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定することができる。トレーディング目的保有でない資本性金融商品はOCIを通じて公正価値で指定することができるが、その後の実現利得又は損失は損益計算書に振り替えられない。一方、その他全ての資本性金融商品は純損益を通じて公正価値で会計処理される。

金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（売買目的金融負債及び公正価値オプション）及び償却原価で測定される金融負債に分類される。

発行体の自己の信用リスク（自己の信用）の変動に帰属する、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債から生じる利得又は損失は、OCIに表示され、損益計算書には認識されない。

公正価値を測定するために用いられる評価技法が、観察可能な市場データに基づいていない重要なインプットを必要とするような取引については、当該金融商品は当初、取引価格で認識される。この当初認識額は、評価技法を用いて入手した公正価値と異なる場合がある。かかる差異は、繰り延べられて損益計算書には認識されず、繰延Day1損益として計上される。金融商品に係る繰延Day1損益は、同等の商品の価格もしくは原パラメーターが観察可能となった時点又は当該取引がクローズアウトされた時点で損益計算書に計上される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、金融資産は、原則として法的形態をベースに、有価証券、債権、金銭の信託、デリバティブなどに分類して規定が定められている。さらに、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社及び関連会社株式、その他有価証券（IFRSでは売却可能カテゴリーに類似）に分類される。売買目的有価証券は時価で測定され、時価の変動を損益計算書で認識している。売却可能有価証券（その他有価証券）は、時価で測定し、時価の変動額（評価差額）は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、もしくはb) 個々の証

券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。なお、外貨建の売却可能価値証券（その他有価証券）の評価差額に関して、取得原価又は償却原価に係る換算差額も上記a)もしくはb)と同様に処理する。ただし、外貨建債券については、外国通貨による公正価値の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理することもできる。支払手形、買掛金などの金融負債は、債務額をもって貸借対照表価額とし、社債については社債金額より低いまたは高い価額で発行した場合に償却原価で評価する必要がある。

IFRSで認められる公正価値オプションに関する会計基準はない。また、IFRSのような繰延Day1損益を規定する基準はない。

(7) 金融資産の分類変更

IFRS第9号「金融商品」では、企業は、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を分類変更する。

金融資産を分類変更する場合には、分類変更日から将来に向かって分類変更を適用する。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、売買目的又は売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類した有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

(8) 金融資産の減損

予想信用損失（以下「ECL」という。）は、償却原価で測定される金融資産、FVOCIで測定される金融資産、報酬債権及びリース債権、金融保証並びにローン・コミットメントについて認識される。ECLはまた、リボルビング取消可能信用枠（UBSのクレジット・カード限度額及びスイスの市場で法人顧客及び商業顧客向けとして一般的なマスター信用枠を含む。）の未実行部分にも認識される。UBSでは、両者は「その他の信用枠」と呼ばれ、顧客は要求払残高を引き出すことが認められており（スイスのマスター信用枠でも、ターム商品が可能である。）、UBSはいつでも終了することができる。こうしたその他の信用枠は取消可能であるが、UBSが信用リスクの軽減措置を講じる前に、顧客は資金を引き出すことができるため、UBSは信用リスクにさらされている。

予想信用損失は、契約上のキャッシュ・フローと、実効金利で割り引いて受け取ると予想されるキャッシュ・フローとの差額を表している。予想信用損失は、以下に基づき認識される。

- 最大12ヶ月のECLは、当初の認識時から認識する必要がある。当該ECLは、報告日後12ヶ月（予想残存期間が12ヶ月に満たない場合はこれより短い期間）以内にデフォルトが発生した場合に生じる残存期間の資金不足部分を、当該デフォルトの発生リスクで加重したものである。各金融商品はステージ1の金融商品と呼ばれる。

- 金融商品の当初の認識後に信用リスクの著しい増加（「以下「SICR」という。）が認められる場合には、残存期間にわたるECLの認識が要求される。当該ECLは、金融商品の予想残存期間にわたって起こり得る全てのデフォルト事由から生じる残存期間の資金不足を、当該デフォルトの発生リスクで加重したものである。各金融商品はステージ2の金融商品と呼ばれる。SICRが観察されなくなった場合は、当該金融商品はステージ1に戻る。

- 信用減損金融商品については、残存期間にわたるECLが常に認識され、ステージ3の金融商品と呼ばれる。IFRS第9号の下で金融商品が信用減損しているか否かの判定は、1つまたは複数の損失事象の発生に基づいて行われる。信用減損エクスポージャーには、損失が発生していないポジションや引当金が認識されていないポジションが含まれることがあるが、これは例えば、当該ポジションが担保により全額回収可能であると予想されるためである。

- 購入した又は組成した信用損失金融商品については、当初の認識以降の残存期間にわたるECLの変動も認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の

減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券及びその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金及び債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

(9) 金融資産の認識の中止

IFRS第9号「金融商品」に基づき、UBS AGは、金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは通常、売却により譲渡され、その結果、購入者が当該資産のリスクと経済価値の実質的に全て又は当該資産を売却もしくは担保に差し入れる無条件の能力に伴うリスクと経済価値の重要な部分にさらされる場合、貸借対照表において金融資産又は金融資産の一部の認識を中止する。

金融資産の所有に伴う実質的に全てのリスク及び経済価値を留保も譲渡もしない取引においては、UBS AGは、当該金融資産への支配が移転された場合にその資産の認識を中止するものとし、譲渡に伴い留保される権利及び義務は、それぞれ資産及び負債として認識されている。金融資産に対する支配が留保される譲渡の場合、UBS AGは、継続的関与の程度に応じて当該資産を継続的に認識し、その程度は譲渡後、UBS AGが譲渡資産価値の変動の影響を受ける程度により決定される。

日本では企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(10) ヘッジ会計

IFRSでは、適格なデリバティブ及びデリバティブ以外の金融商品は、（ ）認識されている資産又は負債の公正価値の変動のヘッジ（以下「公正価値ヘッジ」という。）、（ ）認識されている資産もしくは負債又は可能性の非常に高い予定取引に起因する将来キャッシュ・フローの変動可能性のヘッジ（以下「キャッシュ・フロー・ヘッジ」という。）、又は（ ）在外営業活動体に対する純投資のヘッジ（以下「純投資のヘッジ」という。）におけるヘッジ手段として指定される。

2020年1月1日より、UBS AGは、既存のヘッジ会計プログラム全てにIFRS第9号のヘッジ会計の要求事項を将来的に適用している。ただし、ポートフォリオの金利リスクに係る公正価値については、IFRS第9号により認められているように、引き続き、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき会計処理を行っている。

（IFRS第9号及びIAS第39号に基づくヘッジ会計プログラムに適用される）適格な公正価値ヘッジの場合、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動は、ヘッジ対象の帳簿価額の調整として反映され、ヘッジ手段の公正価値の変動とともに損益計算書に認識される。ヘッジ対象の認識の中止以外の理由によりヘッジ会計におけるヘッジ関係が終了した場合、帳簿価額の調整額は、実効金利法によりヘッジ対象の満期までの残存期間にわたり損益計算書に償却される。

為替リスクの公正価値ヘッジにおいて、ヘッジ手段のデリバティブとして指定されたクロス・カレンシー・スワップの外貨ベース・スプレッドは、為替リスクの公正価値ヘッジの指定から除外される。UBSは、資本のその他の包括利益において繰り延べた金額をヘッジのコストとして、外貨ベースを計上することを選択した。これらの金額は、ヘッジ対象の存続期間又はヘッジ関係の認識の中止時に損益計算書にリサイクルされる。

キャッシュ・フローの金利改定リスクに対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの有効部分に関連した公正価値測定による利得又は損失は、当初は、資本のその他の包括利益に認識される。ヘッジ対象である予定キャッシュ・フローが純損益に影響を与える際、ヘッジ手段のデリバティブに係る関連する利得又は損失が資本から損益計算書に振り替えられる。予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジが、有効でなくなったとみなされる場合、又はヘッジ関係が終了した場合、それまでに資本のその他の包括利益に計上されたヘッジ手段のデリバティブに係る利得又は損失の累積額は、確約又は予定取引が発生し、純損益に影響を及ぼすまで、引き続き資本に計上される。予定取引の発生が見込まれなくなった場合、繰り延べられた利得又は損失は直ちに損益計算書に振り替えられる。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理される。ヘッジの有効部分に関連する、ヘッジ手段の商品に係る利得又は損失は、資本に直接認識され（そして持分変動計算書及び包括利益計算書の為替換算調整に表示される。）、非有効部分及び／又は指定されていない部分（例えば、先渡契約の金利の構成要素）に関連する利得又は損失は損益計算書に認識される。在外営業活動体を処分

もしくは一部処分した時点で、当該事業体に関連して資本に認識された利得又は損失の累積額は、純損益に振り替えられる。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても（有効部分とともに）、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

ヘッジ手段が満期、売却、終了又は行使により消滅した場合、若しくはヘッジ関係がヘッジ有効性の評価基準を満たさなくなったとき（ヘッジ会計の要件が満たされなくなった場合）にヘッジ会計の適用を中止する。また、ヘッジ対象が消滅した時、又はヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになったときには、ヘッジ会計を終了する。ヘッジ会計の適用が中止された場合、その時点までのヘッジ手段に係る繰延損益はヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べ、それ以降のヘッジ手段に係る変動額は損益に計上する。利付金融商品の金利リスクがヘッジ対象の場合、ヘッジ対象の満期までの期間にわたってヘッジ手段に係る繰延損益を損益認識する。また、ヘッジ会計の終了の場合は、繰り延べられていたヘッジ手段に係る繰延損益を当期の損益として処理する。

(11) 金融保証、ローン・コミットメント

IFRS第9号「金融商品」に基づき、公正価値に基づいて管理される一定の発行済金融保証又はローン・コミットメントは、純損益を通じて公正価値での測定を指定される。公正価値に基づいて管理されない金融保証は、財務書類において当初公正価値で認識される。当初認識後、これらの金融保証は、「ECLの額」と「報告日現在で認識されている収益累計額控除後の当初認識額」のいずれか高い額で測定される。

日本では、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

日本では、ローン・コミットメントはオフバランス取引である。当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及びローン・コミットメントについて、貸手である金融機関等は、その旨及び極度額又はローン・コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記する。

(12) 株式報酬

UBSグループAGは、UBS AGの従業員に付与される株式報酬制度の付与者であり、当該制度を決済する義務を負う。UBS AGは、従業員に付与された報奨の公正価値を認識する。これらの報奨は通常、従業員が特定の勤務期間を完了することを条件とし、またパフォーマンス・シェアについては、特定の業績条件が満たされることを条件とする。報酬費用はトランシュごとに、権利確定見込数の見積りの基となる勤務期間にわたって認識され、実際の結果を反映するよう調整される。例えば、リストラクチャリング・プログラムや双方で合意した雇用終了規定の影響を受ける従業員の場合など、勤務期間が短縮された場合は、費用の認識は雇用終了日までの期間に前倒しされる。

退職の基準を満たす従業員や一定の年齢と勤続年数の基準を満たす従業員の場合など、将来の勤務が必要でない場合は、サービスを受領したものとみなし、報酬費用は付与日または付与日より前に直ちに認識される。一定の権利確定条件以外の条件が充足されない場合、このような報奨は法的な権利確定日まで失効可能な状態であることがある。株式決済型の報奨の場合、権利確定条件以外の条件の違反から生じる失効事由が発生しても費用の調整は行われない。

UBS AGは報奨を決済する義務を有していないため、UBSグループAG株式による報奨は、持分決済型の株式に基づく支払取引として分類される。報酬費用は、該当する場合、配当請求権や実質的に権利確定日以降に及ぶ譲渡制限、権利確定条件以外の条件等、報奨に内在する諸条件を考慮して、付与日において調整されたUBSグループAGの資本性金融商品の公正価値を参照して測定される。公正価値は付与日に決定され、再測定されない。た

だし、当該条件が修正され、修正直後の公正価値が修正直前の公正価値を上回る場合を除く。修正の結果、公正価値が増加する場合、残存勤務期間にわたって、又は権利確定済の報奨については直ちに、当該増加分を報酬費用として認識する。

日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」により、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプション等については、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理されている。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

(13) 退職後給付

IFRSでは、IAS第19号改訂「従業員給付」に基づき、確定給付年金制度については、貸借対照表に認識される確定給付負債は、貸借対照表日の確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額であり、再測定により生じる変動は「その他の包括利益」に直ちに計上される。制度資産の公正価値が確定給付制度債務の現在価値を上回る場合、発生した確定給付資産（純額）の認識は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額という形で利用可能な経済的便益の現在価値に制限される。UBS AGは、予測単位積増方式を適用して、その確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用（該当がある場合）を算定する。アクチュアリーによる予測単位積増方式の適用により、当該期間において期間年金費用純額が生じる。期間年金費用純額は、以下の構成要素の純額である。

- 当期勤務費用
- 確定給付債務（資産）純額に係る利息純額
- 過去勤務費用及び清算による利得又は損失

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」により、確定給付型退職給付制度について、制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上される。過去勤務費用及び数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。これらはその後の期間にわたって、当期純利益及び損失を構成する項目として費用処理される。

(14) 固定資産の減損

IFRSでは、IAS第36号「資産の減損」に基づき、資産（金融資産等のIAS第36号を適用外とする資産を除く）は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上され、各報告日に減損の兆候の有無を検討している。減損損失は、資産の帳簿価額がその回収可能価額（資産又は資産グループの耐用年数の終了時点での継続的使用及び処分から生じると見込まれる見積将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の額）を超過する額として認識される。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、資産又は資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、回収可能価額（資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値（資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

(15) 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産を「売却目的保有」として分類し、複数の資産で単一の取引で1グループとして合わせて売却される予定のものは、「処分グループ」に分類し、売却に直接関連する負債も処分グループに加えている。売却目的保有に分類された処分グループの資産は、帳簿価額と見積売却費用控除後の公正価値とのいずれか低い価額で測定され、貸借対照表上、売却目的保有に分類された処分グループの負債と区分して表示される。IFRSでは、

包括利益計算書及び損益計算書上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して表示することも要求されている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却又は廃棄予定の固定資産は「固定資産の減損に係る会計基準」等に基づき会計処理されることになる。

(16) 有給休暇

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に基づき、有給休暇の権利を増加させる勤務に従業員が提供したときに有給休暇の予想コストを認識する。

日本では、有給休暇に関する特段の規定はない。

(17) 収益認識

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の中心となる原則を「約束した財またはサービスの顧客への移転を、当該財またはサービスと交換で企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように収益を認識しなければならない」と定めた上で、収益認識を以下の5つのステップに分けている。

- ・ステップ1：顧客との契約を識別する
- ・ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ・ステップ3：取引価格を算定する
- ・ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ・ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

顧客に移転する財またはサービスに対する対価を企業が回収できる可能性が高い範囲で収益を認識する。この場合、顧客が期日に支払う能力と意思を持っているかどうかを検討しなければならない。いかなる変動対価も、関連する不確実性が後に解消された場合に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲においてのみ、取引価格に含めるべきである。

日本においては出荷基準、検収基準等の収益認識基準があるが、当中間連結会計期間末において適用可能なIFRSのような包括的な規定はない。2018年3月30日、企業会計基準委員会は、「収益認識に関する会計基準」等を公表した。当該基準は、IFRSに基づく収益認識基準と大部分において類似している。本会計基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度から適用され、2018年4月1日以後開始する事業年度から早期適用も認められる。

(18) 金融資産及び金融負債の相殺の表示

IFRSでは、金融資産及び金融負債は、以下の要件を満たす場合、相殺表示しなければならない。

- (1) 企業は、認識した金額を相殺する法的に強制可能な権利を有している。
- (2) 企業は、純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図がある。

通常、マスター・ネットリング契約は、債務不履行以外に相殺する法的に強制可能な権利が存在しないため、相殺表示されない場合がある。

日本では、以下の要件を満たす場合、相殺表示が認められる。

- (1) 同一の相手先に対する金銭債権と金銭債務である
- (2) 相殺が法的に有効で企業が相殺する能力を有する
- (3) 企業が相殺して決済する意思を有する

さらに、企業は債務不履行以外に相殺する意図がない場合でも、マスター・ネットリング契約の相殺表示は認められる。

(19) リース

2019年1月1日に、UBS AGは、IFRS第16号「リース」を適用した。IFRS第16号では、リース契約の借手の場合、リース期間の開始時にリース負債及び対応する使用权（RoU）資産を認識する。リース負債は、リース期間にわたるリース料を、UBS AGの無担保借入利率（リースの計算利率は、借手は通常観察可能ではない。）で割り引いた現在価値に基づき測定される。もっとも、借手は、一定の短期リースについては、免除規定が選択可能である。

日本の会計基準においては、リース取引はオペレーティング・リースおよびファイナンス・リースに分類される。ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。オペレーティング・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるが、解約不能リース期間が、リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上又は解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、通常の売買取引に係る方法に準じて、リース物件及びこれに係る債務をリース資産及びリース債務として借手の財務諸表に計上する。

所有権移転ファイナンス・リース（リース期間の終了時にリース資産所有権が借手に移転する）については、

- 貸手の購入価額が借手にとって明らかな場合は、貸手の購入価額、または
- 貸手の購入価額が借手にとって不明な場合は、リース料総額の現在価値と見積現金購入価額のいずれか低い金額

所有権移転外ファイナンス・リース（リース期間の終了時にリース資産所有権が借手に移転しない）については、

- 貸手の購入価額が借手にとって明らかな場合は、リース料総額の現在価値と貸手の購入価額のいずれか低い金額、または
- 貸手の購入価額が借手にとって不明な場合は、リース料総額の現在価値と見積現金購入価額のいずれか低い金額

でリース資産および負債は計上される。

ただし、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）又は短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、簡便的に賃貸借処理を行うことができる。

オペレーティング・リースについては、借手はオフ・バランスで処理し、支払いリース料はリース期間にわたって費用処理される。

(20) マイナス利息

IFRSでは、デリバティブを除く金融資産に係る受取利息は、プラスの場合は受取利息、マイナスの場合は支払利息に含まれる。これは、金融資産に生じるマイナスの受取利息が収益の定義を満たさないことによるものである。同様に、デリバティブを除く金融負債に係る支払利息は、支払利息に含まれるが、金利がマイナスの場合は、受取利息に含まれる。

日本基準には、マイナス利息の開示上の取り扱いに関する特段の規定はない。

・ 個別財務情報：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違

(1) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融商品

スイスGAAPでは、その他の包括利益を通じて公正価値(以下「FVOCI」という。)で分類されるものは存在しない。スイスGAAPでは、非トレーディング負債性金融商品は、当該資産が公正価値ベースで管理される場合であっても、通常、償却原価で測定される。また証券の形態の金融資産の測定は、当該資産の性質によって決定される。満期まで保有されない負債性金融商品(すなわち売却可能商品)及び永続的に保有する意図のない資本性金融商品は、金融投資に分類され、(償却)原価と市場価値のいずれか低い価額で測定される。当初の取得原価を上限とする市場価額の調整及び金融投資の売却に係る実現利得又は損失は、損益計算書の「経常活動からのその他の収益」に計上される。永続的に保有する意図のある資本性金融商品は、「子会社及びその他の持分投資」に分類され、減損控除後の取得原価で測定される。

日本では、その他有価証券は、原則的に期末日の時価で計上されるが、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を期末の時価とする方法も継続適用を条件として認められている。評価差額は、税効果を調整したうえで、純資産の部に計上される。

(2) 金融負債に適用される公正価値オプション

スイスGAAPでは、公正価値オプションは、債務の主契約及び自己の資本に関連しない1つ又は複数の組込デリバティブで構成される仕組債にのみ適用することが認められる。さらに、UBSの自己の信用の変動に起因する未実現の公正価値の変動は認識されないが、実現した自己の信用はトレーディング収益純額として認識される。

日本では、公正価値オプションに関する会計基準はない。

(3) 予想信用損失に係る評価性引当金及び負債性引当金

スイスGAAPでは、債権は、損失事象が当初の認識後に発生し、かつ、当該損失事象が、信頼性をもって見積ることができる将来キャッシュ・フローに影響を及ぼすことを客観的な証拠が示している場合に、減損しているとして貸倒引当金又は信用損失引当金が認識される（発生損失アプローチ）。UBSでは、発行体又は取引相手先の信用力が低下した結果、当初の契約条件による債権に基づく金額を、UBSが全額は回収できない場合に、債権が減損していると判断する。発生損失アプローチに基づく減損は、IFRSにおけるステージ3の信用減損債権に係るECLと一致する。「債権」とは、償却原価で計上される貸出金もしくは債権、又は償却原価で測定されるその他の負債性金融商品、償却原価もしくは時価のいずれか低い方で計上される売却可能負債性金融商品、又は信用状、保証、もしくはその他の類似の商品等のコミットメントである。貸倒引当金は、金融資産の帳簿価額の減少として計上されるが、コミットメント等のオフバランス項目に対する信用損失引当金は、引当金として計上されている。信用損失に係る評価性引当金及び負債性引当金の変動は信用損失（費用）/戻入として認識されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券及びその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金及び債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

(4) デリバティブ・ヘッジ会計

スイスGAAPでは、キャッシュ・フロー・ヘッジ又は公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動のヘッジ有効部分は、貸借対照表上、その他の資産又はその他の負債として繰り延べられる。公正価値ヘッジで指定されたヘッジ対象の帳簿価額は、ヘッジ対象のリスクに起因する公正価値の変動に対して調整されない。

日本では、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまでヘッジ手段の損益又は時価の変動を繰り延べる繰延ヘッジ会計を、原則として適用している。ヘッジ手段に係る損益は発生時に認識せず、純資産の部に表示し、ヘッジ対象に係る損益が認識された段階で、損益に振り替える処理が行われる。

(5) のれん及び無形資産

スイスGAAPでは、のれん及び耐用年数が不確定な無形資産は、5年以内の期間で償却される。ただし、それより長い年数が正当と認められる場合は、10年を超えない期間で償却できる。さらに、これらの資産については、毎年減損テストが実施される。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損テストの対象となる。ただ

し、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。無形資産は一般的には耐用年数にわたり定額法で償却される。

(6) 年金基金（確定給付制度）

スイスGAAPでは、年金及びその他の退職後給付制度に関してIFRS又はスイスの会計基準を適用することを認めている。その選択は制度ごとに行われる。UBS AGは、その個別財務書類において、スイス以外の確定給付制度にIFRS（IAS第19号）を適用し、スイスの年金制度にはスイスGAAP（FER第16号）を適用している。スイス以外の確定給付制度に係る確定給付債務及び制度資産の再測定による損益は、資本に直接ではなく損益計算書に認識される。スイスGAAPは、年金基金に対する雇用主掛金を損益計算書において人件費として認識することを要求している。さらにスイスGAAPは、スイスGAAP（FER第26号）に従って作成された年金基金の財務書類に基づいて、年金基金からの経済的便益又は債務が雇用主に生じるかどうか、及びこれらが諸条件を満たす場合に貸借対照表に認識されるかどうかを評価することを要求している。年金資産又は年金負債を計上する条件が満たされるのは、例えば、雇用主掛金の積立金を利用できる場合や、雇用主が（FER第26号に基づく）年金の積立不足額を減らすために拠出を要求される場合などである。

日本では、確定給付型退職給付制度について、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められているため、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額から制度資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。なお、当該未認識項目について一括して損益処理することも選択可能である。退職給付に係る費用は、数理計算上の差異の費用処理額も含め、特定の場合を除いて、営業費用として損益計算書に計上される。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、原則として、各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理しなければならない。費用処理の方法は、定額法と定率法のいずれかを選択できるが、いったん採用した方法は正当な理由により変更する場合を除き、継続的に適用しなければならない。

(7) マイナス利息

スイスGAAPでは、金融資産に係るマイナス利息は受取利息に表示され、金融負債に係るマイナス利息は支払利息に表示される。

日本基準には、マイナス利息の開示上の取り扱いに関する特段の規定はない。

第7【外国為替相場の推移】

スイス・フランから円への為替相場及び米ドルから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているので、記載を省略する。

第8【提出会社の参考情報】

提出書類	提出年月日
訂正発行登録書	2020年1月14日
訂正発行登録書	2020年1月27日
訂正発行登録書	2020年1月27日
発行登録追補書類	2020年1月28日
発行登録追補書類	2020年1月28日
発行登録追補書類	2020年1月28日
発行登録追補書類	2020年1月31日
発行登録追補書類	2020年2月3日
発行登録追補書類	2020年2月10日
発行登録追補書類	2020年2月14日
発行登録追補書類	2020年2月14日
臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項 第9号の規定に基づく)	2020年3月5日
訂正発行登録書	2020年3月5日
発行登録追補書類	2020年4月10日
発行登録書	2020年4月23日
訂正発行登録書	2020年5月28日
訂正発行登録書	2020年5月29日
有価証券届出書	2020年6月1日
発行登録追補書類	2020年6月17日
発行登録追補書類	2020年6月19日
有価証券届出書の訂正届出書	2020年6月22日
有価証券報告書(2019年度)	2020年6月30日
訂正発行登録書	2020年7月28日
発行登録追補書類	2020年8月4日
発行登録追補書類	2020年8月14日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

本「第2 保証会社以外の会社の情報」中の「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」及び「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」の記載内容については、2020年9月28日までに公開されている情報に基づくものである。

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1. 株式会社小松製作所

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社小松製作所 東京都港区赤坂二丁目3番6号

(2) 理由

以下に記載した本社債は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、一定の日における当該会社の普通株式の株価が一定の額を下回る場合に当該会社の普通株式の交付及び現金調整額の支払（もしあれば）により償還される場合があり、また利率の水準及び早期償還の有無が当該会社の普通株式の株価の水準により決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2022年5月27日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社小松製作所)	2019年5月29日	15億円	無
UBS銀行 2021年11月26日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタル クーポン円建社債(株式会社小松製作所・ソフト バンクグループ株式会社)	2019年11月25日	5億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (2020年8月7日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	972,581,230	東京証券取引所(市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式 単元株式数100株

2. ソフトバンクグループ株式会社

(1) 当該会社の名称及び住所

ソフトバンクグループ株式会社 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(2) 理由

以下に記載した本社債は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、一定の日における当該会社の普通株式の株価が一定の額を下回る場合に当該会社の普通株式の交付及び現金調整額の支払（もしあれば）により償還される場合があり、また利率の水準及び早期償還の有無が当該会社の普通株式の株価の水準により決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2021年11月26日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタル クーポン円建社債（株式会社小松製作所・ソフト バンクグループ株式会社）	2019年11月25日	5億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） (2020年8月13日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,089,814,330	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり権利内容 に何ら限定のないソフトバンク グループ(株)における標準とな る株式です。 単元株式数は、100株です。

(注)「発行済株式数」の欄には、2020年8月1日から2020年8月13日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

3. 株式会社クボタ

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社クボタ 大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号

(2) 理由

以下に記載した本社債は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の
主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、一定の日における当該会社の普通株
式の株価が一定の額を下回る場合に当該会社の普通株式の交付及び現金調整額の支払（もしあれば）によ
り償還される場合があり、また利率の水準及び早期償還の有無が当該会社の普通株式の株価の水準により
決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2022年2月18日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタル クーポン円建社債（株式会社クボタ・株式会社 安川電機）	2020年2月17日	5億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） (2020年8月7日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,220,576,846	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は、100株です。

4. 株式会社安川電機

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社安川電機 北九州市八幡西区黒崎城石2番1号

(2) 理由

以下に記載した本社債は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の
主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、一定の日における当該会社の普通株

式の株価が一定の額を下回る場合に当該会社の普通株式の交付及び現金調整額の支払（もしあれば）により償還される場合があり、また利率の水準及び早期償還の有無が当該会社の普通株式の株価の水準により決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2022年2月18日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタル クーポン円建社債（株式会社クボタ・株式会社 安川電機）	2020年2月17日	5億円	無
UBS銀行 2021年2月26日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタル クーポン円建社債（株式会社サイバーエージェ ント・株式会社安川電機）	2020年2月25日	3億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） (2020年7月13日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	266,690,497	東京証券取引所市場第一部、 福岡証券取引所	単元株式数 100株

5. 株式会社サイバーエージェント

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社サイバーエージェント 東京都渋谷区宇田川町40番1号

(2) 理由

以下に記載した本社債は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出事債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、一定の日における当該会社の普通株式の株価が一定の額を下回る場合に当該会社の普通株式の交付及び現金調整額の支払（もしあれば）により償還される場合があり、また利率の水準及び早期償還の有無が当該会社の普通株式の株価の水準により決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2021年2月26日満期 複数株式参照型 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタル クーポン円建社債（株式会社サイバーエージェ ント・株式会社安川電機）	2020年2月25日	3億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） (2020年7月27日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	126,426,600	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。

6. 株式会社日立製作所

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

(2) 理由

以下に記載した本社債は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、一定の日における当該会社の普通株式の株価が一定の額を下回る場合に当該会社の普通株式の交付及び現金調整額の支払（もしあれば）により償還される場合があり、また早期償還の有無が当該会社の普通株式の株価の水準により決定される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2021年6月28日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（株式会社日立製作所）	2020年6月29日	10億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） (2020年8月31日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	967,885,277	東京、名古屋	単元株式数は100株

（注）「発行済株式数」の欄に記載されている株式数には、2020年8月1日から2020年8月31日までの間の新株予約権の行使により発行した株式数を含まない。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

1．株式会社小松製作所

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
四半期会計期間 第152期 第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
2020年8月7日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書
該当事項なし

ハ．訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社小松製作所 本店	東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

2．ソフトバンクグループ株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
四半期会計期間 第41期 第1四半期（自 2020年4月1日 至2020年6月30日）
2020年8月13日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書
該当事項なし

ハ．訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
-----	-------

ソフトバンクグループ株式会社 本店

東京都港区東新橋一丁目9番1号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

3. 株式会社クボタ

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間 第131期 第2四半期 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

2020年8月7日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

該当事項なし

ハ. 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社クボタ 本店	大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号
株式会社クボタ 東京本社	東京都中央区京橋二丁目1番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

4. 株式会社安川電機

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間 第105期 第1四半期 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)

2020年7月13日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

該当事項なし

ハ. 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社安川電機 本店	北九州市八幡西区黒崎城石2番1号
株式会社安川電機 東京支社	東京都港区海岸一丁目16番1号 ニューピア竹 芝サウスタワー
株式会社安川電機 大阪支店	大阪市北区堂島二丁目4番27号 新藤田ビル
株式会社安川電機 中部支店	愛知県みよし市根浦町二丁目3番地1
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号

5. 株式会社サイバーエージェント

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間 第23期 第3四半期 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

2020年7月27日関東財務局長に提出

- ロ．臨時報告書
該当事項なし
- ハ．訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

<u>名</u> <u>称</u>	<u>所</u> <u>在</u> <u>地</u>
株式会社サイバーエージェント 本店	東京都渋谷区宇田川町40番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

6．株式会社日立製作所

(1) 当該会社が提出した書類

- イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
四半期会計期間 第152期 第1四半期 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
2020年8月31日関東財務局長に提出

- ロ．臨時報告書
該当事項なし
- ハ．訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

<u>名</u> <u>称</u>	<u>所</u> <u>在</u> <u>地</u>
株式会社日立製作所 本店	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 理由

1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

ユービーエス・エイ・ジー 2020年12月24日満期 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債（愛称：パワーボンド日経平均1912）

UBS銀行2021年2月18日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債（ノックイン65）

UBS銀行2021年2月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照円建社債

ユービーエス・エイ・ジー 2021年8月27日満期 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債（愛称：パワーボンド日経平均2008）

UBS銀行2021年9月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン 円建社債

UBS銀行2021年12月24日満期 早期償還条項 / ノックイン条項付 日経平均株価連動円建社債

UBS銀行2022年6月29日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日米2指数（日経平均株価・S&P500指数）参照円建社債

UBS銀行2023年2月13日満期 早期償還条項付（ステップダウン）ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

UBS銀行2023年6月30日満期 期限前償還条項（トリガーステップダウン）ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2指数（日経平均株価・S&P500指数）連動 円建社債

UBS銀行2023年8月25日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）

UBS銀行2023年8月25日満期 期限前償還条項（トリガーステップダウン）ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2指数（日経平均株価・S&P500指数）連動 円建社債

UBS銀行2024年11月27日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債

UBS銀行2025年2月14日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債

UBS銀行2025年2月27日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノックイン型日欧2指数（日経平均株価、ユーロ・ストックス50指数）参照デジタル・クーポン円建社債

2. 上記各社債の変動利率（もしあれば）、満期償還額及び早期償還の有無は、株価指数に連動し、早期償還日には、社債所持人は、利息金額及び投資元本の合計相当額を受け取ることになる。早期償還されず、かつ、株価指数が一定の条件下にある場合、満期日に社債所持人は、最終利息金額及び満期償還額（額面金額×（株価指数終値÷基準株価指数））の合計相当額を受け取ることになる。従って、日経225指数、ユーロ・ストックス50指数及びS&P500の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

(2) 内容

日経225指数は、日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。日経225指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、全て東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。日経225指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の日経225指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

ユーロ・ストックス50指数は、ユーロ・ストックス・インデックスであり、浮動株時価総額に関してユーロ圏で秀でた部門を有し傑出した存在である優良銘柄の指標を提供している。当該指数は、ユーロ圏の11カ国（オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル及びスペイン）の50の株式を網羅している。当該指数は、ユーロ・ストックス・トータル・マーケット・インデックス（TMI）の浮動株時価総額の約60%をカバーしており、ユーロ・ストックス・トータル・マーケット・インデックス（TMI）は、かかる

国々の浮動株時価総額の約95%をカバーしている。ユーロ・ストックス50指数は、ETF、先物、オプション及び仕組み商品等の幅広い投資商品の原資産となる指標として機能している。ユーロ・ストックス50指数には3つのタイプ（価格、総売上及び純利益）があり、それぞれ5種類の通貨（ユーロ、米ドル、カナダドル、英国ポンド及び日本円）で算出される指数である。基準値は1991年12月31日現在で1,000とする。

S&P500とは、定期的に会合を行うS&P指数委員会（S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの経済専門家及び株価アナリストによるチーム）により管理されている。S&P指数委員会の目的は、より幅広い資本領域におけるリスク・リターン特性を継続的に考察し、S&P500が米国株式の代表的な指数であり続けるようにすることである。S&P指数委員会はさらに銘柄の流動性を監視することで、ポートフォリオ取引の効率化を図るとともに、銘柄入替を最小限に抑える。S&P指数委員会は指数の管理のために、公表されているガイドラインに従っている。これらのガイドラインは、投資家が指数を再現し、S&P500と同じ性能を獲得できるように、要求される透明性と必要な公平性を提供する。

2【当該指数等の推移】

次表は最近5事業年度及び当半期中の日経225指数、ユーロ・ストックス50指数及びS&P500の最高・最低値を示したものである。

日経225指数（終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の年度別 最高・最低値	年 度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	最 高	20,868.03	19,494.53	22,939.18	24,270.62	24,066.12
	最 低	16,795.96	14,952.02	18,335.63	19,155.74	19,561.96

当半期中の月別 最高・最低値		2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月	2020年6月
	最 高	24,083.51	23,873.59	21,344.08	20,193.69	21,916.31	23,178.10
	最 低	22,977.75	21,142.96	16,552.83	17,818.72	19,619.35	21,530.95

2020年9月23日現在、日経225指数の終値は、23,346.49円であった。

ユーロ・ストックス50指数（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の年度別 最高・最低値	年 度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	最 高	3,828.78	3,290.52	3,697.40	3,672.29	3,782.27
	最 低	3,007.91	2,680.35	3,230.68	2,937.36	2,954.66

当半期中の月別 最高・最低値		2020年1月	2020年2月	2020年3月	2020年4月	2020年5月	2020年6月
	最 高	3,808.26	3,865.18	3,420.56	2,996.08	3,094.47	3,384.29
	最 低	3,640.91	3,329.49	2,385.82	2,662.99	2,760.23	3,077.92

2020年9月23日現在、ユーロ・ストックス50指数の終値は、3,180.11ポイントであった。

S&P500（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の年度別 最高・最低値	年 度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
	最 高	2,130.82	2,271.72	2,690.16	2,930.75	3,240.02
	最 低	1,867.61	1,829.08	2,257.83	2,351.10	2,447.89

当半期中の月別 最高・最低値		2020年 1 月	2020年 2 月	2020年 3 月	2020年 4 月	2020年 5 月	2020年 6 月
	最 高	3,329.62	3,386.15	3,130.12	2,939.51	3,044.31	3,232.39
	最 低	3,225.52	2,954.22	2,237.40	2,470.50	2,820.00	3,002.10

2020年 9 月23日現在、S&P500の終値は、3,236.92ポイントであった。